

令和5年4月17日～18日

於・日本学術会議講堂

第187回総会速記録

令和5年4月17日（第1日目）

日本学術会議

目 次

1、開会 午前10時00分	2
1、オンライン参加の併用について.....	3
1、会長/副会長/部長活動報告	4
1、若手アカデミー活動報告	16
1、規則改正	30
1、外部評価報告	33
1、学術会議の在り方に関する政府方針への対応（会員任命問題への対応含む）①	38
1、内閣府からの検討状況についての説明聴取・意見交換	39
1、散会 午後7時29分	128

[開会（午前10時00分）]

○梶田隆章会長 皆様、おはようございます。これより日本学術会議第187回総会を開会いたします。

まず、総会の冒頭には御都合のつく範囲で担当大臣にお越しいただき御挨拶をいただくのが恒例となっておりますが、後藤茂之内閣府特命担当大臣におかれましては、担当されるコロナ特措法案の国会審議に関する対応のため総会冒頭の御出席は難しいと伺っておりますので、御報告いたします。

それでは、議事に入る前に本日の配布資料及び留意事項について事務局から説明をお願いします。

○企画課長 事務局でございます。まず、配布資料の確認をさせていただきます。

現在お配りしておりますのは、資料1から資料5及び参考資料2点の計7点です。資料1「日本学術会議第187回総会資料」、資料2「日本学術会議活動状況報告 会長及び副会長報告資料」、資料3「各部部長及び若手アカデミー報告資料」、資料4「米英独仏アカデミー調査」、資料5「規則改正」、参考資料「関係法規集」、参考資料「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」、以上でございます。これらのほか、資料6から資料8は後ほど追加配布させていただく予定ですので、あらかじめ御承知おきください。

資料はそろっておりますでしょうか。会場で御参加の方で足りない資料等がございましたら、挙手いただければ事務局の担当者がお持ちいたします。

続いて、留意事項について申し上げます。本日はオンラインにより参加されている会員の方々もおられます。御発言される際には、冒頭にお名前と所属部をおっしゃっていただき、はっきりゆっくり発言いただきますようお願いいたします。

会場から御参加いただいている皆様は、発言の御希望がある場合は挙手いただくか席札を立てる形で発言の意思表示をお願いいたします。御発言の際には係の者がワイヤレスマイクをお持ちしますので、そのマイクを使って御発言いただきますようお願いいたします。ハウリング防止のため、会場から御参加いただいている皆様はオンライン会議には接続されませんようお願いいたします。

オンラインにて御参加いただいている皆様、入室に当たり本人確認に御協力いただきありがとうございました。会議中はカメラはオン、マイクはオフにさせていただきますようお願いいたします。また、発言の御希望がある場合には、挙手機能またはチャット機能を利用して意思表示いただき、指名を受けましたらマイクをオンにして御発言ください。なお、チャット機能を使用される際は、ホストへのダイレクトチャットではなく、全体チャットで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画でも配信しておりますので、御承知おきください。傍聴される方におかれましては、本日の資料は日本学術

会議のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。この後、追加配布される資料につきましても、準備ができ次第、ホームページに掲載させていただく予定です。

連絡事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**梶田隆章会長** ありがとうございます。今の説明、よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。これからの議事進行は望月副会長と高村副会長にお願いいたします。

○**望月眞弓副会長** 皆さん、おはようございます。それでは、会長に代わりまして議事を進めさせていただきます、副会長の望月です。よろしくお願いいたします。

[オンライン参加の併用について]

○**望月眞弓副会長** まず、10時現在の会場での出席会員は82名、オンラインでの出席会員は63名、合計145名でございます。オンラインにより参加いただいている会員の皆様も出席として扱うため、提案1「日本学術会議第187回総会及び部会におけるオンライン参加の併用について」を議題といたします。

提案者である会長から御説明をお願いいたします。

○**梶田隆章会長** では、提案1について御説明いたします。資料1を御覧ください。

7ページにありますとおり、第340回幹事会において、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、現下の状況は総会におけるオンライン参加の併用を可とする「例外的な緊急事態」とであると判断されました。したがって、本提案は、4ページの第308回幹事会決定「日本学術会議総会におけるオンライン参加の併用についての考え方」に基づき、第187回総会をオンライン参加の併用により開催するとともに、現地出席者とオンライン参加者とが同等の権利を行使できることについて総会の承認をお願いするものです。

この幹事会決定に基づき、まずは予備的承認のための手続として、会員の皆様はその可否についてお伺いさせていただきました。その結果、200名の会員の方々から賛成の回答をいただきました。幹事会決定に定められている会員の2分の1以上の回答があり、「回答者の過半数が可とした場合」を満たしておりますので、予備的承認として認められたことを御報告いたします。

この予備的承認を受けて、幹事会決定に基づき、本総会の冒頭において、改めて会員の皆様に承認をいただき、正規の承認をいただいたものとして総会を開会したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○**望月眞弓副会長** 会長、ありがとうございます。

本件について、御質問、御意見はございますでしょうか。

ありがとうございます。御質問、御意見がなければ、提案1「日本学術会議第187回総会及び部会におけるオンライン参加の併用について」を承認することについて御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

オンラインで御参加の方も御異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、提案1は承認されました。ありがとうございました。

これにより、本日の会場とオンラインの両方を合わせた出席会員は現時点で145名ということで、定足数に達しておりますので、御報告申し上げます。

[会長/副会長/部長活動報告]

○望月眞弓副会長 それでは、各種報告に移りたいと思います。会長、副会長、各部の部長、若手アカデミーの順に、前回総会以降の活動内容について御報告をいただきます。資料2及び資料3を御覧ください。質疑応答の時間は皆様の御報告後にまとめて設けたいと思いますので、御承知おきください。

それでは、まず梶田会長から御報告をお願いいたします。

○梶田隆章会長 それでは、会長報告をいたします。

それでは、まず報告の内容ですけれども、日本学術会議の在り方に関する政府の検討への対応、内閣府及び文部科学省からの審議依頼への対応、主な国際活動、幹事会声明・会長談話・会長メッセージ一覧、記者会見一覧という形で報告させていただきます。

会員任命問題についての取組については、残念ながら最初の在り方に関する政府の検討への対応にほとんどの時間を使われておりまして、任命問題への取組についてはこの間、進捗がございませんので、これについては以前の報告を参考として挙げているにとどめております。

それでは、日本学術会議の在り方に関する政府の検討への対応ということで報告いたします。

皆さん御存じのとおり、昨年12月21日の総会で、声明「内閣府「日本学術会議の在り方についての方針」について再考を求めます」の取りまとめをいたしました。引き続いて、昨年12月27日に「内閣府『日本学術会議の在り方についての方針』に関する懸念事項」を発出しております。

その後、本年に入りまして、1月30日及び31日に、この再考を求めますという声明についての会員、連携会員及び協力学術研究団体等を対象とする説明会を開催いたしました。2月16日には、幹事会において内閣府から「日本学術会議法の見直しについての検討状況」について説明を受け、質疑応答を行っております。そして、これを受けて、2月22日に幹事会において「2月16日臨時幹事会における内閣府からの「検討状況」説明について

の懸念事項」を公表いたしました。さらに、4月5日の幹事会において内閣府から説明を受けて質疑応答を行っております。

続きまして、日本学術会議の在り方に関する学術会議の対応の一環としまして、ホームページ上に会長から社会に向けてのメッセージ「対話の始まりとして」を掲載いたしました。また、ホームページに学術会議の在り方に関する政府方針・懸念事項等の関連資料をまとめた特設ページを開設し、トップページにバナーを設置しております。そして、日本学術会議の在り方についての方針に対する学協会等からの声明を取りまとめて公表、さらには、日本経済団体連合会イノベーション委員会企画部会との意見交換を実施しています。これは菱田副会長と小林アドバイザーに対応いただきました。

話題を替えます。内閣府と文部科学省からの審議依頼への対応ということですが、令和4年3月23日に審議依頼を受けて、オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用に関する検討委員会を設置し、回答を12月23日に発出しております。そして、昨年暮れに文部科学省科学技術・学術政策局長から審議依頼「論文の査読に関する審議について」を受けまして、これについて科学者委員会学術体制分科会論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会、委員長は佐々木先生にお願いしておりますが、現在、回答の取りまとめに向けて審議中と聞いております。

続きまして、主な国際活動ですが、これについては高村副会長のほうから御説明が細かくあるかと思しますので、私のほうでは一覧をお見せするだけにとどめたいと思います。

続きまして、幹事会声明及び会長談話・会長メッセージ一覧ですが、会長メッセージとしては「学術会議の在り方についての方針」に関する懸念事項というのを一度出しております。さらに、会長としての発出という意味では、先ほど述べました会長から社会に向けたメッセージ動画「対話の始まりとして」の公表を行っております。

続いて、記者会見一覧です。毎月、定例の記者会見を行ってまいりました。報告事項についてはこれを見ていただければと思います。さらに、Gサイエンス学術会議を行った際に共同の記者会見をしておりますので、それについて御報告いたします。

私のほうからは以上です。

○望月眞弓副会長 梶田会長、ありがとうございました。

続きまして、私から御報告をさせていただきます。

私のほうからは、組織運営・科学者間の連携ということで、こちらにございます科学者委員会関係、地区会議、地方学術会議、若手アカデミー、財務委員会について御報告をさせていただきます。

まず、科学者委員会でございます。第23回から第26回までメール審議をさせていただきました。一つは、男女共同参画分科会が作成をいたしました提言案「大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言—2019年アンケート調査結果を踏まえて—」についてを審議しました。

また、生命科学分野におけるジェンダー・ダイバーシティ連続公開シンポジウムの記録についての審議を行いました。

三つ目、論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会を設置させていただきまして、文科省からの審議依頼についての対応を始めております。

地区会議主催の学術講演会、地区会議の事業計画について審議をいたしました。

協力学術研究団体の指定についての審議をいたしました。

男女共同参画分科会については、先ほど申し上げました記録の審議、それからアンケート検討小分科会からの先ほどの提言についての検討などを行いました。シンポジウム関係といたしまして、学術フォーラム「研究に関する男女共同参画・ダイバーシティの推進」として、3月22日に学術フォーラムを開催させていただきました。

アンケート小分科会は先ほどの提言についての審議を行い、提言案については、現在、科学的助言等対応委員会のほうで御検討いただいているというところでございます。

性差に基づく科学技術イノベーションの検討小分科会でございます。こちらは2月24日に省庁に出向きまして、見解を発出したものについて意見交換を行っております。

ジェンダー研究国際連携小分科会は、この間、開催はございませんでした。

また、ジェンダー教育推進小委員会についてもこの間の開催はございませんでした。

学術体制分科会でございます。こちらにつきましては、12月20日と本年に入って1月18日に開催をいたしております。12月20日は、これまでの研究インテグリティを中心とした検討の経緯の報告、今後の審議の進め方について、意思の表出についてを審議いたしました。1月18日は、論文査読の意義及び課題に関する検討小委員会、先ほど申し上げました文科省からの審議依頼についての小委員会設置と委員についてを審議させていただいております。

こちらはその小委員会でございます。小委員会につきましては、2月8日、3月9日、3月27日と開催させていただきまして、有識者からの話題提供、生命科学分野の研究者からの意見聴取などを行っております。

次は、学協会連携分科会になります。こちらは、2月17日に「日本学術会議の在り方についての政府方針」のアカデミアに及ぼす影響についてということで、学協会や学協会連携も踏まえた議論をさせていただいております。

協力学術研究団体の承認に関しましては、3月現在で2,118団体となっております。12月の総会以降の承認団体は、ここに示した4団体になります。

研究評価分科会でございます。2月3日に第6回研究評価分科会で本分科会が発出した報告についての議論をしております。その後、第一部に所属する10の分野別委員会の委員長他に対して、人文学・社会科学系分野における「社会的インパクト」に関するヒアリングを実施いたしております。意思の表出の申出申請の提出に関しましては、「人文社会科学の研究による社会的インパクトの創出～分野事例に基づく研究インパクト評価のあり方」というものを、現在、申出申請を出して検討を進めているところでございます。

学術研究振興分科会でございます。こちらは、未来の学術振興構想のために議論を進めております。12月2日に分野別の小委員会を設置いたしまして、策定のプロセスや今後のスケジュールについて検討させていただき、3月10日には各ワーキンググループにおける検討をしました。

学術研究振興分科会の下に設けております取りまとめのための小委員会につきましては、12月23日に発足させましてワーキンググループが設置され、その中で議論が進められております。正式な形での小委員会、ワーキングの会議はここには掲載されておりませんが、非公式な形で何回か繰り返し開催していただいております。

次は地区会議でございます。学術会議は、ここに示しました7地区に分けてそれぞれの地区で学術講演会等の活動を行っていただいております。

昨年の総会以降でございますが、12月9日に中部地区の地区会議が開催されております。また、3月14日には九州・沖縄地区の地区会議が開催されております。地区会議ではニュースをそれぞれの地区で発行されておりますが、ここにある5地区で発行されました。

地方学術会議でございます。地方学術会議は、地方創生に関する取組を従来より強化するために平成30年度から開催されてきているものです。今回、「日本学術会議 in つくば」ということで今年の2月15日に、会場は国立開発研究法人防災科学研究所で行いました。第一部で幹事会懇談会を行い、第二部では「持続的かつレジリエントな道筋への移行」という学術講演会を開催し、参加者283名をいただいております。今回、関東地区で開催をしていただいて、これで7地区での地方学術会議の開催が一巡した形になります。

若手アカデミーについては、この後、詳細な報告がございますので、こちらに示すにとどめさせていただきます。

財務委員会報告でございます。2022年度の予算の執行管理を行いました。予算執行状況の確認を行った上で、2022年度限りの特殊事情により設置されました国際委員会Gサイエンス学術会議2023執筆対応分科会等への再配分を行っております。2023年度の予算配分については、オンライン審議の推進に伴いまして旅費等の減額を除きまして、ほぼ昨年度と同額が措置されております。これについては、3月の幹事会でこの配分について報告をさせていただきました。2023年度の予算執行に関しましても皆様からの御協力を賜りたいと思っております。

以上でございます。

それでは、次に、菱田副会長から御報告をお願いいたします。

○菱田公一副会長 おはようございます。科学と社会委員会の担当副会長の菱田でございます。科学的助言等対応委員会、それから広報委員会、課題別委員会の活動報告をさせていただきます。

まず、科学的助言等対応委員会の活動でございますが、今期から、ここに示されておりますように科学的助言等対応委員会を設置いたしております。私が委員長を務めまして、

各部から副部長と幹事、それから各部から3名ずつ委員を選びまして、今、合計16名で運営しているというところです。目的といたしましては、分野横断的な観点から、中長期的な視点、俯瞰的な視野に立ち、説得力のある科学的助言を行うということで、従来は科学と社会委員会の課題別審議等査読分科会がございましたけれども、幹事会に委ねていた部分を整理して、意思の表出を出すところから助言機能を行って質の向上をしようというのが今期のこの科学的助言等対応委員会の大きな目的であります。

主な見直し内容はそこに書かれているとおりでして、今申し上げたとおり、課題の設定から査読・公表まで科学的助言等対応委員会が全体を把握して分科会等と連携を促進するということと、提言を学術会議名で発信するということからやはりしっかりした見地での意思の表出を行うということを行っているわけございまして、質の向上をしっかりとやろうということでございます。

それともう一つは、声明、提言の提案をする場合の前の段階としていろんな議論をするため多様な意見を示す一つの方法として「見解」を新設しております。

それから、「見解」、「提言」について満たすべき事項を明確化し、作業過程における意見交換を非常に重要視しておりまして、その部分もチェックをさせていただいているということです。

それから、査読体制・手続の整備ですけれども、これは今オンゴーイングで走っているものでございまして、ところどころ色々な御意見をいただいたりして修正しながらやっているところもございすけれども、今そこを鋭意進めているところです。

科学的助言等対応委員会、今申し上げましたように、委員長の私と副委員長、幹事、副幹事による役員会をおおむね2週間に1回開催しておりまして、その際に皆様から提出された意思の表出の内容についてのチェックと助言の作用、その中の文章等のチェックを行っております。

それから、委員会の発足以来、分科会から提出された申請書に対しても助言を実施いたしております、さらに過去10年に学術会議に提出された文書、それからフォーラム、それからシンポジウム等のテキストをアーカイブいたしまして全てのキーワードのテキストマイニングを行い、過去10年に行われたレビューをおつけして、提出された委員会、分科会にお返しをしています。過去このようなものがあつたという学術会議の中での議論を、しっかり事務局のほうでも、委員会のほうでも情報提供しているような体制を組んでおります。

次のページは、この対応委員会の委員である広島大学の相田先生がおまとめになっていた今期の「意思の表出」の分類であります。93件出ておりまして、提言が12件、今出ています。提言から見解に変わるものもありますので、出たベースで申し上げますという形です。

それで、内容を大まかに分けますとそこにあるような形になっておりまして、一部、二部、三部、それぞれその分野で出てきていただいているものを、最終的には後でおまとめ

いたしますが、こういうふうなまとめ方をして各部からどういう議論をしていただいているかというのを会員の皆さんにお示しするというのと、その上で次の議論をどうしていくかということを考えていただくためにも必要なプロセスかというふうに考えております。

例として、例えば「デジタル、ビッグデータ、DX」のところは、そこに書いてあるような、だいたい色が一部、ピンク色が二部、青色系が三部ですけれども、それぞれの部においてこういうふうな内容がここに出されているということで、これは今執筆をされている状況のものであります。デジタル・ビッグデータ・DX等に関しては、第一部からもアーカイブ関連、それからデジタル時代の地域研究、情報社会の委員会の合同の見解等も出ておりますし、三部からはシミュレーションであるとか、それから情報学委員会のいろんな分科会からの見解も出ております。

それから、次のページはコロナ、パンデミックに関してですけれども、これに関しても、二部が多くなりますけれども、一部、それから二部のそれぞれの委員会、それから歯学委員会からもそのような提言等が出ておりますので、皆様におかれましては、それぞれどういふふうな議論をされているのかというのを、これをまた見ていただければと思います。

今期、カーボンニュートラルに関しては、特に横のつながりを強くする会議体を推進しておりますけれども、そこに書かれている一部、二部、それから三部は技術的なことも含めて色々なことが今見解として出されております。これは引き続き今後も大きな議論を生むためにも必要かなということで進めておりますので、またまとまり次第御報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、見解、それから提言に関して対応委員会から必ず助言機能というのをお返ししています。それは、対応委員会のほうで気づいたこと、それから過去の例に比べてどういうところの論点をしっかりしていただきたいかということを逐次やっております、ぜひそこも各委員会におかれましては注意をして、注力を注いで、全体に質のよいものにしていただければというふうに思います。

次のページは、先ほど少し梶田会長も申しました内閣府の審議依頼でございます。審議依頼は研究力の観点と、それからもう一つ、オープンサイエンスのDXの審議依頼が二つございました。昨年の12月にオープンサイエンス、データの推進の観点のまとめをいたしまして、内容的にはその12月23日にそこに書いてある提案1から6までの内容を踏まえたものを御報告しております。その後、CSTIでの説明、議論をして、その際、喜連川委員長から説明を行いました。

先ほど出た文科省からの査読に関する審議依頼の件ですけれども、これは文科省から査読に関する審議の依頼がございまして、そこに書いてあるように今年の1月に分科会を設置して、現在、小委員会を開催しながら審議を進めているところであります。

課題別委員会はそこに書いてあるように1から9までございまして、それぞれの実績の回数をそこに書いてございます。この中でオープンサイエンス、それから学術情報のデジタルトランスフォーメーション、これは審議依頼にも関連したところとかぶったりしておりますけれども、鋭意審議をしていただいている状況を御報告いたします。

情報発信力の強化ですけれども、SINETの接続、今6にここを上げてございますので10GBのバックボーンになっておりますのと、eduroam、それからZoomの会議は、会員から色々御要望もありましてウェビナーの導入もしております。それから、資料等は、皆さん御存じのように、BOXを使いましてセキュアな状態での資料のやり取りというのができるようになりまして、これはぜひ全ての委員会等々でも活用できるような状況になっておりますのでお使いいただければと思います。

次のページはオンライン機器の導入、これはカメラとかPCとか今日ございますけれども、ちょっと予算的に必ずしも十分ではありませんけれども、デジタル化をしハウリング等の音声のまずさを今直した状態で、ハイブリッドの会議もこの講堂、それから2階、それから6階の会議室等ができるような状況にもあります。

情報スタッフも上席の学術調査員の配置、オンラインの非常勤職員の配置をしております。それから文字起こしの導入をしておりますが、ちょっとこれはまだあまりよく使われておりません。YouTubeの配信も引き続き行っております。それから、やっとデジタル庁からの色々な手続も終わりました、ホームページの改修というのがやっと始まりました。期が終わる頃に始まるというつらい思いがあるんですけど、少しはこれで使いやすくなると思います。

情報発信力の強化は、先ほど会長が動画の御説明をしました「対話の始まりとして」、これは学術会議の本来の役目である、国民にどういうことを伝えるかという目線で、会長アドバイザーをお願いして作っていただいて、「始まりとして」は第一弾で、その引き続きというのは考えなくてはいけないのですけれども、それを掲載しております。

在り方に関する特設ページというのも先ほど会長が申し上げたとおりで、ここのバナーと、それからクリックする形を今改修している最中で、まだちょっと出来上がっておりますけど、そのうち皆さんに御報告できると思います。

経団連のイノベーション委員会との意見交換ですけれども、これは経団連タイムスのほうに見直しに対する考え方を意見交換した記事が出ておりますので、お暇なときに御一読願えればと思います。

進捗状況は全体を毎月、幹事会では報告しておりますけれども、特に国際活動の強化、それから今私が言ったのは助言機能の強化と3番目の情報発信力の強化でございます。

国際活動のほうは、次、高村先生に御説明いただくということで、私からの御報告は以上です。どうもありがとうございました。

○望月眞弓副会長 菱田副会長、ありがとうございました。

続きまして、高村副会長から御報告をお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、国際活動について御報告申し上げたいと思います。お手元の資料ですと37ページのところから御報告をいたします。

前回の総会以降でありますけれども、大変大きな国際活動としてはGサイエンス学術会議2023を開催いたしました。G7の国のナショナルアカデミーが2005年以降、毎年行っている、科学をG7の政策議論に反映するということを目指した取組であります。今年は御存じのとおりG7の議長国を日本が務めるということで、日本学術会議がこのGサイエンス学術会議をホストしたものであります。

こちら御覧いただきたいと思っておりますけれども、このGサイエンス学術会議2023に関しては、分科会を設置し、そこで企画やプログラム等を検討してまいりました。梶田会長、そして第一部、第二部、第三部、それぞれ橋本部長、武田部長、吉村部長が構成員となった形で、テーマの設定、全体の企画をしてまいりました。その下に小分科会を設置いたしまして、ここに掲げております三つのテーマ、「変化する気候の下でのレジリエンス」、「高齢者の健康増進とより良いwell-beingの実現」、「海洋と生物多様性の再生と回復」でございます。

39ページ目にそれぞれ御参加いただきました先生の詳細をお書きしておりますけれども、気候変動、レジリエンスの小分科会におきましては、第三部の小池俊雄会員に委員長を務めていただき、三枝信子会員、国立環境研究所の高橋潔連携会員、若手アカデミーから森連携会員にも参加いただいて執筆いただきました。

高齢者のヘルスについては、第二部の荒井秀典会員に委員長を務めていただき、郡山千早連携会員に副委員長を務めていただいて、その下で議論いただきました。第一部の和氣純子会員、若手アカデミーから山田あすか連携会員、飯島勝矢連携会員にも御出席をいただいて起草をしていただいております。

最後、三つ目の海洋と生物多様性に関しては、原田尚美連携会員に委員長を務めていただき、第二部の大越和加会員、連携会員の西本会員、若手アカデミーから、この後御報告いただくとありますが安田連携会員にこの執筆作業をお願いしております。今お話をしましたように、各分科会起草に若手アカデミー、若手の皆さんのお力をお借りして、かつ、第一部から第三部、領域を超えた先生方に参加をいただいて起草してまいりました。

Gサイエンス学術会議は、今年3月7日にシンポジウムを開催し、8日に非公開の会合を持ちましたけれども、この三つをまとめました共同声明について、3月7日、岸田総理に手交しております。

さらに、今回御出席をいただいたG7各国アカデミー代表のリストについても38ページ目のところに御紹介をしております。カナダの王立協会科学アカデミー、フランス科学アカデミー、イタリアのリンツェイ国立アカデミー、ドイツ科学アカデミーのレオボルディーナ、英国王立協会、全米科学アカデミー、それぞれ会長あるいはその役員の先生方に御出席をいただきました。

あわせて、今回、若手の研究者の参加ということ起草の段階でも重視いたしましたけれども、グローバルヤングアカデミーの理事を務めていらっしゃるロッシさんにも御出席

をいただき、また、G20の議長国であるインド、S20との連携を考えてインドの国立アカデミーの副会長、メヘラ副会長にも御出席をいただいております。また、小谷連携会員、それから白波瀬会員が副会長を務めていただいております国際学術会議ISCの会長、そして事務局長にも御出席をいただきました。

さて、これが一番大きなこの間の取組でございますけれども、あと、併せて幾つかの取組について御紹介をしてみたいと思います。39ページ目でございます。

G20諸国のアカデミーの連携でありますサイエンス20、S20の対応を現在進めております。先ほど申し上げましたインドがホストをするということでもありますけれども、三つのテーマについて検討がされておまして、その中のヘルスの声明案取りまとめに当たって準備会合に荒井秀典第二部会員に出席をいただく予定でございます。

二国間の交流につきましては、英国王立アカデミーのネットゼロに対する科学技術対話を11月に開催いたしました。こちらについては、現在、引き続きその対話を継続していこうということで確認をして進めているところでございます。

ページでまいりますと41ページ目でございますけれども、世界科学フォーラムが2003年以降開催されております。非常に大きな科学者とステークホルダーが集まるフォーラムでございますが、こちら昨年の12月に南アフリカのケープタウンで開催されまして、こちらの執行委員会には私が国際活動担当の副会長として参加をしておりますけれども、今回、若手アカデミーを中心とするセッションを国立科学技術振興機構（JST）とともに共催していただきました。こちらで御紹介をしておりますように、テーマは特に「分配的正義」の観点から、ジェンダー平等／公平、科学技術交流など様々な論点を盛り込んだセッションでございますけれども、特に若手アカデミーの近藤康久連携会員と標葉隆馬連携会員に御出席いただいて、企画、そして参加をしていただいております。

国際学術団体との連携でございますが、御存じのとおり、日本学術会議は43の国際学術団体に参加をしておりますけれども、代表派遣に加えまして、その中でも国際学術会議への参加を重視して連携しております。ISCの常設委員会、隠岐さや香連携会員に科学における自由と責任の委員会に御参加をいただき、また、ISCの共催プロジェクトであります都市環境の変化と健康の委員会には、中村桂子連携会員に引き続き参加をいただいております。

特に昨年度から行っておりますこのISC加盟の国際学術団体、これは日本学術会議が加盟をしていないものも含めて日本人の役員の皆様との意見交換会を開催しております。IAP（InterAcademy Partnership）への参画につきましては、こちら御紹介のとおりでございますけれども、現在、日比谷第一部会員がコミュニケーション・教育・アウトリーチに関する委員会の委員に選出されて務めていただいております。

さて、ページでまいりますと44枚目でございますけれども、学術会議が年度に1回、「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」を開催しております。2022年度につきましては、今年1月に「災害と健康」をテーマに開催いただいております。こちら

はパンデミックと社会の連絡会議の先生方に注力をしていただき、とりわけ武田第二部部长に企画案の検討等実施の中心を担っていただきました。

アジア学術会議は、日本学術会議が事務局を務めているアジアの学術団体、アカデミーのネットワークでございますけれども、澁澤連携会員に事務局長を務めていただいております。この10月に韓国におきまして今年度のアジア学術会議開催の予定でございます。第二部の北島薫会員とインドネシアの科学アカデミー会長に基調講演をお願いしております。

最後、フューチャー・アースでございますけれども、御存じのとおり、特に世界の持続可能性を中心に超学際的な研究のネットワークでございます。学術会議もこの主要な参加機関として機能しておりますけれども、その中で中心となります理事会のところに第三部の沖大幹会員と高村が参加をしております。ここがございますように、例年どおりではございますけれども、代表派遣、そしてその活動について支援を進めていっているところでございます。

以上です。

○望月眞弓副会長 高村副会長、ありがとうございました。

続きまして、第一部の橋本部長から御報告をお願いいたします。

○橋本伸也会員 橋本でございます。皆さん、おはようございます。もう簡単に済ませてまいります。

現在、第一部の役員、この4名で務めております。分野別委員会等はこういうことでございます。運営体制等については既に御報告してきておりますので飛ばさせていただきます、また、方針についてもこれまで申し上げてきたとおりでございます。

2022年12月総会以降ということでございますが、まず会員任命問題に関しましては、会長が先ほどおっしゃったように、在り方の問題に集中せざるを得ないという中で必ずしも十分なことができていないという面がございますが、その一方で、この在り方の問題も含めまして6名の任命拒否をされた先生方には、逐次、学術会議においてこのような状況で議論をしているという、会員、連携会員の先生方にお伝えした内容を基本的にはお伝えするというを部長としてさせていただき、先生方からはその都度、全員というわけじゃないですがレスポンスをいただいているということで交流を続けてございます。

次に、この間、最も大きな部としての課題になっていますのは「意思の表出」、部として扱うのは見解及び報告が中心でございますけれども、それについて対応委員会から出された意見を基にして分科会においてどういうふうに対応されるのか、さらに作られた案文についての査読をどう行うのかということで本当にもう大変な思いをしているという、そういうような状況でございます。

その上で、次にシンポジウムに関しましては、ここに掲げたとおり8件なのですが、行っております。そのうち2件につきましてですが、一つ目は「これからの教育政策のゆく

え」ということで、CSTIがこの間、初等教育あるいは幼児教育から高等教育に至るまでの全体を俯瞰するような政策をいろいろ打ち出しておられます。政策パッケージというふうに呼ばれていますけれども、それについて心理学・教育学委員会の高大接続を考える分科会がシンポジウムを行いました。これにはCSTIの有識者委員にコメンテーターとして御参加をいただいて、CSTIの方にも直接に専門家の集団であるこの分科会から意見をお伝えするというような取組も行いました。

その一方で、法学委員会の「市民性」涵養のための法学教育システム構築分科会は、この間、成人年齢が18歳になったということで、司法への彼ら彼女らの関わりをどういうふうにしていくのかという重要な課題があるわけですが、そのようなシンポジウムを行っております。それにつきましては、この分科会のほうで大変御努力いただきまして、彼ら彼女ら自身に議論に参加していただくということで高校生をパネルディスカッションの場に呼ぶというような取組も行っているという、そういうような状況でございます。以上です。

○望月眞弓副会長 橋本部長、ありがとうございました。

続きまして、第二部の武田部長から御報告をお願いいたします。

○武田洋幸会員 では、第二部の活動報告、12月以降ですから簡単に報告させていただきます。

まず、役員はこのメンバーでやっていますし、第二部では九つの委員会がありまして、その下に90以上の分科会があるということになっています。そのほかに第二部は、この一番下を書いてあるように、三つの直轄する、直接統括する分科会を設置して、この活動に関して簡単に報告したいと思います。

まず生命科学ジェンダー・ダイバーシティの分科会に関しては、今、小委員会を設けまして、自然科学系の協力学術団体の男女共同参画の実態について現在調査中というふうに聞いております。

第二部の大規模感染症予防・制圧体制検討分科会に関しては、この分科会は精力的に活動しておりまして、既にトータルですけれども22回の分科会を開催し、現在それらの議論を基に意思の表出に向けて準備中です。

これが一番新しい直轄の分科会ですけれども、着床前診断、特にPGT-Mに関する検討分科会ですけれども、これは着床前診断が技術の進歩により非常に簡便で、かつ、どこでも行えるようになってきているということである一方、倫理的も含めてそれをどう制御するかということの側の議論が遅れているということで、これは緊急に立ち上げてその問題に対して意思の表出をするということで設置されたもので、委員長は藤井第二部会員ですけれども既に6回の分科会を開催しまして、これも意思の表出に向けて今準備を進めているというのが現状です。

関連学協会との連携に関しては、記者会見の資料、毎回、幹事会を終了後、記者会見をしていますけれども、その資料等を二部が関連する学協会連合に流すということをやっております。

シンポジウム等、このようなシンポジウムが二部の関係で開催されているところをリストしております。

ここにはありませんけれども、先ほど高村副会長が国際活動の中で述べられていましたけれども、二部として、1月25日に日本学術会議が主催している「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際シンポジウム2022」、これは毎年行われていますけれども、今回、二部に関するテーマが主でしたので、それに関して二部の会員を中心にコミットしました。あと、一部の若い会員からも第二部のパートをお願いした次第です。

それから、Gサイエンス学術会議、これも3月7日に開催されたという報告がありましたけれども、その声明の中のヘルスに関するところは二部の会員を中心に活動しましたということを報告しておきます。

私からは以上です。

○望月眞弓副会長 武田部長、ありがとうございました。

続きまして、第三部の吉村部長から御報告をお願いいたします。

○吉村忍会員 それでは、第三部の報告は吉村のほうから報告をさせていただきたいと思えます。

第三部に関しましては、米田副部長、沖幹事、北川幹事の4名で進めさせていただいております。

また、これは分野別委員会の状況です。

それでは、今回、今年の12月からここまでということですので組織的な変化等は特別ございませんけれども、あと、これが連絡会議ですが、三部の中、また、その拡大役員会の中で議論してきていることは、一つは定常的な業務といえば業務ですけれども、今年の夏の夏季部会、そこで扱うテーマ、あと、それをどこの場所で開催するか、また、そこでどのようなシンポジウムをするかということについて今年の12月頃から活発に議論をしております、基本的には中部地区で開催しようということで、中部地区に所属する西先生といろいろ調整を進めてきました。

二つ目が意思の表出ですけれども、意思の表出に関しては、三部はかなり多数の意思の表出が計画されておまして、それについて申出書の提出から最終的な査読の原稿の提出まで進んでいるのですが、数がかなり多いということと、あと、今期この査読の仕方等に大きな変革がありましたので、それをどのような形でスムーズに、また、実効性があるようにやるかということにつきましては、正直言いまして試行錯誤しながら進めているところでもあります。

そういう意味で、分科会、小委員会の委員の方々には、若干いろいろ戸惑いもあるところは大変申し訳なく思っておりますが、部の役員も戸惑っているということで、何とか御容赦いただければというふうに思っております。

要は、申出書の段階で、色々な出てきた意見、部、さらにその上の対応委員会で出された意見が原稿にどういう形で反映されているのかと、それをどの段階で、どういう形で査読し、やっていくかという、そこら辺についての時間的な遅れとかがあったりするものですから、その辺りを走りながら、きちんと整理をしているということになります。

三つ目なんですけれども、未来の学術振興構想については、学術振興構想分科会のほうで具体的な審議が進められているわけですが、そちらのほうに第三部関係で出されている提案もたくさんあるということで、これにつきましては、三部としては、その提案の締切前にもいろんな形で部の関係者、また、関連する学協会にもお声がけをして提案をしていただいたというようなところがございます。

その際に、前期までのマスタープランと今回の未来の学術振興構想がどのような形で違うのか、その部分については、何回か部としても丁寧に御説明をさせていただいたというところであります。

「学術会議の在り方についての方針」、これについての意見交換も、特に役員プラス各分野別委員会の委員長等に集まっていただく拡大役員会でも継続的に議論等してきたところなんですけれども、3月23日に理学・工学系の学協会連絡協議会、これはこの三部の報告の最後の資料にもついておりますけれども、82の学協会が参画しているところですが、3月23日のこの協議会においては、政府から出されている「学術会議の在り方についての方針」、この状況について御説明をして意見交換を行わせていただきました。この問題の本質を議論いただくのは、なかなか難しいかなとは思いつつも、大変積極的な御意見、あとこのようにしたほうがいいのではないかというような御提案等をいただきまして、大変ありがたく思っております。改めて、この場でも関連する学協会の皆様に御礼を申し上げますというふうに思います。

公開シンポジウムに関しましては、この期間、大変活発にやっただいておりまして、先ほど数えましたら、全部で14の公開シンポジウムが開催されております。あと学術フォーラムで三部が関係しているものとしては、この連絡会議がベースになりました食料システムからのものについて開催されているところです。

最後のページが理学・工学系学協会連絡協議会のことであります。

簡単ですけれども、私のほうから以上の報告とさせていただきます。

[若手アカデミー活動報告]

○望月眞弓副会長 吉村部長ありがとうございました。

それでは、続きまして、若手アカデミー、本日は安田副代表から御報告をお願いいたし

ます。オンラインで御報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○安田仁奈連携会員 どうぞよろしくお願いいたします。若手アカデミーの副代表の安田です。今期の2022年10月から3月までの活動ということで発表させていただきます。

まず若手アカデミーは、現在51名、連携会員（特任）を含む51名で活動しております。分科会は会期当初は八つありましたが、GYA総会の終了により一つ分科会が終わったことで、現在七つの分科会で活動を行っている状況です。幹事は私を含めて4名おまして、それ以外に分科会の代表を含めて運営分科会を行っております。

分科会の活動状況としては、大体多いところでは8回、少ないところでも4回ぐらい開催しております、これ以外にも非公式の会議を幾つも重ねて議論を進めてまいりました。

若手アカデミーでは、まず世の中へのプレゼンスを上げることを意識し、広報活動としては農林水産省との連携でYouTubeの発信などを昨年度から行っています。これは若手アカデミーと農水省のコラボ動画で、視聴回数は今6個の動画で6万回弱ということで、かなり大きな宣伝効果をあげられているのではないかと考えております。

一方、ワーク・ライフ・バランスの確立に向けてということで、学術会議の「回答 研究力特化—特に大学等における研究環境改善の視点から」において若手視点の情報収集や見解の取りまとめについても協働しました。

加えて、越境する若手研究者分科会においては、実際に研究活動みたいなものを大きく分野の異なる研究者同士で議論して身近な課題を解決することに取り組んでいます。こうした活動は、研究者だけではなく、地方行政なども含む様々なステークホルダーとの関わりの中で行っております。

若手アカデミーあと二つ、大きな活動成果があります。そのうちの一つがこの「若手研究者をとりまく評価に対する意識調査」というアンケート調査を行い、8,000人近くからアンケートの回答を得て、現在の若手研究者が持っている課題とか問題点というものを抽出して、それらの属性とともにデータとして傾向をまとめました。ここでは特に、よりよい知識の生産をめぐるエコシステムの形成には何が必要なのかという観点でアンケートを行いました。最終的に有効な回答が7,849人の様々な状況に置かれた若手研究者から得られました。20代前半から40代前半ぐらいまでで、ポジションとしても、学生も含めて准教授ぐらいまでで60%、大学院生や技術補佐員や非常勤講師の方なども含まれています。任期付と任期なしの方も半々ぐらいで、専門分野としても人文・社会科学系から自然科学系まで非常に幅広い専門分野の人が回答してくれています。男女比は7対3ぐらいです。

アンケート結果としましては、特に関心の高い評価項目として「就職における評価」とか「昇進における評価」ということで、若手研究者は特に職を得るためにも非常に多くの評価とそのプレッシャーにさらされる状況にあることが分かりました。

その他にも「理想と現実のギャップ」について聞いてみたところ、現在、若手研究者においても、研究とか知識生産以外の仕事に関わる時間というのが1日の中で一番多くを占

めていて、半分弱ぐらいの時間と労力を使っているということが分かっております。それに加えて研究が30%、20%ということで、これはどの分野の研究者でも共通していたという点が特筆すべき点でした。できれば、研究知識生産以外の仕事に関わる時間というのを全体の2割程度までに抑えられるとよりよいことが考えられました。

最も関心の高かった評価という点に関しては、特に学生の学位論文とか学術論文に関わる指導だとか、学会活動、社会連携に関わる専門業務に関して、現在、労力を大きく費やしている割には評価してもらえないということを強く感じていることが伺えました。これは若手アカデミーの活動自体もそうですけども、結構、社会のために何かをしようとしてかなり労力と時間を使っているけども、それ自体は研究者として誰にも評価してもらえないということがあるということです。こうした活動に関してはみんな評価してほしいということが考えられています。

一方で、唯一、実際の評価と、今、受けている評価との比較で、現在の評価が過剰であると感じているのが、研究予算獲得やプロジェクトマネジメントの項目で、これは明らかに予算獲得競争が過剰で、予算やプロジェクトを取れている人にとっても非常に負担になっていて、プレッシャーが大きいということです。現在、大学の運営費から来る基盤経費が削られていて、どの大学もそういう予算を取れる人を重視しているということが反映されていると考えられます。

知識生産のために何が重要かということに関しては、「研究意欲」とか「学術的な意義」、「研究奨励の雰囲気」など、モチベーションに関わるところは当然重要であるという認識とともに、「時間」というのが非常に大きな割合を占めていて、「報酬」とか「任期の有無」など職業としての安定性というのはその後が続いているということがいずれの年代や職階でも大体同様の傾向がありました。

現在、よりよい研究環境とか知識生産を行っていくために重要だと思っている生活要因としては、「経済的安定性」と「睡眠」が一番大きく挙げられました。それに加えて、「家事をこなす時間」や「出産・育児」、「家族の応援」など家族や生活に関わる項目、あと「居住地」とか「職場へのアクセシビリティ」など住む場所・働く場所に関する項目などが続いていました。

それらがどういう形で色々なもの、要因が選択されるのかということを見てみますと、やはり、だんだん年齢とかが上がっていくにつれて、個人の状況よりも家族の状況に左右されるというような状況があって、年齢とか家族の変化によって子供や家族への関心が高くなって、知識生産活動と切り離して考えることがもう既にできなくなっているというような状況が伺えます。

ライフプランとキャリアパスに応じて当たり前の支援というものがやっぱり必要であるということと、これはどうしてもバイアスとして男性よりも女性のほうが総体的に「家族の状況」を選択する傾向が大きくて、無意識的にもやはり女性研究者のほうが家族に割いている意識や時間が大きく、家族の状況に左右される要因が大きいたということが浮き彫り

になりました。

国際活動関係の報告に関しては、先ほど高村先生のほうから少し御紹介がありましたけれども、世界学術フォーラムなどでセッションをJSTと一緒に共催させていただくとともに、G7サイエンス学術会議のほうにも若手アカデミーのメンバーが参加させていただき、それぞれの共同声明文の執筆という貴重な経験をさせていただきました。これらは次回以降のG7サイエンスに関してつなげていければなどと考えております。この際、3月8日に非公式の会議におきまして、岩崎代表から若手アカデミーの取りまとめた見解について紹介をしたところ、大きな反響があり、カナダなどからも、ぜひ自国でも紹介してみたいなお話をいただきまして、国際連携を広げていきたいと考えております。

今のアンケート調査と関連して、若手アカデミーの全部の分科会からこれまで議論してきたことをさらに積み重ねて、見解としてまとめました。特に、20年後の科学・学術と社会を見据えたりモデリングを目指し、現在、世界や日本が直面している諸問題とか、若手研究者を取り巻いている諸問題に対する解決策を提示して、実行していくことを目標に取りまとめました。

イノベーションを起こしていくためには、まず、イノベーションのフィールドとしての越境研究や地域連携・国際連携というものをまず支える、その土台が必要だということで、必要な人材育成・キャリアパス整備・研究環境改善というものが重要だと考えられます。この図のような形でイノベーションが創出できるのではないかとということで、それぞれの項目についての課題のようなものを考えました。

資料のほうにそれらをまとめた図が出ていると思うので参考にいただければ幸いです。ここにいま必要な10の課題ということでまとめました。

まず1番目が、基盤的・伝統的分野における知識や技術の蓄積、もうこれは今までやってきたことの根底をなす豊かな土壌で、維持と発展にもう決定的に重要であるということ言うまでもないということです。

2番目に、越境研究や地域連携に対する評価や支援の拡充で、学際的な越境研究や、地域課題を解決するための学術活動をもっと活発にしていく必要があるけれども、これらは長期的な時間スケールで評価する必要があったり、単純に論文では解決できないようなものもあつたりすること、あと、地方では特に予算が不足しており、コストや予算のさらなる措置が急務であるということが考えられます。

3番目が、博士号取得者を擁するコアファシリティの拡充で、業務過多の中で多様な人材が活躍して、博士を取った人も含めてです、重要な研究課題に集中する環境を諸外国と同様に作っていくためには、やはり、高度な技術者を擁するコアファシリティの拡充が必要だろうということです。

4番目が、セクターを越えた共創プラットフォームの整備で、アカデミアが産業界・行政・地域社会と連携して、重要な領域横断的な課題解決を力を合わせて解決するとともに、連携できる人材を育成するという、こうしたファシリテーターのような人材とかも含めて

共創の場の整備というのが急務であるというふうに考えています。

5番目は、競争的資金を活用するための基盤的経費の充実が必要なのではないかということと、研究支援人材の増強がどうしても必要であるということです。基盤的な経費や人材の不足により競争的資金を十分に活用できない本末転倒な状況というのが今、実際に生じていて、基盤経費の拡充と研究支援をするような人事が非常に不利で、不安定な状況に置かれないようなシステムが必要であると考えています。

6番目が、科学技術外交に関わるキャリアパスで、我が国の科学学術分野における国際連携力を根本から許可していく人材としての科学技術外交を担うことができる人材とそのキャリアパスのようなものが必要なのではないかと考えております。

7番目として、過度な経営的視点や失敗を許さないような状況というのを脱却しないとイノベーションは起きないということです。0から1をひねり出すということには、かなりリスクなこととかチャレンジングなことが含まれるので、経営的な視点で、研究費だとかのリソース配分も含めて失敗を許容するような予算配分や運営を行うことというのがない限り、やはり思い切ったイノベーションというのは生まれないと考えております。

8番目が、教育費の家計負担の低減ということで、大学院生の貧困とか減少というものを食い止めるためには、やはり教育費の家庭負担、特に高等教育における家庭負担を減らしていかなないと考えております。

9番目は、我々自身の体質の問題として、アカデミア自身が持っている業界体質をやはり改善する努力が必要であると考えています。ハードワークを美德とする業界体質を、何でも力業で何でもボランティアで受け入れるという業界体質を少し改善して、形式に囚われず本質を精査して、無駄なコストや自己目的化した活動をアカデミア自らが効率化していくということが必要だと考えています。

最後に、博士号取得者のセクターを越えた活用とジョブ型雇用のようなものを推進することが、もう少し博士人材を今後、アカデミアの中で反映させて生かしていくためにも必要なのではないかと考えております。

こちらのほうの図にかなり丁寧にまとめたので、ぜひとも御覧ください。

若手アカデミーからは以上です。どうもありがとうございました。

○望月真弓副会長 安田副代表ありがとうございました。

それでは、これまでの御報告について、御質問、御意見をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

栗田会員。

○栗田禎子会員 第一部の栗田です。ありがとうございます。

お二方、菱田副会長の御報告と今の若手アカデミーの御報告に簡単に一つずつ質問をさせていただきます。

菱田先生の副会長報告の情報発信のところで、スライドの中には日本経団連との意見交換に菱田先生と小林先生が行かれて、学術会議の在り方をめぐって経団連との意見交換とございましたが、どういう内容だったのか。我々学術会議の側が何を訴えたのかは大体分かるのですが、向こう側の感触はどうだったのかということをちょっと伺いたいと思いました。

もう一つは、若手アカデミーの今、御報告をととても興味深く伺ったのですが、こういう課題とやっぱり関連して、若手アカデミーの場では日本学術会議の在り方について何か意見交換とか話し合いをされているのか。今まさに学術会議の直面している問題というのは、多分この10年後20年後に今、若手アカデミーで活躍されている先生方の今後に関わってくると思うのですが、若手アカデミーの場ではこの問題は何か話し合いをされているかなということ伺いたいと思いました。

以上です。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。

それでは、まず最初に菱田副会長のほうから経団連との意見交換の内容ということでお願いいたします。

○菱田公一副会長 これは、今日も笹川室長から御説明があります政府方針の在り方について、内閣府が経団連にも御説明に行かれたようです。それに応じて、学術会議からも対応をお伺いしたいという趣旨で、イノベーション部会というところの江村委員長のほうが座長をして、意見交換というよりも我々の今までの声明等の御説明をしたという形です。

その後、部会の企業の方々、それから委員長との意見交換となったのですが、ほとんど委員長が学術会議の本来のビジョンは何だとか、そういう内容の議論になって、結局、我々の今対応していることに関しての色々な詳細に関しての議論はあまりしておりませんでした。その辺の内容については、そこに出ています経団連からの出版物の中に出ておりますので、それを御覧いただければというふうに思います。

○望月眞弓副会長 よろしいでしょうか。

そうしましたら、若手アカデミーのほうから安田副代表、日学の在り方ですとか、現在直面している課題について何か御議論されているかという御質問でございます。よろしく申し上げます。

○安田仁奈連携会員 安田です。

この日本学術会議の任命問題とか、色々な今後の在り方、一回、日本学術会議を内閣府から外して通したほうがいいのかというような議論は、実はこの会期が始まった直後ぐらいにかなり中ではいろいろ議論しておりました。もう少し、立法府とのコミュニケーション

を日頃から重ねる必要があるのではないか等の議論をしました。しかし状況が二転三転していることから現時点で詳細な議論をすることは無駄になる可能性が高くなったため、学術会議の在り方そのものの議論ではなく、若手アカデミーが日本学術会議の活動を通じて今、学術界や社会と科学の関係性をどのようにより良くしていくべきかという視点にフォーカスして話し合いを進めているというような状況です。すみません。あまりきちんとした回答になっていないかもしれないのですけれども。

基本的なスタンスとしては、シニアのほうとある程度足並みをそろえて、この問題とかには対応していきたいと考えております。

以上です。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。

栗田会員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、佐藤会員、お願いいたします。

○佐藤嘉倫会員 第一部の佐藤です。

菱田先生の御報告と各部の部長の先生の御報告に関連して、意思の表出に関する査読のことについてお願いがあります。

菱田先生がおっしゃるように、非常に厳密に査読をして質の高い意思の表出とするということは大切で、今回新しい査読体制になったのですけれども、いろいろ問題があるなどいうのを感じております。そういうことを検証して次期の査読のシステム、プロセスを考えていただきたいと思います。

具体的に私が経験したことでは二つあります。一つは、スケジュールがかなりタイトだったなどというのがあります。特に、対応委員会からの骨子に関する助言が来る前に本体の締切りが来てしまった。だから、どうやればいいのかをちょっと混乱してしまったというのがあります。

もう一つは、分野別委員会の査読、各部での査読で対応委員会からの助言というところで、時々、コメントが矛盾することが起きるのです。そのときにどちらを取っていいのかが分からない。雑誌論文の査読の場合ですと、Aという査読者とBという査読者から矛盾するコメントが来た場合には、編集委員長に相談して対応できるのですけれども、今回の場合どこに相談すればいいのかというのがはっきりしていなかったので、困ってしまったというのがあります。

他にも恐らくいろいろ問題があると思うので、そういうのはどこかに意見集約して、次期の査読プロセスをよりやりやすいものにしていただければと思います。以上です。

○望月眞弓副会長 佐藤会員、ありがとうございます。

意思の表出に関する課題についての検証等についてということでございますが、菱田副

会長お願いします。

○**菱田公一副会長** 佐藤会員、ありがとうございます。時期に関しては、我々も当初決めたところからとても間に合わない、今の状況ではというふうなことを随時感じておりました。幹事会のほうでも、その辺のフレキシビリティをつくるような、私どもからの対応策をその都度、出しているのですけれども、会員全体の皆様に十分周知できているかという、それはそうではありませんので、大変御迷惑をかけて申し訳なく思っております。

今おっしゃられた対応委員会に出て、その後の意見抽出と助言機能をお返しして、本文が出てくる、そのタイミングの在り方、今回初めてでしたので、少し不備の出る部分も多々出てきたと思いますので、それは今随時どうすべきかを議論して進めております。

同時に、分野別委員会の査読と各部での査読に関しては、各部の部長先生との連携はすごく密にしておる状況ではあるのですけれども、その中であって、齟齬ができていたりとかというふうな状況をどうするかというような具体的な規定等はまだ整備されておられませんので、今後しっかりしたものを次にはつくっていきたいというふうに考えております。

同時に、特に今回、一部、二部、三部ということで、三部の数がものすごく多くなっておりまして、全体の約半数ぐらいが三部のほうに集約されているような状況で、もちろん三部のほうでそれが全てオンタイムでできるかという、そうでもないという御意見をいただきながら、部長、それから副部長の先生、それから、査読のメンバー等についても、なるべく無駄のないような形で今対応できるように、その都度できる範囲で対応しております。ぜひ、きっちりした形のを次期には残していきたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○**佐藤嘉倫会員** ありがとうございます。

○**望月眞弓副会長** ほか、御質問、御意見、いかがでございましょうか。

それでは、先に第三部の相澤会員、お願いいたします。

○**相澤清晴会員** 第三部の相澤です。

今ちょっと意思の表出の話が出ましたので、我々のところでも最終的に見解として出したものが1年がかりで、長らく査読のプロセスを経て、最終的にこれはふさわしくないということでリジェクトされてしまったというようなものがあったのですけれども、そのときに1回、三部でオーケーされていて、そして上のところでひっくり返ったという、その経緯をやっぱり明らかにして、経緯をきちんと関係者に伝わるようにしていただきたいという希望があります。

そのことでまた別途、御連絡さしあげたいというふうに思いますので、ちょっと手間を増やして申し訳ありませんけれども、ぜひ御対応を、御検討させていただければと思いま

す。

○菱田公一副会長 個別の案件もお申出くだされば御相談させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○望月眞弓副会長 オンラインで、第二部の経塚先生、お願ひいたします。

○経塚淳子会員 第二部の経塚と申します。

私も意思の表出の査読についてなんですけれど、ちょっと思ったのは、誰が査読をしたかというのが残らないシステムになっているような気がして、雑誌の査読などでも架空査読なんかはちょっと問題になっていたときもあったと思うのですが、なので実際、本当に査読が行われたどうかということが残らないというのは、何か基本的に大きな問題なんじゃないかなと思ひましたので、その辺を御検討いただければと思ひます。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。

○菱田公一副会長 検討いたします。

○望月眞弓副会長 菱田副会長から検討させていただくということでございます。

まだ御質問、御意見があるかと思ひますけれども、時間が参りましたので本件につきましてはここまでとさせていただきますと思ひます。

なお、さらに御質問、御意見がございましたら、事務局企画課宛にメールにて御連絡をいただけたらと思ひます。報告者のほうから御回答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして資料4「米英独仏アカデミー調査」を議題とさせていただきます。

まず資料の内容について、第一部会員の小林学術会議アドバイザーから説明をお願ひいたします。

○小林傳司会員 お手元の資料の4を御覧いただきたいと思ひます。画面を特に出しませんのでお願ひいたします。学術会議アドバイザーをしている小林でございます。

これはアメリカ、イギリス、ドイツ、フランスのアカデミーの調査ということで、最初のページの本資料の位置づけのところにありますように、幹事会資料で既に内閣府の総合政策推進室が作った資料というものをお見せしたと思ひますがそれをベースにしております。内閣府のほうで昨年アメリカ、ヨーロッパのアカデミーの調査をされたということで、その調査結果などもいただきまして、それに加えて従来学術会議のほうで蓄積していた海外のアカデミーの情報を取り入れたものをまとめているということでございます。

今、我々は日本学術会議やアカデミーの在り方について様々な議論をしているわけですが、往々にして、これは政府のほうも含めてですが、アカデミーというものがどういうものであるのかということについての正確な知識を持たずに議論しているということがある。それで、少なくともアカデミアに属している我々としては、どういうものがアカデミーとして成立しているかということについての正確な情報をちゃんと把握すべきではないかという問題意識の下に、このような資料を作っております。これ現時点では一種中間報告で今後成長していく資料というふうにお考えください。

実は 2003 年に学術会議のほうで各国アカデミー等調査報告書というものが出ております。もう 20 年前前ということになります。そちらは、アジア、ヨーロッパ、アメリカの 43 のアカデミーを調査した記録になっておりまして、インターネットで入手できます。これは国際協力常置委員会のほうでなさって、現地調査も含めて 3 年間かけておまとめになったものであります。

私もざっと見ましたが、方向として我々の今日の資料と同じ方向の議論がされているということは確認いたしました。ただ、ちょっとだけ違うところがあります。2003 年というのは国立大学の法人化がされておりません。したがって、当時は国立大学の教官に対して手当は出ていなかったそうであります。

それから、コ・オペレーションという仕組みではなくて、学協会の選挙で行われていたという点で、海外のアカデミーの基本的な選考方法であるコ・オペレーションが日本の場合には採用されていないのだという記載がある。それ以外に関しては、なかなか興味深いことが書かれております。それを少し差し挟みながら御説明いたします。

ページをめくっていただきますと、この米英独仏アカデミー調査から読み取れることという紙がございます。ここの最初のところに、歴史的経緯と不可分であるということが書いてあるかと思えます。

3 ページ目以降をざっと、表をご覧ください。一番最初に設立年が書いてありますので、それを見ていただければお分かりかと思えますが、アメリカは 1863 年ということになりますが、それ以外は、ドイツ、フランス、イギリスは 17 世紀ということ。これは何を意味しているかということです。これは現在、我々が理解しているような国民国家とか近代国家とか、三権分立とか、こういう仕組みが定着する以前 17 世紀のヨーロッパにおいて、学者が徒党を組んでいたということの意味します。

ですから、学者の団体のほうが先にあったと。そして、それをオーソライズする形で法律とかチャーターという形で認めていくという、そういう仕組みでつくられたものであるわけです。アメリカは 1863 年ですから非常に新しいんですけども、これは南北戦争のさなかでして、アメリカというのはそもそも世界で最初の発展途上国でございます。意外と気づかれていないのですが、19 世紀、1800 年の初頭のニューヨークの人口というのは 6 万人です。その時代に江戸は 100 万人です。それが 19 世紀の終わりぐらいになりますと、ニューヨークの人口は 130 万人に増えていきます。そして江戸は 98 万人ということ

あります。人口で見ましても、アメリカは 19 世紀の初頭は 530 万人ぐらい。日本は 3,000 万人。それが 19 世紀の末になると 7,600 万人というのがアメリカです。日本の場合には 5,000 万人ぐらいになっていました。ということで、そういう発展途上国であったという経緯から歴史がちょっと浅い。

しかし、イギリスのような社会から逃れて作られた国ですので、政府の関与をできるだけ小さくするという、そして、アソシエーションと呼ばれるような民間的な団体が基本的な単位になっていくというカルチャーを持っておりましたので、アカデミーはまず民間的な形でスタートいたします。

ところが日本の場合には、江戸と明治のところでのある種の切断が起こってしまいました。江戸時代にももちろん学術はありましたが、その学術の団体とは切り離して上から西洋化するというを行いましたので、大学も帝国大学という形で国家機関として作っていくという歴史を持つことになります。

このような上からの近代化という仕組みは、実は地球上のほとんどの地域がそうでありまして、多数決で言えばヨーロッパが特殊という言い方もできます。実際にその 2003 年の調査の結果を見ますと、アジアは基本的に政府機関としてアカデミーがつくられているのが基本だと。そして、ヨーロッパは独立機関、政府の外にあるという傾向が見られる。これは歴史的経緯が反映しているのだろうという記述がございました。そういう意味では、何が国際的スタンダードかということ議論するというのは意外と難しいということをお願いしたい。

それから、あと二つ、三つ、もう時間の関係もありますので、省略しながらお話ししますが、組織が国から独立しているかどうかということと、国からの資金援助が一切ないということとは同じではありませんので、国から独立しているヨーロッパの機関でも国からの資金というのは相当にたくさん入っているということでもあります。

それから、科学的助言に政府が介入しないというのも、どこのアカデミーでも不文律であります。そして、逆に政府は科学的助言に拘束されないということも基本であります。ただ、なぜその助言を無視したのかということについての説明責任が政府側に出てくる場合が多いようであります。

科学的助言は、アカデミーにとってはこれから大事な役割だと思っておりますので、今回の資料ではまだ十分ではありませんが、各国のアカデミーの科学的助言に関する説明と申しますか、資料をもう少し充実させるということをしていきたいと思っております。

そして、問題は会員選考のところですが、先ほども言いましたように、コ・オブテーションでありまして、政府が関与する事例というのは皆無であります。まして今後、今日の午後のお話にもあろうかと思いますが、選考諮問委員会といったものが存在しているという事例はないと思っております。

それから、あと会員というのは多くのヨーロッパ型は、アメリカもそうですが、終身で

あります。ですから、会員選考というのは欠員補充に近い構造で動いていると思われます。死亡者以外にどうも 70 歳、75 歳、この辺りで一旦、名誉群のほうに入っていくというか、そういう形で実質の活動から少しリタイアするような仕組みを設けているところもあるやに見えます。そのことによって一定の会員数の範囲の中で欠員補充をするというやり方をしているわけですので、日本のような半数改選というのは非常に珍しい、また任期のあるものは珍しいと思います。

それから予算、職員数に関しても、これは比較するときには、それぞれのアカデミーが持っている役割とセットで考えなくてはいけないと思います。この資料のところには、アカデミーが行っている仕事のリストというものが少し書いてあると思いますので、そこを見ていただくと、よくあるのは提言、助言という科学的助言のところは大体共通なんですけれども、助成金を出すとか、顕彰機能を持っているというふうなアカデミーが多いわけです。ところが、日本の場合には、顕彰機能というのは学士院のほうに行っておりますし、助成金の配分というような機能は持っておりません。せいぜい、かつて科研費の審査に関与していたということがありましたが、今はそれでもありませんので、そうすると予算規模を比較するときにも単純に金額だけで比較していいのかという話になるということで、学術会議のお金、10 億円、少ない、多いという議論がありますけれども、そう簡単に少ない多いと言えないんですよという話をしたい。

それから、職員数に関してもですね、Ph.D. のホルダーが少ないとかという議論がありますが、それぞれの機能というものとセットで併せて人数を見なくてはいけないだろうというふうに思います。そういうことをちゃんと冷静に考えるための基礎資料とお考えください。

最後に 9 番目ですが、日本の学術会議の一番の問題は、これは政府の機関だからと言われればそれまでかもしれませんが、立法機関に対する助言のチャンネルを持っていないということで、これは世界のアカデミーの中では非常に珍しいことであります。世界のアカデミーにおいては立法機関への助言機能というのは基本的に備えているというふうに見えます。この辺りを今後、日本のアカデミーのアカデミーの在り方としてどうすべきかということを考える上では重要なポイントではないかと思えます。

したがって、我々はこの 25 期の始まりにおいて、ナショナルアカデミーに必要な 5 要件というものを提起いたしました。これをそれぞれの国、社会が歴史を踏まえて、どのようなシステムで組んでいくか、実現していくかという形でアカデミーの在り方は表現されているのだろうと。したがって、パーツの部分だけの比較というのは極めて不十分な比較になるだろうということを申しましたが、そういうふうに私も考えておりますし、今回の資料を見て改めてそのような印象を持ったという次第でございます。

今後、これは 5 月の幹事会にはもう少しバージョンアップしたものを皆さんにお届けできるのではないかというふうに思います。

以上、私のほうからの報告は終わりでございます。

○望月眞弓副会長 小林アドバイザー、ありがとうございました。

これからまだバージョンアップをされるというものでございますが、米英独仏アカデミー調査から読み取れることについて御説明をいただきました。本件につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

○川嶋四郎会員 一部の川嶋でございます。

小林会員、どうも大変な作業ありがとうございました。1点質問させていただきたいのですけれども、今回調査をされる中で、例えば具体的にこのような国のアカデミーが政治から介入された事例でありますとか、あるいは介入されて、こういう形でそれを跳ね返したでありますとか、もしくはそういう具体的な事例等について、調査あるいは資料等がございましたら、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○小林傳司会員 今回の調査資料というのは、内閣府がまず海外のアカデミーや大使館などを通じて調査をしたデータというのをベースにしています。したがって、内閣府がそのような調査をすることはあり得ないような気がするので、そういう事例が出てこないだろうと思いますし、我々はそれ以外の部分は、基本的に文献調査といえますか、インターネットの調査とそれからアカデミーへの直接の聞き取りというか、メールでやっていますけれども、今、川嶋さんがおっしゃるような機微な話というのが、そういうところに出てくるとは思いませんので、これは訪問調査をやってみる以外にないんじゃないかと思います。

当然ないわけではないと思います。というのはイギリス、ロイヤルソサエティにおいてこの科学アドバイスの報告書に関して、一番最初の議論の段階では政府関係者とディスカッションをしたと明記されていて、そしてこの報告書のドラフトの段階から以降は、この会員以外は誰も見ていないということを我々は保証するというふうにわざわざ書いています。わざわざ書いてあるということは、ということがかつて起こっていたんだろうなというふうに私は推測しますが、そういうことはあります。ですから、なかなか難しいかなと思います。

○川嶋四郎会員 どうもありがとうございました。

○望月眞弓副会長 ほかに御質問、御意見、ございますでしょうか。

○鈴木基史会員 第一部の鈴木です。

調査ありがとうございました。1点だけ質問します。組織形態なんですけど、この三つの国のアカデミーは基本的には非政府のものですよね。我々のものは内閣府の一部というこ

とで、政府系の機関と言われてもしょうがないんだと思います。それがやはり決定的な違いであって、政府系の機関ではあるから、我々、政府の関与を受けやすいと言わざるを得ないと思うんですね。

この調査から出る含意というのは、もう我々は非政府機関になったほうがいいんだというふうにして捉えることがなされるというのは可能性としてあるんでしょうか。

○小林傳司会員 いや、この調査がなくても、欧米をグローバルスタンダードで、欧米がそうなっているのだから日本もそうなるべきだという議論をする方はもう既にたくさんいらっしゃいますので、その問題に関して、この資料がどちらかに加担するようなポイントを持っているかという私はニュートラルだと思っています。

つまり先ほどから申し上げているように、なぜそうなっているのかというのがそれぞれの国の歴史と、それから法体系とのセットで理解するしかない問題ですので、日本がその選択をするということを否定するものではない。だけれども、国家機関の中において自由に自立した活動をするというものを許容するという建付けが否定されるわけでもないという問題だと思います。

もちろん 2003 年の資料を見ていただくと、アジアの国々は基本的に政府機関になっています。それから、中国の場合には法的根拠規定なしに政府機関としての振る舞いをしていくというふうに、それぞれの国がそれぞれの建付けをやっています。そこで、じゃあ、アジアの国々は政府機関だから全部政府の言うことを聞いているのかどうかといったところまで、論点としては本当は検討しなくてはいけないなと思いますし、文明国だから政府機関の中にこういう組織を自由に置くというのは、すごい格好いいじゃないかという言い方もできるわけですね。だから、そこは思想の問題かもしれませんが、この調査がどちらかをサポートするというふうな含意を持っていると私は思っておりません。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。

そろそろ時間も来ておりますが、最後の御質問をお受けします。相澤先生、お願いいたします。

○相澤清晴会員 大変興味深い調査、ありがとうございます。ちょっと1点、規模だけ知りたい、ちょっと見た限りでは、かなり任期制があるなしというところが大きいと思うんですけども、ほかの国だと千数百人、二千人という、そういう規模になっているんですけど、そこら辺に関しての何か、見えたこととかがあれば教えていただければなと思います。

○小林傳司会員 おっしゃるとおりです。フランスは割と小さいですね。問題は人口比をちゃんと考えているかです、例えば。アメリカは日本の2倍以上の人口ですよという

ふうな国民の人口比の中で多いか少ないかという考えるやり方も一つあるし、研究者数の中で何人ぐらいが会員になり得るかという議論もあり得るだろうし、さらに日学の場合でいえば、正会員と連携会員をどう考えるかということによって、比較の仕方が変わってくるし、アメリカの場合も National Academy of Sciences のメンバーシップの数と、それから、NRC という National Research Council で絡んできている人たちの数とでは、またこんなに違ってくるというふうになりますので、比較するときに何をどう比較するかということを決めないとなかなか難しい。

ただ、明らかに言えるのは、フランスは小さい。だけど、フランスは他の仕組みの会議を幾つも持っているので、人文学何とか評議会とかなんとかというのをいっぱい分野に分かれているので、それとの関係性が日本の場合とは大分また違っているとかですね。だから、なかなか難しいです。

○望月眞弓副会長 それでは、今の御質問で最後とさせていただきたいと思います。小林アドバイザー、ありがとうございました。

[規則改正]

○望月眞弓副会長 続きまして、資料5の「規則改正」を議題といたします。

まず提案内容について事務局から御説明をお願いいたします。

○企画課長 事務局でございます。今回の改正の点は二つございます。一つは、日本学術会議会則の改正でございます。

2ページの新旧対照表を御覧いただくのが分かりやすいかと思います。下が改正前、現行の規定でございます。現在は「総会の会議録を作成し、閲覧の用に供するもの」とするということで、紙の会議録を想定した規定ぶりになってございますが、昨今のデジタル化の動きを受けまして、デジタル庁から全府省的にそういう対応を求められているところなのですけれども、上のように、「インターネットを利用して閲覧の用に供する」という形に改正してはどうかというのが御提案でございます。

二つ目が、日本学術会議傍聴規則の改正の御提案でございます。こちらも新旧対照表を御覧いただいたほうが分かりやすいかと思います。8ページを御覧ください。

現行の規定が下になってございます。「傍聴しようとする者は、その住所、氏名、年齢及び職業を備付けの帳簿に記入しなければならない」となっております。これがちょっと今の時代にそぐわなくなっているかなというところで、他の府省の例なども参考にして、上の改正案を御提案するものでございます。「その氏名、所属及び連絡先を登録しなければならない」というふうに改正してはどうかというものでございます。

以上でございます。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。

本件について御質問、御意見はございますでしょうか。提案2と提案3でございます。いかがでございましょうか。オンラインの先生方も挙手機能で御質問ください。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、資料5の提案2、日本学術会議会則の一部を改正する規則案及び提案3、日本学術会議傍聴規則の一部を改正する規則案を承認することについて御異議はございませんでしょうか。オンラインの参加の皆様も御異議がございましたら御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、提案2及び提案3は承認されました。ありがとうございます。

それでは、時間になりましたが、ここでまず高村副会長から御連絡があるということでございますので、お願いいたします。

○高村ゆかり副会長 ある意味で事務局に代わりまして先生方にお伝えをしたいと思えます。

本日の午後の審議に関わる資料6の「外部評価書」、資料7の内閣府からの説明資料、資料8の学術会議のほうから作成しました「この間の経緯と法改正案をめぐる論点」、この三つの資料について先ほど会員の先生方に宛ててメールで御送付をしております。この後、昼食休憩になるかと思えますけれども、先生方のところでこれらの資料について目を通していただければというふうに思えます。

あわせて、ホームページにも追ってアップされると伺っております。会員の皆様には繰り返しますけれども、メールで事務局から御送付をしております。

以上でございます。

○望月眞弓副会長 高村副会長、ありがとうございます。

これで午前中の総会は終了いたします。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

○企画課長 この後、学術会議庁舎内で昼食を取られる方は、各部会の会議室でお願いいたします。5階及び6階の会議室を開放しておりますので御利用ください。

午後の総会は13時30分から開会いたします。会場で御参加の先生方は少し早めにお席にお戻りいただき、受付を済ませてくださいますようお願いいたします。講堂にお戻りいただく際には、再度受付で本人確認をさせていただきますので、学術会議会員証または顔写真つきの身分証をお持ちくださいますようお願いいたします。

オンラインで御参加の先生方は、差し支えなければそのまま接続を続けていただけますと幸いです。退出された場合は、午後の総会についても再度本人確認を行わせていただき

ますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○望月眞弓副会長 皆様、ありがとうございました。午前はこれで終了いたします。

午後の部は1時半からの開始になります。よろしく願いいたします。

[昼 休 憩]

[再開（午後1時30分）]

○望月眞弓副会長 それでは、これより午後の総会を開始させていただきます。

まず、梶田会長のほうから御発言がございます。お願いいたします。

○梶田隆章会長 では、午後の審議を始める前に、1点、私のほうから報告がありますので、お伝えさせていただきます。

諸外国の自然科学系の61名のノーベル賞受賞者の方々から、2月に出された日本のノーベル賞受賞者とフィールズ賞受賞者、合計8名の声明を支持する旨の声明が届きましたので、御報告いたします。この後、事務局のほうから皆様に、その声明につきまして連絡が行くと思います。

世界の傑出した多くの科学者から、このようなメッセージが寄せられたことにより、アカデミーの独立性が世界のアカデミアにとって重大な関心事であるということに改めて確認することができたと思っております。私のほうからは、以上です。

○望月眞弓副会長 梶田会長、ありがとうございました。

それでは、まず、議事に入る前に、追加配布資料について、事務局から説明をさせていただきます。事務局、お願いいたします。

○企画課長

午前にお配りできていなかった資料6から資料8を改めてお配りしております。

資料6は、「日本学術会議第25期2年目(令和3年10月～令和4年9月)の活動状況に関する評価」というタイトルのものがございます。

資料7は、7-1から7-3までございますけれども、「日本学術会議法の一部を改正する法律案(検討中)」という、1枚目にタイトルがあるものがございます。

資料8は、「この間の経緯と法改正案をめぐる論点」というタイトルのものがございます。以上でございます。

○望月眞弓副会長 ありがとうございました。

皆様、資料の御確認をお願いいたします。資料6、資料7、資料8が追加になっております。よろしいでしょうか。

[外部評価報告]

○望月眞弓副会長 それでは、資料6「日本学術会議第25期2年目の活動状況に関する評価」を議題といたします。

本日は、日本学術会議外部評価有識者座長の長谷川眞理子先生にお越しいただいておりますので、この外部評価書について御説明をいただきたいと思っております。

長谷川先生、どうぞよろしくをお願いいたします。

○長谷川眞理子座長 皆さん、こんにちは。日本学術会議の外部評価を行います有識者会議の座長であります長谷川です。どうぞよろしくをお願いいたします。

資料6を今お配りいただいたみたいなのですが、本当に、私の時間があまりにも足りなくて、もっと前に準備するべきだったものが随分遅れてしましまして、ぎりぎりになってお配りすることになったことをお詫び申し上げます。

資料6をざっと御覧になっていただきたいと思うのですが、冒頭に書いてありますところは、外部評価有識者というのが、何を、どこまで言うべきかということについて、有識者会議の中で議論がありましたので、そのことをまとめてあります。

つまり、学術会議そのものの在り方とか、会員任命の問題とか、いろいろ学術会議と政府、社会全体、そういうところとの関係に関する根本的な問題というのを、この今期の評価というところも含めるべきなのか、そうではないのかというようなことで、委員の中で議論しました。

冒頭に書いてありますように、そういう根本的な問題とか、全体としての学術会議のあるべき方向とかということに助言するのはアドバイザー・ボードというようなものではないか。評価というのは、ある期間にやるといったことをちゃんとやったかどうかということの評価する立場であって、それ以上のことは、意見はあるけれども、言わなくてもいいのではないかという立場から、いや、この際、全体もだというようなところまで、結構、意見の幅は広がりがありましたので、冒頭にこういうことを書きました。

それで、2ページ目からのところが今期の活動に関しての評価です。

2名の日本学術会議の方々が国際的な会議の会長その他に選出されたこととか、いろんな会議で日本の学術会議の意味づけがとても大きいということの評価したいということとか、科学的助言機能というのを、もう少し的確に、迅速にできるような体制に直したこととか、多くのところを評価しております。

1、2、3、4、5と書いてあるところの途中に、今後の改善に向けて期待したい点というところが、今とてもいいのですが、少しこういうところもやったらいかがとい

う意見をまとめてあります。

ホームページを、もっともっと現代のいろんな技術を使って魅力的になるのではないかとということとか、今、行われている会員の新しい選出に関して、どんどん外に対して発表して行って、透明性を高めて、議論をみんなで育んだほうがいいのではないかと、いろんなことが書いてあります。

総じて、学会のやっつけやっつけ、特に、今期、ちょっと前からですかね、非常に積極的に自ら改革をしようとしているということについての評価は非常に高くしたいと思います。そのように書いてあって、その一つ一つのところについては、今後の期待というところで、新たに私たちが気づいたことを書いてあります。

最後に、任命問題及び学会の在り方についての見解というところで、いわゆる狭い意味での評価の立場ということを超えて、アドバイザー・ボード的な意見を書きました。このことについても、ここに名前が挙がっております外部評価有識者という全員が同じことを考えているわけではないのですけれども、大体の要約として、ここに挙げたようなことはみんなの一致するところというところで書いてあります。

これから先どうしたらよいかということについて、私達もそんなに、一番よさそうな、いい方策などというものを提言できるほどのことはできませんでした。

大変難しい膠着状態といえば膠着状態で、これをどのように、学会の将来にとって、そして、日本の学術全体の将来にとって、何をするのが一番よいのかということについて、いろいろありますよね。筋の問題とか、それは筋が違うとか、それから、存続の問題ということを考えて、将来の存続のことを考えて、ある面を妥協するのがいいのかとか、いや、それは違いうらうとか、いろいろな意見があります。

そこで、この中では、正論は正論として言っていくべきであるということについてはみんなの了解だったので、そうは書いてありますけれども、社会に対して、一般に対して、もっとこの問題に関する理解を広げて行ってほしいということも言っておりますが、最近、本当にこの問題をめぐる報道も少なくなり、諸学会からの賛同の意見も少なくなってきた、一体どうなるのだろうというのは本当に心配なところです。そういう点を含めながら、いろいろな意見に幅があるということも含めながらまとめました。

大変まとめるのが難しかったし、本当にいい名案というのがないということも、すごく評価の会議としては、忸怩（じくじ）たる思いがあるところです。

途中で、外部評価の有識者というのがどういう立場であるか、どういう学術との関係があるかということ、単に日本学術会議の味方で、日本学術会議を持ち上げるためのいいことばかり言うお友達の集まりだというふうに思われては、我々も、そういうつもりでやっているわけではない。ですけれども、学術というものの意味が分かっている人間たちの集まりだとは思っているという、そういうようなことを書いてありますが、そこで我々全員が学術と全くかけ離れた仕事をしているわけではないのですよね。

ですけれども、学会と利害関係があるとか、学会を持ち上げるお友達だとか、

そういうことを言われる筋合いはないという、そういうつもりで書きました。

というところで、説明はこんなところでございます。まだ、じっくり読んでいただく時間がなかったのかもしれないのですけれども、もし何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○望月眞弓副会長 長谷川先生、どうも御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました資料6につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

○沖大幹会員 三部の沖と申します。ありがとうございます。

配られました資料6の最後のページには「任命問題に関する理解を広げていく努力を続けるべきである」、それから、我々が自己改革をしようとしている点について、「さらに広く一般社会に投げかけて、国民の賛同を得る努力を続ける必要がある」、また、関心が下がってきていることに関しまして、「その原因を究明して、改善策を考案してほしいと願う」というふうに書いてございます。しかし、昨今の情勢を見ますと、あまりそうした努力を続けている時間がなくなってきているような気がします。

そうした状況下で、長谷川先生が今おっしゃった膠着状態というのを続けて筋を通すのがいいのか、多少の、「妥協」という言葉はあまり前向きではありませんが、プランBを考えて、守るべきものをきちんと選別していくというふうなことを考えたほうがいいのかということに関して、先ほどの先生のご発言は外部評価有識者の座長としてのお話だったと思うのですが、もし、個人として私たちにご助言いただけるとしたら、どうしたらいいというふうにお考えでしょうか。

○長谷川眞理子座長 それが、本当にすぐ答えが出るのであればとてもうれしいのですが、そういうふうにな案もないし、腹も決まらないというのが現状です。

ですけれども、あと、私は個人的には、すごく戦術的に動くとか、そういうのが下手くそな人間なので、それで、つつい正論は正論としていて、おしまいみたいなところがあるのですよね、私の人格的には。

なので、しかし、それではうまくいくものもいかなくなると思うので、私の性格とは別に、とにかく何らかの形で、先を見越して、何が一番いいのか、どこは守るべきだけでも、どこは少し相手のことを慮って変えても、さらに奥の手を使って自分たちのできるようなことをちゃんとできるようにするというような、そういう頭の使い方というのも必要なのだと思います。

その点について、私自身の知恵がないのではっきりと申し上げることはできないのですが、本当の正論とか、筋を通すとか、それだけを考えていても、がちが明かない状態になっているのだと思いますので、そこの中で、皆さんの総意として、どこまで何を受け入れ

ても何は守れるかというところを決めるべき時期に来ているのでしょうかね。

それから、この文章の中では、社会一般に対してもっと理解を広げるような努力は続けていくべきだとは書いてあります。それは本当にそのとおりだと思うのですがけれども、過去の流れの中で、どちらかというと、学術会議と他のところというものの連携とか発信とか、本当の意味でのつながりというのがあまり十分には醸成されてこなかったということがあります。去年も言いましたけれども、日本は本当に縦社会で、いろんなところがタコつぼ的に縦になっていて、横の連絡が弱いということが、随分いろいろな日本社会を運営するまづい点の中に表れてきていると思うのです。

それを壊すためにいろいろなことをやってきているけれども、もう間に合わないような状況になったかもしれないというのが今なのだと思います。

この中にも書きましたけれども、学術会議がこの数年で行ってきたいろいろな自己改革、発表、発信の仕方の改善とか、梶田会長自らのメッセージを出すとか、そういうようなことというのは、とても優れた対応であったという評価はしております。

そこで、これ以上、一般社会に対して今の時点で何ができるかというのは、それは、多分、すぐは効果が出ないので、もどかしいことであろうとは思っています。

そうすると、何を守り、何を守りながらも、ここを捨てても——捨ててもというのはおかしいですが、何が将来的にできるかというところを見極めて、何か決断をする時期に来たということでしょうか。

本当にちゃんとしたお答えができなくて申し訳ないです。

○望月眞弓副会長 長谷川先生、難しい質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

第二部の磯先生、お願いいたします。

○磯博康会員 外部評価有識者でこれだけまとめていただきまして、ありがとうございました。

第二部の磯ですが、最後の6ページのメッセージを見る限り、外部評価委員としては、学術会議の根本に戻って学術の独立性は堅持しなければいけないということで、今回の法案には反対すべき、むしろ、そういうことを、我々はB案でいろいろと対処すること自体が、方向性としてあまりウエルカムでないというふうに私は理解しました。

ただ、現実問題でこれからどうするかについては、先生方がやっていた外部評価委員会の御意見を基に、これからまた議論していくことになりますが、これについては、私は反対であるという意見表明だというふうに解釈しました。いかがでしょうか。

○長谷川眞理子座長 学術というのが、基本的に自由な発想に基づくものであって、何が出てくるか分からないものであって、そういう何が出てくるか分からない、最終的に何

が役に立つか分からないけれども、たくさんものを知っているという、その蓄積そのものが人類の財産なのだという事は全員がそう思っておりますし、そこに何か短期的な目標その他をもって上から何かをするということは、学術の本質的な発展にとってはよくないことだと考えているという、そこは、みんな同意見です。

ただ、それをどうやって、今の事態の打開のためにつなげていくかという知恵は、私達には出せなかったという、そういうことです。

○磯博康会員 ありがとうございます。

○望月眞弓副会長 ありがとうございます。

他に、御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質疑応答はここまでとさせていただきます。

長谷川先生から御説明いただきました外部評価書につきまして、会長からコメントがございましたら、お願いいたします。

○梶田隆章会長 まず、長谷川先生、そして、外部評価有識者の皆様、学術会議の活動状況に関する評価を取りまとめいただきまして、ありがとうございます。

私たちが「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」に記載した取組の進捗状況について御評価をいただくとともに、本年度の学術会議の活動を評価するのみならず、日本学術会議の本来の在り方ですとか、任命問題についても意見表明を行っていただき、どうもありがとうございます。

全体として、学術会議の活動や在り方につきまして御意見をいただけたことを大変ありがたく思っております。そして、この御意見を基に今後の活動を考えていきたいと考えております。

最後、少し事務的なこととなりますけれども、外部評価の実施の規定では、この外部評価書を受領してから3か月以内に、御指摘いただいた事項に関する会長の見解をまとめるということになっておりますので、この評価書をしっかりと拝見し、3か月以内に会長の見解を取りまとめることといたします。

改めまして、長谷川先生、そして、皆様、どうもありがとうございました。

○望月眞弓副会長 会長、ありがとうございます。外部評価書についての議論はここまでとさせていただきます。

長谷川先生は、ここで退席をされます。長谷川先生、本日はどうもありがとうございました。皆様、改めて長谷川先生に拍手をお願いいたします。

〔学術会議の在り方に関する政府方針への対応（会員任命問題への対応含む）①〕

○高村ゆかり副会長 それでは、ここから、望月副会長に代わりまして、私が進行をさせていただきますと思います。

学術会議の在り方に関する政府方針への対応をこれからの議題といたします。

先ほど事務局から、会場にいらっしゃる皆様には資料の6、7、8をお手元にお配りしておりますけれども、資料の7と8が関連する資料でございます。

オンラインで御出席の先生方には、これは会場にいらっしゃる会員の皆様もそうですけれども、登録いただいているメールアドレスに送らせていただいております。

本日は、内閣府総合政策推進室の笹川武室長にお越しいただいております。

この後、笹川室長から検討状況について御説明をいただきたいと思いますが、学術会議から資料の8を会員の皆様方のお手元にお届けしております。

こちらは、先週、会員の皆様と行いました意見交換の場でお示ししたものを、若干、アップデートしたものでございます。したがって、繰り返しでお話はいたしません。先ほど申し上げました会員説明会には、164名の会員に御出席をいただきました。

資料の8の2ページ目でございますけれども、先ほど冒頭に、会長からノーベル賞受賞者、フィールズ賞受賞者の声明を指示する声明が届いたという御報告がございましたけれども、同時に、本日だと思っておりますが、学術会議のホームページに、イタリア、ドイツ、アメリカ、フランスのアカデミーからの書簡についても掲載をさせていただいております。

実際、学術会議の中でも、記者会見など、記者の皆さんの御質問にお答えする場面がございましたけれども、そちらも既にホームページ上に掲載させていただいております。

このスライドの一番下のところにホームページを御紹介しておりますので、こちらに掲載されている情報については、そちらから御覧いただけるかと思っております。

こちらの資料は、先ほど言いましたように、会員説明会でお示ししたものを若干アップデートしたものでございますので、本日はこれ以上お話しすることはいたしません。

それでは、早速ですけれども、先ほど御紹介いたしました内閣府の笹川室長から、検討状況について御説明をいただきたいと思っております。

できましたら、これは笹川室長へのお願いですけれども、4月5日の臨時幹事会、こちらはオンラインで、公開で開催いたしました。そのときに検討状況について御説明をいただいていると思っております。本日お配りいただいた資料の7というのをお持ちいただいていると思っておりますけれども、特に会員との関係では、4月5日の臨時幹事会の説明からは、お配りいただいたものが、どこがどう変わっているかというところを分かる形でお示しいただきますと、本日、会員は初めて資料を拝見していますので、その違いというのがよく分かるのではないかというふうに思っております。できましたら、その点、御留意いただいております。

御説明の後に、笹川室長からの御説明を受けて、会員の皆様から、御質問、御意見をい

ただきたいというふうに思っております。このような進め方で進めてまいりますけれども、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、笹川室長、本日はお越しいただき、ありがとうございます。御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

[内閣府からの検討状況についての説明聴取・意見交換]

○笹川武室長 皆様、こんにちは。本日は、お招きいただきありがとうございます。

内閣府の笹川でございます。本日はよろしくお願いいたします。

今御紹介いただきましたとおり、これまで、2月16日の臨時幹事会、それから、直近では4月5日の臨時幹事会において、我々の検討状況について御説明いたしました。

そのとき、既に我々といたしましては、かなり条文に近い、詳しい内容で御説明したつもりでございましたけれども、まだ検討が行き届いていなかった点、あるいは、その臨時幹事会で、梶田会長から条文をちゃんと示してほしいというご要請がございましたので、現在、まだ内閣府において作業中であり、検討中のものがございますけれども、現時点で考えている条文の内容をお示ししながら、検討状況を御説明させていただきたいと思っております。

資料7-1が現在考えている条文の内容、それから、資料7-2と資料7-3は平成16年改正のときの改正法附則の条文と、関係政令でございます。

この後ろの二つは、今回、選考諮問委員会を設計するにあたりまして参考にし、また、似たような政令を作るということになりますので、当時、学協会推薦制からコ・オブテーション方式に変わったときの改正でございましたけれども、当時の例ということでお配りしているところでございます。

まず最初に、条文の内容の中身に入ります前に申し上げておきます。

繰り返しになるかもしれませんが、政府が検討している法案の内容は、皆さんの「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」、それから、現在、進められている改革の状況などを踏まえながら、学術会議の運営や会員選考などの透明化を図るものでございます。

会員選考における透明化、説明責任の強化、外部との対話、意見交換、そういったことをはじめとして、学術会議の先生方が示された方向性を踏まえたものであるということを改めて申し上げます。

それから、選考諮問委員会につきましても、これまで学術会議が実施しているコ・オブテーション方式を前提としながら、選考プロセスの透明化を促進するためのものでございます。

委員は会長が任命し、最終的に候補者を推薦するのも、従来どおり、学術会議でございます。一部、御懸念があるような、政府が会員等の選考に介入するのではないかとといったようなことは、一切、考えているわけではございません。

それでは、条文の内容の中身に入っていきます。

資料7-1を御覧ください。

まず、「中期業務運営計画」でございます。それから、「評価」です。

この計画は、まず、「中期業務運営計画」のところの一にございますとおり、日本学術会議は計画を定めなければならない。それから、「評価」のところの一にありますとおり、日本学術会議は、自ら評価を行わなければならない。

書いてございますとおり、学術会議に自主的、自立的に行っていただくものでありまして、例えば独法などのように、主務大臣の認可を要するとか、そういったことではございません。したがって、何か活動の制限を意図しているというようなものではございません。

活動、運営の継続性を確保する必要性については、学術会議においても必要性は認識されているものと承知しております。

評価についても、学術会議の活動の質を自主的に高めていっていただくというための枠組みとして考えているものでございます。

業務に関する計画を作るとか、あるいは評価の基準などを改めて定めておくといったことは、国の機関であれば当然と思いますが、仮に民間の組織であったとしても、通常、こういったことは求められるのではないかというふうに思っている次第です。

前回、幹事会でも申し上げましたとおり、例えば、予算が少ない、体制がなかなか厳しいというような御意見、お声を時々伺いますけれども、是非、今後3年、6年、こういった業務をしていきたいので、必要な予算、あるいは体制を整えてほしい、そういう前向きな向き合い方をしていただきたいというふうに思っている次第でございます。

前回の資料との違いを説明するという御指摘をいただきました。

網羅的に100%言及できるか分かりませんが、留意しながら進めたいと思います。

この部分については、以前は「中期事業運営計画」というふうにしてきましたが、これを「業務」という言葉に変えております。

私どもとしては、そんなに違いを考えていなかったのですけれども、「事業」というと、何か独法だとか、そういったものを連想するというような御指摘があったかと思っておりますので、変更いたしました。

それから、「計画」のところの二、計画に書き込む事項ですけれども、前回の資料では、たしか五つ例示していましたが、三つ追加しております。

二の3と4、科学者のネットワークづくりと国際活動、それから、二の7、その他学術会議規則で定める事項を追加したところでございます。

次に行きまして、「幹事会」のところです。

ここも、以前、おそらく2月の幹事会で説明したような気もしますが、もう一回、申し上げます。

これまでの幹事会の所掌事務に変更を加えるというつもりはございません。

ただ、時宜を得た、中長期的、俯瞰的、分野横断的な審議、あるいは科学的助言の実施、ガバナンス強化などを考えると、確認的に各部の間の調整などを、責任を持って行っていただくということを記載したらどうかということでございます。

ちなみに、ここで「事務」という言葉が学術会議の仕事とそぐわないのではないかとというような御指摘もございました。

ここは法令用語として使い分けておりまして、仕事という意味では「事務」と使い、使命、あるいは役割といった意味では「職務」というような法令用語を使っていますので、そのように書き分けております。

それから、次の大きな項目、「会員の推薦及び連携会員の任命の手續」のところでございます。

最初に、基本的な考え方を申し上げます。

選考プロセスの見直しについては、会員・連携会員以外の声も聴きながら、幅広く、バランスよく選考を進めていく。これは、現在、学術会議が進めている自主的な改革の考え方だと思います。

我々としても、それを踏まえて、コ・オペレーション方式を前提としながら、国民の信頼確保という観点から、それに制度的に透明性を確保するための枠組みを与えようと、そういう趣旨に過ぎません。

会員の皆様はもとより、選考諮問委員会の委員も会長が任命し、意見尊重義務はあるけれども、最終的に会員候補者を推薦するのは学術会議です。連携会員を任命するのは会長です。したがって、政府が何か介入するということがないということは、本日、条文の内容も御覧になって御確認いただければと思います。

具体的な条文の内容の中身に入っていきます。

まず、一は、「日本学術会議は、日本学術会議規則で定めるところにより、…会員の候補者を選考し、…内閣総理大臣に推薦する」ということございまして、これまでの仕組みに変更はございません。

それから、五も同じですが、連携会員の任命は、日本学術会議規則で定めるところにより学術会議会長が行う。ここも変更はないところでございます。

一に戻りまして、一の4行目のところ、「内閣府令で定めるところにより」とありますが、ここは現在でも置かれていて、必要な手續などを定めている府令でございます。

会員の資質について、この一のところで、優れた研究または業績がある科学者について記述がございます。

ここで文言を加えておりますけれども、会員の資質が、「優れた研究又は業績がある科学者」であるということに変更を加えるものではございません。ただ、その内容や判断基準、考慮事項など、明確化、透明化を図ろうという趣旨でございます。

これまでの「優れた研究又は業績がある科学者」に、そこに書いてございますとおり、「多様な分野の科学に関する知見を総合的に活用して、科学、行政、産業及び国民生活の

諸課題に取り組むための広い経験と高い識見」といったことを書いております。

この点につきましては、もともと学術会議は、「科学の向上発達を図り、行政、産業、国民生活に科学を反映浸透させることを目的」にしていますから、学術会議の目的に照らせば、会員・連携会員は、これまでも、このような諸課題に取り組むための広い経験と高い識見が求められてきたのだらうと思えますし、実際、そういった経験と識見をお持ちの方々の方が会員などとして任命されてきたのだらうと考えております。

繰り返しですが、殊更何か新たな要件を加重するつもりもございませんが、学術会議の目的達成のために必要な人材が適切に選考、推薦されるようにといったことを確認的に書かせていただいたところでございます。

以前、懸念事項で、そのときの活動内容に応じて、どういった資質、判断基準が必要か、重視されるかということは変わるのだから法律で書くのは適当ではないということでした。

ただ、法律上は、こういった基本的なことを書くにとどめ、あとは選考諮問委員会の意見を聞きながら、学術会議において、その時々はどういったことが必要か、重視されるかといったことを定めていただければよいというふうに考えております。

したがって、可変的でなくなるというような御懸念は当たらないものと考えております。

それから、外部からの推薦などについて、二、会員、連携会員以外からの推薦のところ。ここは、学術会議が進めている関係団体からの情報提供と同じような考え方に立って、法制化を通じて幅広く継続的に、候補者の裾野の拡大に取り組んでいただければという趣旨でございます。

文章は二つほど直しております、一つは、二で、比べないと分かりにくいかもしれませんが、従来の資料では「大学、研究機関、学術に関する団体、民間事業者の団体等の多様な関係者から」という書き方をしていましたが、民間事業者だけ挙げて、その他の、実際、情報提供をやられている専門職団体などに言及しないのはおかしいのではないかというような御指摘もありました。

いずれにしても、「等」がついているので、例示列举なので実際の効果には変わりないと思っておりますけれども、御指摘を踏まえまして、そこにございますとおり、「大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者」と改めた次第です。

ちなみに、学術に関する団体、民間事業者を、学会と経済団体にしたことについては深い意味があるわけではございません。法制的に用例などに照らしたところ、この書き方がいいのだということで法制局からも御指摘いただきましたので、このように修正した次第でございます。

それから、前も申し上げましたけれども、3行目の最後の辺り、「その他の幅広い候補者を得るために必要な措置」というところで、いろんな措置を講じることにしておりますので、必ずしも推薦という形に限定するつもりはございません。

それから、これまでの御説明の中で、現行法に基づいて先生方が現在既に進めている推

薦プロセスの扱いについて、それが、今後、仮に新法が通ったらどうなるのだという御質問を何度かいただきました。

ここは繰り返しになりますけれども、新法に基づいて最初からもしやり直すということになると、過去の法改正の例を見ると1年とか、1年半はかかるということになるのだろうと思います。

ただ、現在、先生方が会員選考に関する説明責任の強化、あるいは、会員候補者の裾野の拡大に取り組んでいることに鑑みれば、選考諮問委員会において、改正法施行までの間に先生方が進めている選考プロセスの積み重ねを活用できるのだというふうに判断することは十分あり得るのだろうというふうに思っております。

それから、前回からの修正がもう一つございまして、三の3行目の「国際的な研究活動の業績、行政、産業界等との連携による活動の業績」という箇所について、前回、「連携による活動の業績」のほうが出ていましたけれども、順番を逆にして、「国際的な研究活動の業績」を先に出しております。

それから、四以下の選考諮問委員会への諮問についてです。

学術会議が諮問する場合というのは、四の会員の候補者を選考するとき、それから、五、六に関係して連携会員を任命する場合、それから、ずっと後ろに行きますが、十七にございまして、選考に関する規則を制定、改廃するときでございます。そのときは選考諮問委員会に諮問していただくということです。

意見尊重義務がございましてけれども、前から申し上げているとおり、意見が一致しなかった場合に、最終的に候補者の決定などを行うのは学術会議でございます。

繰り返しになります。コ・オペレーション方式を前提としながら、選考プロセスの透明化を図るものでありまして、委員はあくまでも会長任命。総理、政府が関与するわけではございません。

それから、選考諮問委員会そのものについてです。

次のページの十になります。

繰り返しですけれども、そもそも選考に関する規則を定めるときに意見を聞いていただいて、その上で基準やルールにのっとった選考が行われていくかを確認するという趣旨の仕組みでございます。

十、選考諮問委員会の委員は5名とし、十一にございましており会長が任命します。

会長任命であり、一般職の国家公務員ということになりますから、連携会員の先生方と一緒にすけれども、法律上の守秘義務がかかってきます。

同じ十一です。選考諮問委員会の委員は、三つ、要件といいますが、カテゴリーがございまして。

一つは、1行目から2行目にかけて、科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢に関して広い経験と高い識見を有する者、2番目が2行目からで、産業若しくは国民生活における科学に関する研究成果の活用の状況に広い経験と高い識見を有す

る者、3番目が科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者。この三つのカテゴリーから、この下に掲げる二人の方と協議して、会長が任命するということとございます。

まず、この三つのカテゴリーを設ける趣旨は、学術会議法第二条の目的規定、これを達成するためには、選考に関する規則の制定や選考に当たり、学術研究、産業、国民、行政などの実態、潮流や方向性、ニーズ、そういったことも踏まえながら選考を行っていただく必要があるだろうということです。

それから、委員の任命は会長が行うわけですがけれども、この委員会自体、審議会的なもので、逆に学術会議からの独立性もある程度ないといけませんので、会長が行うその任命が、客観的でバランスの取れたものであることを担保するために、CSTIの有識者議員と日本学士院の院長に協議の上で任命していただくということを考えております。

この協議の規定は、冒頭に申し上げましたとおり、平成16年改正のケースを参考にしたものであります。

そのときは、先ほど申し上げたとおり、選考の仕組みを変えた時とございましたが、このときも我が国全体の科学技術を俯瞰する知恵の場にふさわしい、優れた識見を有する者が議員となっている総合学術会議の有識者議員、学術上功績顕著な科学者が会員となっている学士院の院長といった方々から意見を聴取することとしておりました。

その理由については、人選の客観性、公平性を確保するという趣旨によるものであって、学術会議に与えられている独立性と、委員の任命に当たって協議を行うことは相対立するものではないという説明がなされ、そのように立法されたということとございます。

それから、前回の質疑で、選考諮問委員会の委員の候補者、これは、原案は誰が作るのかというようなお話もありました。

これは任命するのは、繰り返しですが、学術会議会長です。原案を作成するのも、こういう場合、通常は会長だろうと考えております。平成16年改正のときも、協議においては会長がイニシアチブを取りながら進められたというように聞いているところです。

ちなみに、今回は平成16年改正とは違って、会員を直接選考するといった役割を担った会員候補者選考委員会の委員の任命のための協議ではなくて、学術会議から諮問を受けるという受動的な立場の選考諮問委員会の委員を任命するための協議とございます。

したがって、前回よりもさらに会員選考自体とは距離が少し遠い事例だと考えております。

それから、微妙に平成16年改正のときと書きぶりが違うのが、総合科学技術会議のところでは、平成16年改正のときは、資料7-2、第4条第3項第1号に、「総合科学技術会議の議員のうちから総合科学技術会議の議長が指名するもの」と規定されておりました。要するに、総理が指名する者という形だったのが平成16年改正のときですがけれども、今回は内閣総理大臣が、何か選考過程に関与するのではないかという誤解も避けたいと思いましたので、今回は「総合科学技術・イノベーション会議が選定する者」という書き振りにし

ております。

具体的には、CSTI有識者議員などによる互選、そういったことが考えられるのだろうというふうに思っております。

それから、資料7-1に戻り、十二、配慮規定を置きました。

このCSTIの有識者議員と学士院の院長、この二人は国の機関に所属しているわけですが、その機関の意見とか、あるいは政府の意見を代弁するというのではなくて、自らが有する科学や学術に対する高い識見に照らして会長に意見を述べるものであるという趣旨を明確にして、プロセスに対する信頼性を高めるためという協議の趣旨、それから、学術会議の独立性などに留意すべきことを条文の内容上も明らかにしたところがございます。

念のため、読ませていただきますと、「十一の各号に掲げる者は、日本学術会議が独立して第三条各号に掲げる職務を行うこと等の日本学術会議の運営上の特性に十分配慮するとともに、選考諮問委員の選考が十一の規定に照らし適切であるかどうかについて自らの経験及び識見に基づき公正に判断することを旨として、十一の協議を行う」ということでございます。

それから、十六、政令の規定がございます。選考諮問委員会の委員長を選任、議事の方法、庶務、運営、こういった手続的な事項については、一般的な審議会などと同様に政令で定めることといたします。

具体的なイメージとしては、資料7-3の平成16年改正のときの日本学術会議会員候補者選考委員会令、これを参考にさせていただきたいと思います。ほぼ、こんな感じの形になると思います。

委員の数は、今回は法律で書いているからありませんけれども、委員長は互選によって決める。また、議事、定足数ですね。それから、庶務をどこでやる、それから、雑則、こういった規定になっております。

ちなみに、この政令のところですが、政令で書くのは、あくまでもこの十六のところがございますとおり、「選考諮問委員会の組織及び選考諮問委員、その他の選考諮問委員会に関し必要な事項」ということでございます。

何を言っているかという、選考あるいは推薦、選考に関わるそのものことについてはあくまでも法律で定めるということに学術会議法上なっておりますので、選考に関することを政令が定めるといったようなことはございません。

それから、ノンペーパーになりますけれども、選考諮問委員会と学術会議の間で意見が一致しなかったときはどうなのか、あるいは不一致を理由に任命を拒否することを正当化するのか、そんな御懸念もございました。

この辺りについては、繰り返しですが、あくまでも推薦するのは学術会議でございますし、学術会議が決定した会員候補者の名簿を基に任命権者である総理が判断するということでございますから、選考諮問委員会の設置によって従来の推薦と任命の関係が変わるものではございません。任命権について言えば、今回、特段、条文の改正は予定しておりま

せんので、これまでの政府の解釈と運用に変更はございません。

それから、「その他」のところに参ります。

まず、これは見にくいかもしれませんが、二と三、計画作成と評価の開始は令和6年4月からだということを書いています。

それで、四と五、ここが任期の調整の話でございます。

任期の調整、あるいは、改選時期につきましては、任期延長について大分異論と申しますか、リアクションがございましたので、任期を延長しないという案もあり得ると、改選を10月1日のままでやるということも前回お示しいたしましたけれども、実際、推薦に当たっては、学術会議において規則の作成、総会の開催日程、いろいろ考えると、延長しないでこの新方式を回していくというのは実務的にはかなり厳しいと思います。

したがって、学術会議が総意として延長なしで推薦するように努めるということではない限りは、政府としては、半年間の任期延長、そして、改選は令和6年4月1日とするのが現実的だと考え、この四、五のような書きぶりにいたしました。

したがって、ここは会員・連携会員、皆さん、任期が半年ずつ伸びるということを考えているということでございます。

それから、条文の内容的には、最後の九、フォローアップ規定です。

政府は、この法律の施行後、三年、六年を目途として、いろんな活動状況等を検証していく。そして、最後のほうですが、法律の改正その他の必要な措置を講ずるということでございます。

これは、たくさん書いてありますけれども、学術会議の全ての活動、運営についてフォローアップは行うということで、ある意味、当然のことを書いているということでございます。

国に残したままで改革を進めるという、この法案に基づいた3年後、6年後のフォローアップですので、学術会議の説明、意見も伺いながら透明な形で行っていくことになりま。この法律に基づいてやるわけですから、一部の方が懸念されているような法人化ありきだというようなことはございません。

以上が、条文の内容の概要でございます。

最後に幾つか、申し上げさせていただきたいと思。います。

政府の案はこれまでも何度か申し上げてきましたが、特殊法人などの国とは別の法人にすべきではないかというような御意見もある中で、国の機関のままという学術会議の希望も尊重して、学術会議が示された改革方針にのっとり、国民から理解され、信頼される存在であり続けるためにという観点から、運営や会員選考の透明性を図るため、ぎりぎりの方策として我々としても検討してきたものでございます。独立性に変更を加えるというような考えは一切ございません。

会員選考への政府の介入もなく、計画の策定、評価の実施も法律に従って学術会議で自律的に行っていく仕組みであるということは御確認いただけたかと思。います。

主要先進国の中で国の組織なのは日本だけでございます。諸外国のアカデミーは独立した民間団体でありながら国を代表する地位を認められ、国からの財政支援を受けるといったことも含めて、国民の皆さんに説明できるように運営されているのだらうと思われま

す。国の組織であり、経費を全額国費で賄われながら、独立して職務を遂行している学術会議、国民から信頼され、理解され続けるためには、私どもが提案しているような、この程度の透明性を確保していただくのは、最低限、必要なのではないかと考えている次第でございます。

政府としては、これまでかなり詳細な法案の概要をお示しし、3月上旬が期限だった閣議決定も延期して説明を重ねてまいりました。これまで出された御懸念、御意見もこの中身に取り入れてきたつもりでございます。今回、検討中でございますけれども、条文の内容も御覧いただきました。

先生方がよくおっしゃっている、学術には政治や経済とは異なる固有の論理があるのだということ、それはもちろん否定するわけではございません。ですが、社会の各層と対話を進めていくということも学術会議の使命だと思いますし、実際、「より良い役割発揮に向けて」においても、例えば、「科学研究の進歩のためには、その成果を国民に還元するばかりでなく、国民の理解と支持を得て共に推進していく姿勢が不可欠です」と述べられているところでございます。

我が国や世界が直面する重要課題の解決に当たって、関係者と問題意識、時間軸の共有が必要だということを申し上げてきました。繰り返しですけれども、これは結論の共有を求めているわけではございませんが、そういった問題意識の共有、それから、国民に理解され、信頼され続ける存在であるために必要な制度的な透明性の確保、こういったことができないということだとすると、なかなか、国の機関にとどまり続けるというのも難しいのではないかと考える次第でございます。

その場合、学術会議の望むところなのかどうかよく分かりませんが、今後の選択肢としては、学術会議が主張されている5要件を満たして、学術会議がその独立性の参考とされている主要先進国並みの制度・体制を持った特殊法人などの民間法人とすることを学術会議の参加を得て議論し直すこととなるのではないかとおられるところでございます。

いずれにしても、私どもとしては、今回御説明させていただいた内容の改正法案を、是非、御理解いただいて、今国会に改正法案を提出したいと考えているところでございます。

本日も、この後いろいろ御意見をいただくかと思っておりますけれども、それも踏まえて閣議決定について判断していくということになります。

学術会議におかれても、この総会が、恐らく、そういったタイミングから考えると最後の機会になるかと思われま

すので、是非、前向きに御議論いただければ幸いです。

長くなりましたが、よろしく願いいたします。

○高村ゆかり 副会長 笹川室長、どうもありがとうございました。お席にお戻りくださ

い。

この後の議論の進め方でございますけれども、先ほど笹川室長からもありましたように、今国会提出に向けてお考えであり、この総会が最後の機会となるのではないかというお話もございました。そういう意味では、会員の皆様から御提示いただいている、御説明いただいているものについて、しっかり御質問、御意見を出していただくということを、まず行いたいというふうに考えております。

その上で、学術会議として、あるいは、この総会として、どういう対応をするのかということも議論したいと思っております。もちろん、この二つは相互に関連している、連関しているものだとは思いますが、この機会ですので、まず、笹川室長の御説明についてしっかり御質問をしていただき、意見を言っていただくということを最初にやりたいということでもあります。

議論を始める前に、最初に、梶田会長から一言御挨拶を申し上げます。

○梶田隆章会長 まず、笹川室長、本日は御出席いただき、どうもありがとうございます。また、検討中の法律案をお示しいただきまして、ありがとうございます。

本日、この検討中の法律案を拝見し、御説明をお聞きしまして、改めて、この問題は日本学術会議と日本の学術の将来のために極めて重要な問題であるとの思いを強くいたしました。高村副会長からもありましたけれども、この問題について法案の閣議決定があるとなれば、その前に議論できるのが、本日が最後の機会となるかと思っておりますので、ぜひ、真摯な御議論をお願いいたします。

○高村ゆかり副会長 それでは、まず、先ほど申し上げましたように、内閣府、笹川室長への御質問、御意見からいただこうと思っております。

先生方、よく慣れていらっしゃると思っておりますけれども、会場にいらっしゃる先生方はネームプレートを立てていただけるとありがたく思います。恐らく、多くの先生が御発言を御希望だと思っております、事務局がお名前をテイクノートしてこちらへ持ってきてくれますので、ネームプレートを立てる形でお知らせいただくとありがたく思います。

それから、オンラインで御出席の先生方も、もう慣れていらっしゃると思っておりますが、Zoomの手挙げ機能、あるいは、うまく機能できない、しない場合には、チャットでお知らせいただければと思います。チャットは、申し訳ありませんが、全員宛に送っていただくこと、これも事務局が確認をするために、そのように御協力をいただけますとありがたく思います。

それでは、先ほどいただきました御説明につきまして、御意見、御質問をいただこうと思っております。第一部の佐藤会員、お願いできますでしょうか。

○佐藤嘉倫会員 一部の佐藤です。詳細な御説明ありがとうございます。

2点、あります。

1点は、2ページ目の会員の推薦及び連携会員の任命の手續で、二で、先ほどの御説明にもありましたけれども、コ・オペレーションで、「会員、連携会員、大学、研究機関、学会、経済団体、その他の民間の団体等の」とありますけれども、これは、用例としてはこういうふうを書くということでしたけれども、前回は指摘しましたが、社会で活躍している団体というのは経済団体だけではないですね。ですので、ここを単純に「学会、民間の団体等の」というふうにはしてはいけないものなのかどうか、そこを教えてください。

2番目は、そのページの最後の九、「日本学術会議及び会長は選考諮問委員会の意見を尊重しなければならない」、ここが大きいところだと思うのですね。

この「尊重しなければならない」という縛りの強さがどういうものなのかが分からないと、「はい、そうですか」というわけにはいかないので、そこをもうちょっと具体的に教えていただけますか。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、笹川室長からお願いできますでしょうか。

○笹川武室長 はい。お答えいたします。

最初の点は、先ほども御説明したつもりでしたが、これは例示として申し上げているので、経済団体は民間の団体等の例示でございます。

学術会議が幾つかの団体に例えば情報提供等を依頼されているというのは承知しておりますけれども、まさにそういったことも全て「その他の民間の団体等」の中に入っているわけございまして、その中で一つ例示しているということでございます。

それから、「尊重しなければならない」の強さということでございます。

ここは、通常の審議会についても、かつては、こういった表現がされておりました。

記憶が定かではないですが、たしか、省庁再編の頃にまとめて落とすのだったと思いますけれども、それは、こういった高い識見を持った方から意見を聞くような仕組みを設けるのであれば、意見を尊重するのは当然であるという理由で落とされたというふうに承知しております。

したがって、ここは今までの他の審議会と同様の意味で尊重しなければならないということでございます。

そして、何で、ここだけ書いているかということになりますと、選考諮問委員会は、法律的に言うと普通の審議会とは違います。

普通の省庁の中に置かれているわけではなくて、特別の機関である学術会議に置かれていますので、法律的な構成が若干違ってきます。したがって、そこは紛れがないように、意見を尊重すべきものであるということを確認的に明示したということでございます。

ある意味、審議会と同様ですから、十分に尊重していただかなければなりませんけれど

も、先ほど来申し上げているとおり、その意見が異なるような場合にどうするかということについては、学術会議において最終的に判断されるものだというふうに思っております。

○高村ゆかり副会長 よろしいでしょうか。また、フォローアップの御質問、御意見があれば、また手を挙げていただければと思います。

それでは、続きまして、第三部の野尻会員、お願いできますでしょうか。

誠に恐縮ですけれども、今日、時間は十分に取っておりますが、できるだけ簡潔に御質問、御意見をいただければと思います。では、野尻会員、お願いいたします。

○野尻美保子会員 幾つかの点について、お伺いというか、お願いしたいことがあります。特に、会員の推薦及び連携会員の任命の手續というところですが、**「多様な分野の科学」**とか、**「広い経験」「高い見識」**と書いてあるのですが、我々自身は、特定の分野に対する専門家としてここに来ておまして、**「多様な分野の」**というところも外していただいて、**「広い経験」**の**「広い」**と**「高い」**を外していただくと、大分いい感じに見えるのかなというふうに思っています。

それに加えて、その上で、さらに何か御心配があるようでしたら、例えば学術会議の目的に対して貢献する意思がある人を選考するというような形にすると、それぞれの分野で見識がある先生、それが多様であっても構わないのですが、それぞれの分野で見識のある先生が学術会議の目的に合わせて集まって、全体として多様な、全体として広い活動をするという形にできるのではないのかなと思うのです。盛り過ぎなのですよ。

もう一つは、最初の中期業務計画のところなのですが、2番目のところに**「審議の結果の実現を図るために実施する業務」**というのが、個人的には謎だなと思っています。

例えば、我々は、いろいろな見解とか提言とかを出すわけですが、実現するのは、実際に選挙で出てこられる国会議員の方なり、市民の方なり、実現するのはそちらであるわけですね。我々は科学の専門家という立ち位置なわけなので、このところは、**「審議の成果を広める」**みたいな表現にさせていただかないと違うのではないかなという心配を持っています。

また後で思いつくかもしれませんが、取りあえずこの2点について、言わせていただきました。以上です。

○高村ゆかり副会長 笹川室長、お願いいたします。

○笹川武室長 大きく資質のところと、それから、計画のところだったかと思います。

盛り過ぎだと言われると、先生方、皆さん、高い識見、広い経験をされていると思いますので、盛り過ぎということもないかと思っておりますけれども、基本的に先生方は優れた研究業績をお持ちの方ということでございまして、当然、高い識見、広い経験をお持ちだと思

います。

それを外すということになると、逆に狭い経験と低い識見でいいと、そういうことではないと思いますので、ここはどのように書かせていただいた上で判断していくということかなと思っております。

雑談になってしまうかもしれませんが、先日、大西元会長が本を出されて、私も読ませてもらったのですが、たしか、その中で、高い業績を持たれている方というのは、もちろんたくさんいらして、それを全部1から105まで並べるということではなくて、たくさんいらっしゃる中からバランス等を判断しながら選考していくのだと、たしかそんな趣旨のことをおっしゃっていたんだろうと思います。

したがって、ここも、高い、広いが、順番に1から並べていくという、そういうことではございませんで、皆さん、高い識見、広い経験を持たれた中で、総合的に選考していくということなんだろうと思います。

それから、選考方針、あるいは選考要領の中でも、国内外の学術、社会の動向を的確に把握し、科学、技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、異なる専門分野をつなぐとか、政府、社会と対応しながら課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有するといったようなことを挙げられていたかと思います。私どもも、そんなに違うことを考えているわけではございませんので、そういった趣旨を書かせていただいたつもりです。

それから、計画のところ、審議の結果の実現を図るために実施する業務と、ここは違和感があるというお話でございました。多分、野尻先生と私どもは違うことを考えているわけでもないと思うのですが、学術会議法の第三条のところ、そもそも重要事項を審議しその実現を図ることと条文上なっております、したがって、それをまさに先生、広めるというような、たしか言葉を使われましたが、シンポジウムですとか広報ですとか、あるいは大学などに働きかけていく。

そういったことが「中期業務運営計画」の二の二に書いた「成果の実現を図るために実施する業務」ということですので、まさに先生がイメージされているような仕事を計画的にといいますか、前広に取り組んでいただきたいと、そういうことを書いた次第でございます。

○高村ゆかり副会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、第一部の栗田会員、お願いできますでしょうか。

○栗田禎子会員 第一部の栗田です。

笹川室長、度々丁寧な御説明ありがとうございます。2点、それぞれコメントと質問です。できるだけ手短かに申します。

一つは、今日、冒頭で、この法律の方向性は、基本的に「学術会議のより良い役割発揮に向けて」であるとか、あるいは、現在進めている改革と同じ方向性のものだというふう

なことをおっしゃいました。

私は、今日頂いた法律案を見て、全く違うと思い、愕然としたのです。

12月に検討案を持ってきていただいたときには、そのときには、科学的助言機能の強化とか、会員選考の際によりバランスを高めるといったことが書いてありましたので、それを見たときには、これは、「より良い役割発揮に向けて」と同じじゃないか、だから新しい法案をつくる必要はあるのですかみたいな質問を私はしたと思うのですが、今日、改めて法律案という形になって出てきたものを見たところ、全く、これは今の我々の学術会議とは違う、別物であるということが歴然としておりまして、非常にぞっといたしました。

これまでも御質問が出ておりますが、会員の資質についても、これまでは優れた業績を持つ科学者であること、それが基本的条件で、この間、「より良い役割発揮に向けて」の中で、社会との対話能力とか分野横断的な視野、それもあればいいねということにつけ加えてきていますが、今回の法律案では、既に御指摘がありますが、科学者であって、同時に産業界とか行政とのコネクションを持っている人という条件を一緒に備えていないと選ばれないような、かなり枠が狭まった候補者になってしまっています。

それから、これも御指摘がありました。我々は一度も提案したことのない選考諮問委員会というものが突然提案されて、かつ、選考諮問委員会の意見は尊重しなければいけないと、尊重義務まで書き込まれている。これは、明らかに、我々が考えてきたこととは方向性が全く違うわけですね。

さらに、活動の内容全体についても、今日は詳細は申しませんが、基本的には科学の重要事項を審議するのが学術会議ですが、今日の法案には、中期計画のところに、「行政、産業界及び国民の意見を学術会議に反映させる」と不思議な文言がございます。御存じかと思いますが、学術会議法では全く逆で、学術会議というのは科学を「行政、産業界及び国民生活に反映させる」ことを目的とするのだと言っております。行政が反映してしまっただけは困る、科学に反映されてしまっただけは困るわけですね。

全体として、我々が考えてきた方向性とは全く別物であって、同じ方向性だとは思えないのですが、いかがでしょうかというのが第1点目です。

第2点目は、これまでの法改正と質が違うのではないかとということを申し上げたいと思っておりました。

今日、例えば参考資料として平成16年の法改正の資料をつけていただきました。確かにそうおっしゃっていただくと、日本学術会議法はこれまで何回も改正されていまして、今日、机上配布資料でお配りいただいたのを見ても、昭和24年、25年、31年、36年、39年、58年、平成11年、平成16年と、確かに何度も改正されてきているわけですね。多分その都度、そのときの与党とのそれなりのすり合わせとかいうものもあったのだと思います。

じゃあ、何で今回の法律案について、これほど我々が危惧しているかということ、これまでの法律法改正とは明らかに質的に違って、非常に異様な状態の中で提起されている法律改正だからだと思えます。

もう言うまでもないことですが、先ほどの外部評価委員の長谷川先生の御報告にもありましたが、客観的に考えると、今、動き始めているこの「学術会議の在り方」の議論を強いるという動きは、2020年の10月の会員任命拒否事件から始まっていて、そのときに、学術会議側からすると、それまでも透明性と明確な基準を持って運営をしていたわけですがいわれなき学術会議攻撃が始まって、在り方を改革しろという非常な圧力がかかっている。

その中で、本来、学術会議としては、任命拒否というのは学術会議法違反であるということと言ったわけですが、全く誠実な対応をしていただけなくて、逆に現行の学術会議法のほうを変えてしまえという圧力の中で、この間の3年間が進んできました。

なので、言ってしまえば、今回の法改正はこれまでとは違って異様な状態です。ニュートラルな状況ではない状態で、学術会議に明らかに悪意を持っている人たちによって進められているということがあるので、我々はこれほど懸念しているということだと思います。

端的に言えば、この間、「自民党のPTに行って説明した書類ばかり持って来ないでください」と、私は12月に言ってしまったのですが、そのときに、与党とのすり合わせだったらこれまでもやっていますよというお話をいただきましたが、ただ、今回行っているこのすり合わせというのは、これまでの累次の改革のときに、与党と学術会議がそれなりのすり合わせを行う中でやってきたものと、質的に違うと思います。

御存じかと思いますが、今現在の自民党プロジェクトチームは2020年10月に発足して10月14日に第1回会合を開いたわけですね。まさに任命拒否問題の勢いを買う形で、先ほど長谷川先生の外部評価委員会報告の中で「論点外し」とありましたが、任命拒否問題を解決しないで、逆に学術会議の在り方がおかしいのだ、透明性に欠けているのだと、いわれなき学術会議攻撃を政権側が始める、その中で出てきたプロジェクトチームなので、それとすり合わせを行って、その事実上の案を紹介していただく形で作られた法律なので、非常に大きな問題があると思います。

先ほどの笹川室長の最後のお話の仕方も、透明性に欠ける学術会議、ということをおっしゃいましたけれども、これを呑まないのだったら国の組織にとどめられない、と、ほとんど恫喝に近いことをおっしゃいましたけれども、これは果たしてニュートラルな状態で、公正な状態で法律を示される立場なのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○高村ゆかり副会長 笹川室長、お願いいたします。

○笹川武室長 最初は、学術会議の考え方と違うのではないかという趣旨かと思いますがけれども、私どもとしましては、先生方も外部からの意見を聞きながら説明責任の強化、透明性の向上といった観点から、選考過程、改革に取り組まれていらっしゃると思います。そういった方向性の下で選考諮問委員会というのを提案したということです。

それから、産業界とのコネクションというようなことを私は一切申し上げてございませ

んで、社会や政府と対話しながら問題解決に取り組む能力、それから、幅広い視野を展望する能力といったようなことは、先生方の選考関係の規定の中にも入っているところがございます。まさに同じ考え方で進めているということをお願いしたところでございます。

それから、計画の中の行政の順番が違ふと。どちらが反映かというようなお話でございましたけれども、これは当然、学術会議の目的が科学を行政、産業、国民生活に浸透させるということであれば、逆に受け手側の問題意識なりを、ある程度、酌んで活動していただくのが、より効果的に活動を進められるのではないかというのは、従前から申し上げていたとおりでございます。

それから、任命問題について言及がございましたけれども、この件については、私も所管外でございますので、コメントする立場にありませんが、政府の見解としては、当時の総理大臣が法律に基づいて判断したものであるということ、もう既に手続は終了していると、そういう答弁をしていたのかなというふうに思っております。

私どもといたしましては、任命問題、それはそれとしても、学術会議の改革を進めるべきだと思いますし、そこは、2年ぐらい前にも、まさに学術会議から、自らいろんな課題があるので取り組んでいくということをおっしゃって、令和3年4月の「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」をまとめられたものと承知しております。したがって、その方向性に向かって学術会議と国と一緒にやっということを申し上げております。

それから、申し上げたような透明性の確保、そういったことができないのであれば、なかなか国の機関として難しいのではないかと、それは、繰り返しになりますけれども、諸外国のアカデミーとは違う、国のままという形の下で、しかし独立して活動するというのであれば、国民からの理解、信頼を得るための措置というのは最低限必要だろうということをお願いして、そうでなければ、恫喝しているわけではなくて、繰り返しですけれども、我々はこの案が国のままでいたいという先生方の学術会議のお立場を前提とすればベストだと考えて提案しているということでございます。

○高村ゆかり副会長 それでは、続きまして、第一部の佐野会員、その後、第二部の磯会員、第一部の芳賀会員と、お願いしたいと思います。

それでは、佐野会員、お願いいたします。

○佐野正博会員 それでは、質問させていただきたいと思っております。笹川室長、いつもありがとうございます。

私からは、2点になるかと思うのですが、第1点目は、選考諮問委員会の設置の必要性について、会員選考の透明性の確保ということをお願いされていて、確かにそれはそのとおりかと私も思います。

公的組織を構成するメンバーの選出、選考に関して、透明性の確保が重要であることは、日本学術会議ではなくて、政府における各種審議会の委員の選出、あるいはCSTIの有識者

議員の選出、選考に関しても同じように求められているのではないかと思います。

CSTIの有識者議員の場合は、国会の同意が必要ということで、その中で透明性の確保が制度的に担保されているのではないかとと思われるのですけれども、政府の審議会委員の選考、選出に関して、現在、日本学術会議に対して考えられております選考諮問委員会のようなそういう役割を果たすような機関といたしますか、制度といたしますか、そういうものが設置されている例は存在するのでしょうか。私はあまり分からないのですが、もしあるようであれば、教えていただければ幸いです。これが第1点目です。

第2点目は、選考諮問委員会が取り扱う対象に関して、会員選考に関わる基準ルールだけではなくて、以前ですが、個々の候補者の適性もそういう取扱いの対象となるというふうに、たしか笹川室長から御説明があったのではないかとと思うのですけれども、そういう個々の候補者の適性問題までも選考諮問委員会が取り扱うということは、単純に透明性の確保という問題を越えたレベルの問題ではないかと私には思われます。

また、そうしたことは、屋上屋を重ねることになってしまって、現に学術会議においてもいろんな各種レベルで会員選考に関して審議はなされているのですが、さらにその上に、選考諮問委員会の中で個々の候補者の適性問題を取り扱うということの意義というのは、どこにあるのかが私は理解しにくい。

また、そういうことをいたしますと、会員選考に関して、今でもかなり時間がかかっておりますけれども、さらに長期化するのではないかと。基準ルールの検討だけではなくて、個々の候補者問題まで扱うとしますと、半数改選としましてもかなりの人数になりますが、十分に根拠を持ってそれを検討するというのは、非常に時間がかかって大変ではないかと思うので、さらに長期化が進むのではないかとと思うのですが、この2点について教えていただければ幸いです。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

実は今、佐野会員がお尋ねになった点について、本日公務で御欠席なのですけれども、第一部の大久保会員からも同趣旨の御質問をいただいております。

大久保会員の御質問はほかにもございますけれど、今の佐野会員に関わるのところだけ読み上げさせていただきたいと思います。

諮問委員会についてですけれども、一般職であれ——大久保会員は行政法の専門家ですけれども、一般職であれ、特別職であれ、審議会や独立行政委員会の委員など行政機関の委員の選任人事について、第三者機関への諮問を制度化している例があれば、御教授をいただきたいという点であります。

それからもう一つは、諮問委員会の目的は、選考プロセスの透明化を図る——法の改正の御趣旨としてもだと理解しておりますけれども、選考プロセスの透明性を図るものと説明されています。ここで言う透明性とは、会員選考について、その内容及び過程、プロセスが国民にとって明らかであること。例えば行政手続法的一条もそうだと思いますけれども、

それをいうと考えられますが、諮問委員会の設置がなぜ透明性の向上につながるものなのかということの説明をいただきたいということです。

また、その設置の趣旨に照らして諮問委員会が意見を述べる対象は、したがって、手続的事項に限られ、選考の実体的事項には及ばないと考えますが、そういう理解でよろしいでしょうかという御質問です。

佐野会員のまさに御質問と重なる御質問だと思いますので、お答えをいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○笹川武室長 適切に答えられるかどうかですけれども、お答えいたします。

まず、ほかの審議会などでその委員を選任するに当たって、こういった機関を置いている例があるか、そういう問いかと思ひます。

今、手元に資料がなく、100%思い出せませんが、そんなに例のある話ではないのだらうと思ひております。

一方で、学術会議は、選考の出だし、候補者集めから推薦まで全て内部で行って、105人、あるいは補欠の数名を内部だけで決定して上げてきているわけですが。通常の審議会であれば、それは任命権者である大臣なりが選考し、判断し、任命責任を負うということになっておりますが、そういう形でないものから、そこはぴったりの例ということではないのだらうというふうに私は思ひております。

それから、選考諮問委員会は、どういった観点でチェックするのだらうというようなお話だったかと思ひます。

ここについては、先ほども申し上げましたが、選考を始めるに当たって、選考に関する規則を定める。そのときにまず諮問していただきます。その上で、そうやって定めた基準、あるいはルールにのっとった選考が行われているかということを確認していくということなのだらうと思ひます。

したがって、個々の人選についてもそういった基準やルールにのっとった選考が行われているかどうかということとは適宜確認し、意見を言うということも、それはあり得るのではないかと思ひております。

○高村ゆかり副会長 佐野会員、よろしいでしょうか。

○佐野正博会員 では、また新たな質問となり申し訳ありません。

今のお話ですと、「通常の審議会等に関しては、任命権者が最初に選考に関わることによって任命責任を負っている。そうした通常の審議会のあり方とは異なり日本学術会議会員は全て内部だけで決定していることが問題である」という、たしか御説明であったと私は承ったのですけれども、日本学術会議においても会員候補者等の推薦等に関しては外部機関からも情報提供を受けております。そのことは御存じかと思ひますので、そ

のような外部機関との関わりだけではなくて、任命権者が直接に選考に関わるようにするという、これがまさに、今、ご説明されたことではないでしょうか。以前、中曽根総理大臣のときに、「総理大臣による任命というのはあくまでも形式的なものである」という、そういうものであったのが、今般の改正では「任命権者が日本学術会議の会員選考に関わるということが当然である」という御趣旨の御発言と理解してよろしいのでしょうか。

○**笹川武室長** そういうことを言っているのではなくて、通常の審議会は、まさに任命責任を負う者が選考し、その責任を負うということを申し上げております。

学術会議の場合は総理が任命責任を負うわけですがけれども、その過程に一切関与していないわけでございます。

普通に考えると、関与していないものについて責任を負うというのは、なかなかどうかということもありまして、総理が関与するわけではございませんけれども、科学に関する、あるいは科学の研究環境に関する高い識見、広い経験をお持ちの方に参加していただいて意見を述べていただく。それによって、その客観性、公正性を担保していこうということでございます。総理が関与するというようなことを申しているわけでは一切ございません。

○**高村ゆかり副会長** よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、先ほど長くお待たせしておりますが、第二部の磯会員、その後、第一部の芳賀会員、第三部の田村会員とお願いいたします。

それでは、磯会員、よろしくお願いいたします。

○**磯博康会員** 第二部の磯です。

1点だけ、質問ではなくてこれは要望、もしくは私からの強い要求です。

3ページ目の十一です。選考諮問委員ということで、ここで、その前のページにある会員の条件と全く異なる文言が最初に出ております。それは、社会経済情勢という言葉と、最後のほうに、2行下のところに政策という言葉があります。

これは非常に会員の選考とは違って、そういった経験を持つ者と、次のときに高い識見を有するとありますけれども、いわゆる科学者の高い識見とは、私はニュアンスが異なるというふうに考えています。そういう意味で、高い識見をもう少し定義化する必要があるので、私は、ここに学術の独立性に関して高い識見を有するものというのを入れるべきではないかと感じます。

それは、これまで学術会議と国との間で様々な議論をしてきましたが、最も我々の総意として、また海外のアカデミーの総意として、学術の独立性というのは絶対外せないキーワードと考えていますので、これについてはいかがでしょう。

○**高村ゆかり副会長** お願いいたします。

○笹川武室長 今、磯先生がおっしゃった、科学に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、あるいは、科学の振興及び技術の発達に関する政策に詳しい、そういったことの趣旨は申し上げたつもりでしたけれども、はっきり言っていなかったかもしれません。学術会議法第二条の目的規定では、「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」としており、そういうことを目的とする学術会議であれば、委員の選考に当たっても、そういった現場なり相手方の状況を御存じの方、そういった知見からも見ていただいて、バランスその他を考えていただければいいのではないかという趣旨でございます。

それから、御提案の科学の独立性に関する高い識見を持つ人というようなことを入れるべきではないかという点につきましては、これが単独の要件ということでは恐らくないのだろうと私は思いまして、もともと書いてある三つを備えた上で、そういった識見も持つ人ということなのだろうと思います。

ここは、いずれにいたしましても、学術会議会長が案をつくって、会長が任命していくということでございますので、その中でそういった識見も持つ立派な方を任命していただければよいのではないかと考えている次第です。

○磯博康会員 よろしいですか。というのは、全く同じに書いてあれば別にいいのですが、この文言の最初の取り巻くのは社会経済情勢。このようにウクライナ問題とか、いろんな政治的な問題、そういったものを勘案して、さらに政策という言葉が入っていますので、我々としては、非常に、この学術、科学の独立性に関して不安をおおるような記述になっておりますので、その点は熟慮をしていただきたいと強く要望します。

科学の独立性に関してのみではないです。例えば、特に科学の独立性に関してとか、学術のその独立性に関して、もしくは、特に学術の独立性を含む高い識見というふうにしていただきたいと思います。

○笹川武室長 まず、内外の社会経済情勢のところは、これだけを行っているわけではなくて、先生も御心配だからおっしゃっているのだと思うのですけれども、あくまでも科学に関する研究の動向、それからそれを取り巻く広い情勢ということで、科学の研究を広い目で俯瞰していただくということを申し上げているところでございます。

それから、独立性に関する高い識見。この辺りは、繰り返しですけれども、会長が、どういった方が適切であるか考えて判断していただければよろしくて、それで、何を言っているかという、全然否定しているわけではないのですけれども、そうではなくて、逆に、協議を受けるCSTI有識者議員、それから学士院の院長、ここは会長が選ぶわけではなくて法定になります。CSTI有識者の議員のうち誰かというのは、CSTIに選んでもらうことですが、法定になります。

したがって、「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の十二、は別になくても、このお二人は立派な方ですので問題ないと思いますけども、改めて確認的にこういった規定を置かせていただいているところでございます。

○高村ゆかり副会長 磯先生、よろしいでしょうか。

○磯博康会員 分かりました。

ただ、本当にこういうのは、社会情勢が非常に緊迫したときにコロッと変わってしまうというのは、我々は第一次、第二次世界大戦で経験していますので、改めて申し上げた次第です。

○笹川武室長 ありがとうございます。私も、磯先生がおっしゃっていることを違うとか否定するとか全くそういう気持ちはございませんので、御意見は十分承りました。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 それでは、続きまして、第一部の芳賀会員、お願いいたします。その後、第三部の田村会員、第一部の宇山会員とお願いしたいと思います。

それでは、芳賀会員、お願いいたします。

○芳賀満会員 第一部の芳賀です。笹川室長、ありがとうございました。

室長は、今、任命問題は所管外であるとお逃げになりました。しかし、任命問題は全ての始まりで根幹ですから、代表として、また、今日が最後の機会ですから、ぜひ逃げないで答えることは能力としてありますでしょうか。

実際、室長は、任命問題を踏まえて、今後、政府は選考に関わることは考えていないと冒頭におっしゃいました。また、この改正法案の第十一条に会長が任命するとあるので、任命権に関して変更はないと最後にまたおっしゃいました。

ならば、過去に政府が選考、任命に介入した理由の説明をまずすべきではないでしょうか。それなしでは、今後、政府は選考に関わることは考えていないとする法律の提出は、そもそもすべきではないと思います。

今後、政府は選考に介入しない法律とするならば、まず、この間介入した理由を、透明性をもってまず説明して、その上で初めて法律の作成をすべきで、提出の最低条件が整うかと思います。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 笹川室長、お願いできますでしょうか。

○笹川武室長 問いの御趣旨が一瞬よく分からないのですけれども、内閣総理大臣は、

選考、推薦には介入いたしません。介入していなかったですし、介入いたすこともありませんし、そういった条文も今回、置いているわけではございません。

それから、任命に介入したとおっしゃっていました。それは言い間違いかなと思いますけれども、任命は介入するのではなくて、これは任命権者として、法律に基づいて内閣総理大臣が行うものでございます。

繰り返しになりますけれども、選考と任命の関係を変えるつもりは、この法律改正においてございません。

○芳賀満会員 この間の任命拒否も、そういうお考えは一切ないとおっしゃいますが、実際にはこの間のは介入でありました。ですから、これから未来も介入があるということのむしろ保障を、今していただいたと思います。どうもありがとうございます。

○笹川武室長 すみません、そういうことは申し上げておりませんので、言ったことははっきりテイクノートしていただきたいと思いますが、選考には介入しておりません。任命権者として憲法上の責務をしっかりと果たすために、任命については法律に基づいて適切に総理が判断した、そういった考えを変える考えはないと、そういうことを申し上げているところです。

○高村ゆかり副会長 それでは、続きまして、第三部の田村会員、お願いできますでしょうか。

○田村裕和会員 第三部の田村です。今回が恐らく最後ということで、正直ここまで来てしまって、いろいろ今もお話があったように、不満とか問題点がいっぱいあるわけですが、それを全て解決するのはなかなか難しい状況になっていると正直思っていて、最低限これだけをお願いしたいというところを御質問させていただいて、意見を言わせていただきたいと思います。

それは、選考諮問委員のところ、十一のところですね。ここに、会長が任命するに当たって、CSTIと協議をなさいということが、もう法律に明記されるということですが、CSTIは非常に重要な役目を担っている、立派な方がいらっしゃるのももちろんなのですが、ただ、機能として、国の政策を決めるためのところであって、もともとはCSTIと学術会議は車の両輪。それぞれ完全に独立して、違う方向から国の科学技術行政や、あるいは国民のための科学の在り方を考えると、そういうふうになっていたわけですが、このCSTIが、会長が任命するに当たって何らかの影響を及ぼすということが、これは明記してあるわけで、先ほど、笹川室長は、政府が介入するということは考えていないとおっしゃっていて、恐らくそう思っているのは分かるんですが、こういうふうに法律に書いてしまうと、もしこれが通ったとして、最初はいいいとしても、当然、いずれ政府の

意見がどんどん反映されていくということが容易に想像されるわけです。

それについて、だから、私が希望としてはこれだけお願いしたいというのは、協議の上のところの協議する対象として、CSTIと学士院と書いてありますが、ここを削除していただきたい。

会長は、こういう人たちと協議をすべしという条文になっているわけですが、学術会議というのは非常に多様な人たちの集まりですので、そこで偏ったような人と協議して、偏った諮問委員会をつくるということは考えられない。しかも、その結果が公表されるわけですから、そういうことは実際には起こり得ないと思いますので、前に笹川室長は、会長だけに任せておいたのでは偏るかもしれないから心配だとかそういうようなことをおっしゃっていたのですが、こういうことはあり得ないと思います。ここをぜひ削除していただきたいと思っているのですが、なぜ室長は、政府が介入することにならないというふうにおっしゃったのか。そこを、本当にCSTIと明記してあるのに大丈夫だと思っていられるのか、そこをまずお聞きしたいと思います。お願いします。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○笹川武室長 ありがとうございます。すごく心配されている様子はよく分かりました。私もしっかり説明させていただきたいと思います。

まず、CSTIと協議と書いてあるわけではございません。CSTIの有識者議員、それから、日本学士院ではなく、学士院の院長でございます。

したがって、機関としてのCSTIに協議するということではございません。

先ほど申し上げたつもりでしたけれども、あくまでも我が国全体の科学技術を俯瞰する知恵の場にふさわしいCSTIの有識者議員になっているという立派な方、それから、功績顕著な科学者が会員となっている学士院の院長を務めていらっしゃる立派な方、そういった方に協議していただくのがよいということを申し上げております。

それで、なぜかということになりますと、少なくとも私は、もし言葉が変だったら失礼しましたということですが、梶田会長が信頼できないというようなことは1回も申し上げたつもりはございませんけれども、会長というか学術会議が諮問する、意見を聴く対象の選考諮問委員会です。一定の独立性は担保されていないといけないと思います。

そうなったときに、いくら学術会議の会長が公正に考えますと言っても、協議する対象を自分で選ぶということになりますと、それは、必ずしもそういったことが担保しきれないのではないかとということで、繰り返しですが、平成16年改正のときも、全く同じシチュエーションではなかったのは承知しておりますけれども、人選の客観性、公正性を確保するという趣旨によってこういった協議の仕組みを設けていて、それは独立性と相対立するものではないという説明をし、それで、そういった法律が通ったということでございました。

加えて、今回、「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の十二の配慮規定におきまして、これはかなりしつこく書いている感じでございますけれども、学術会議が独立して職務を行うというような学術会議の特性に十分配慮して協議を受けるのだと。かつ、総理や政府の指揮に基づくのではなくて、自らの経験、識見に基づいて公正に判断するのだということを明確に書かせていただいたところでございます。

したがって、ここに何か政府の意向が入るといったようなことはないというふうに考えております。

○田村裕和会員 ありがとうございます。おっしゃることは、分からないではないのですけれども、ただ、CSTIと明記してあると、政府の介入とまでは言わないかもしれないけど、意向は反映され得るとするのは、誰もが思ってしまうことで、それが、今はそうでなくても、将来そういう方向に行くことも当然起こり得ると思うのですね。

それで平成16年でしたか、前の法改正のときにCSTPが会員を選んだという話がありますけれども、あれは、あの1回限りで、コ・オペレーション方式が始まる最初の1回だったから仕方ないと思いますけれども、今回の場合は、これが毎回起こるわけで、いずれ政府の意向が色濃く反映されていくようになるということは、非常にあり得るのではないかと懸念しているわけです。

この後、意見というか感想になるのですけれども、今日の午前中に、米独仏のアカデミーでは会員選考に関して政府が関与する事例は皆無であるという報告をいただきましたけれども、我々は、そういう欧米の先進主要国と肩を並べて、本当に同じ土俵でサイエンスを競い合っているわけですが、当然同じような立場に我々はあると思ってやっているわけです。

それが、実は日本の法律には、科学者のやりたいことに国が口を挟んでよいということが明記してあるのだということになると、はっきり言って非常につらい、肩身の狭い思いをします。正直言って、途上国とかあるいは権威主義の国の科学者の気持ちになってしまいます。正直言って、そういう国からたくさんの優秀な頭脳が英米独仏に流れているというのが、実際今までずっと起きていたわけですね。

今は大丈夫であっても、将来、日本からそういう頭脳の流出ということがさらに起こるという可能性がなくなるのか、僕は非常に懸念しているところです。そういうこともあるので、ここは、ぜひ政府の介入があり得るような条文をわざわざ明記するというのは、ぜひやめてほしいと思います。

いかが思われますか。日本の科学力の問題が今、大変なことになっていますけれども、これは、何かそれに逆行している、今はいいかもしれませんが、将来、頭脳流出を促すような、そういう可能性を考えたことはあるでしょうか。お願いします。

○笹川武室長 頭脳流出はあってはいけないのですけれども、最初の1回だからではな

くて、将来、介入することがあり得るのではないかというような御指摘だったかと思いません。

まず、最初に申し上げておくと、平成16年のときは、1回だからよかった、安心であったけれど、今回は何回も続くから、という議論は、私は、必ずしもどうかなという気はいたしません。

すなわち、論理的に、もし介入なのだとしたら、1回でも許されないことだと思いますし、私は、今回は、先ほど申し上げたとおり、かなり何重にも縛って政府の介入がない形に設計したつもりですので、心配だというお気持ちは分からないではないですけれども、そういったことはないと思っております。

したがって、将来介入があり得るような条文をというところについては、そういった条文ではないと思っております。

それから、英独仏は会員選考に政府が関与することはないというようなお話でした。

日本も会員選考に関与しているつもりはございません。それから、任命のところ、任命権は総理が持っていますが、ここは公務員である以上は、それは主務大臣の任命ということにならざるを得ないだろうと思っております。

いずれにしても選考には、今回の条文を御覧いただいて分かるとおおり、政府は関与しない形の条文にしたつもりでございますので、そういうつもりはございません。

ただ、御心配だという気持ちは、そこは受け止めますけれども、そういったことにならないように設計してきたつもりだということも申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

1時30分から始めて、今2時間ほどたっていて、一度休憩を入れたいと思っております。その前に、ずっとスタンバっていただいていたのを私は見落としておりましたのですけれども、第一部の橋本会員、それから第一部の宇山会員まで発言をいただいて、その後、休憩を取って再開したいと思います。

それでは、第一部の橋本会員、お願いいたします。

○橋本伸也会員 橋本でございます。

まず、今の御質問に関わって、ごく単純な確認ですが、CSTIの有識者議員の中からとおっしゃっているのは、一の内閣府設置法二十九条第一項第六号というのが有識者議員と言われる人たちだから有識者議員だということなのですね。それでよろしいですね。

○笹川武室長 はい、そのとおりです。

○橋本伸也会員 何でそんなことにこだわるかというと、今回、法案を見せてくださる

とおっしゃったのでそれはよかったと思っていたら、法律全体ではないのですね、これは。今回、こういうのを法文のどこかに張りつけますというものなのですね。

日本学術会議法は、A4で多分二、三枚です、現行法は。これをやると倍増です、恐らく。そのうちの3分の1から4分の1が選考諮問委員会について書かれています。すごいバランスの悪い法案だなという、何でこんなに粘着的に選考諮問委員会についてこだわって書かれて、バランスの悪い法律にわざわざされるのかが分からなかった。

さらに、関連法まで含めたときに、一体どこどう抵触するのかという説明をしてほしかった。有識者議員ですと言われたって、言われても、私はすぐにはぱっと出ないのですので、説明が不親切ではないかなという気がしました。以上です。

○**笹川武室長** 内閣府設置法第二十九条第一項第六号、ここはまさに有識者議員でございます。

これは口頭でそういうものだと申し上げたつもりでございました。でも、関連法と条文とは直接違いますので、ここは別な条文の内容として御確認いただければと思います。

その上で、全体の分量に比べて、ここが長過ぎるのではないかというお話。長過ぎるとは私は申し上げませんが、逆に言うと、介入ですとか独立性の侵害といったことがないように丁寧に設計した結果、このぐらいの分量になったということで御理解いただければ幸いです。

○**橋本伸也会員** というか、学術会議が本来何をするとところなのかという大きい議論ではなく、細部のところを肥大化させた議論をされたのだな、内閣府は、というふうに思いました。

○**高村ゆかり副会長** それでは、休憩前に最後ですけど、第一部の宇山会員、お願いできますでしょうか。

○**宇山智彦会員** 宇山です。笹川室長、度々御説明ありがとうございます。

12月以来、だんだん説明を工夫されている様子がよく分かりますが、同時に、この法律の中に生じる矛盾とか、実は実際と違う説明をされているところとかが目立つようになって感じがします。

一つは、既に指摘されているように、学術会議法第二条は、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的とするのに、この案では、それが逆の方向、行政、産業界などから学術会議に意見を反映させるための仕組みを作ろうとされている。

行政や産業界から学術界に影響を与えるチャンネルというのは、実はたくさんあるのですね。文科省と大学の関係もそうだし、たくさん行われている産学連携研究もそう。一方で、学術界全体の声を行政に反映させるルートというのは学術会議しかないのです。その

機能を縛ろうとしている法律である。この第二条を骨抜きにしようとしているということを指摘せざるを得ません。

それから、諮問委員会の意見を尊重する義務があるということについて、以前の説明では、どこの審議会でもそうだとおっしゃって、今回は、かつてそうだったと説明を変えられて、しかも、それは尊重するのは当然だから規定から落とすと、ほかでは落としているという話でしたが、そうではないということはたくさん資料があります。

一つだけ引用すると、参議院法制局のウェブサイトにも、平成10年の中央省庁等改革基本法の制定に当たって、答申の尊重義務の規定も、政策の決定の責任は行政機関の長にあるということにより明確にする趣旨で、原則として削除されたということです。

今、やろうとしているのは逆で、学術会議及びその会長の権限を縛るために、わざわざ尊重義務を書いているということは明確だと思います。

それから、今話題になったCSTIが平成16年にも関わったということですが、これはCSTIそのものがこの間に大きく変わったということをおっしゃっていません。当時は、有識者議員はほとんどが研究者、学者でした。現在は、産業界の代表者が半分ぐらい入っていて、しかも、有識者議員のほとんどが非常勤になって、ただ1人の常勤議員が大きな力を持っているという、いびつな構造があります。ですから、平成16年とは全く違う意味をこの規定は持ちます。

そもそも、改革の目的として、学術会議が国民の理解、信頼を得られるようにということをおっしゃられるのですが、その手段として、例えば中期計画を立てるということによって信頼が得られるというのは、それは非常に官僚主義的な発想で、国民の常識ではないというふうに思います。

そもそも、国の機関であればこういう計画を立てるのは当然だと言われましたが、では、内閣府に6か年計画はあるのでしょうか。ないですね。これは、政府の監督を受けるからこういうものが必要になってくるということではないのでしょうか。

そして、一連の根本的な原因は、政府と学術界の間に相互に信頼が欠けているという残念な問題があって、それを正常化しなければいけない。そのためには、学術会議に変化を求めるだけではなくて、政府自身が変わらなければいけない。学術会議の見解や提言などをもっと行政に反映させられるような仕組みを政府の中につくらなければいけないし、そして、任命拒否というとんでもないことについては撤回していただかないと信頼が回復できないわけです。

学術会議に敵対的な人たちは、学術会議が反政府的な人間の集まりだから政府と違うことを言うのだと決めつけていますが、実際にはそんなことはありません。私を含め、自分の専門分野で政府と協力している会員はたくさんいます。しかし、そういう人たちがこの問題に関しては政府と対決せざるを得ないという、非常に不幸な事態になっています。

学術会議が政府と違うことを言うのは、別に反政府的だからではなくて、政治や行政の論理、問題意識、時間軸と学術の論理、問題意識、時間軸は必然的に違うからです。これ

は、幾ら制度をいじって、もうちょっと政府寄りの学者を任命しても、結局その違いは残ります。

ですから、こういうやり方では、政府と学术界の相互信頼の回復はできない。そうではなくて、もっと対等な関係で意見交換をし、学会の提言等を行政に反映できるような仕組みをつくっていかないと。そして、もっといろいろな問題について学会の意見を聞いていただかないと解決しないとと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 笹川室長、よろしくお願いします。

○笹川武室長 御意見ありがとうございました。いろいろあったので、100%きちっと答えられるか、落ちていたらおっしゃっていただければと思いますが、まず最初、目的規定のところでしょうか。この前にもどなたか、「中期業務運営計画」の二の五の、意見を反映させる、ここが逆だというようなお話でございました。

ここは、つくりの問題なんですけれども、そもそも学会は、皆さん、活動の柱として通常おっしゃっているのは四つありました。審議をするということ、それからネットワーク、国際活動、対話なり広報ということでございます。それを二の二、三、四、五で書いてきております。

審議の結果を実現させる、そういったことは二のところに入っております、別にそういったことをさせなくするためにこの五があるわけではなくて、五はコミュニケーション、対話ですから、当然、双方向のものであって、提言や何かの受け手側の意見を一定程度反映させていく。それは当然のことを書いているわけでございます。

しかも、別に反映させること自体が結果として出来上がってくるということではなくて、そのために、どのような方法を取るかということ。例えば、今、先生が、まさに最後におっしゃったとおり、何か定期的な意見交換ですとか、広報ですとか、こういった形でコミュニケーションを図っていくか。まさにそういったことを書いていただくということであって、同じことを考えているんだと思います。

つくりが分かりにくいかもしれませんが、全く二条を骨抜きにというような気持ちはございません。

それから、意見尊重義務のところは、ほかの審議会もそうだと、確かに冬ぐらいに申し上げました。ある意味そのとおりで、現在、意見尊重義務がないわけではございません。申し上げたとおり、そういった機関を置く以上は、尊重するのが当然だということで消しているわけでございます。確認的に選考諮問委員会について書いているというのは、先ほど申し上げたとおりです。

それから、審議会の中で、行政責任というようなお話がありましたけれども、それは任命権者ですね、審議会の委員を任命するのは大臣であって、最終的に政策の責任を負うのも大臣ですから、責任は大臣にあるということでございます。ここは選考諮問委員会とは

形が違うんだというふうに私は思っています。

それから、計画をつくることで信頼が得られるのかというお話。つくるだけでは駄目かもしれないけれども、まず、今後、こういった考え方で、このように議論を進めていくということを明らかにして、国民、あるいは関係者に示すというのは、信頼の第一歩だろうと思います。各府省それぞれ、業務に応じていろんな計画をつくっているところがございますし、私も担当分野において、5年計画というようなものは複数持っているところがございます。

これは、通常ある程度のスパンで規模の大きな仕事をするのであれば、つくるのだろうと思います。

それから、学術会議が政府と違う意見を言うことは構わないのではないかと。それはそうなのだろうと思います。ただ、何度か申し上げたとおり、受け手側の問題意識等も認識した上で言っていただかないと、せっかくいただいた科学的助言を必ずしも使い切れない、もったいないことになってしまうということを申し上げていて、まさに先生もおっしゃったとおり、きちんとした意見交換のその仕組みなのか実態上やるのか、いろいろありますけれども、必要なだろうと思います。そういったコミュニケーションを重視していく必要があるということを私も申し上げているところがございます。

○高村ゆかり副会長 よろしいでしょうか。

○宇山智彦会員 CSTIについてはお答えにならなかったですが、これは本当に危険なので削除していただきたいと思います。

そして、府省にも計画はあるのだとおっしゃいましたが、それは具体的な事業についての計画ですよね。その組織そのものが6か年計画を求められるのというのは、それは独法に対してやっているようなことで、監督し、場合によってはこれが実現できていないと判断されれば、3年後、6年後に見直されるということ、組織の見直しの口実に使われるということではないのでしょうか。

この場では、この背後にある動きについて、皆さんあまり言わないようにしていますが、自民党PTなどには、学術会議を3年後、6年後に潰したいと手ぐすね引いている方々がいるのです。それを、私たちはよく知っているので、幾ら政府はそういう意図ではないとおっしゃっても不安は解消されないし、そして、学術会議が民間団体になることを拒んでいるのは、別に国の機関でいることが目的なのではなくて、欧米のように、国の資金を得ながら、しかし、国とか政府や与党の介入を一切受けずに運営される非政府機関という在り方が日本にはない。政府は金を出すのであれば口も出していいという考え方が広まってしまっている、そういう残念な、先進民主主義国ではないような政治文化があるから、国の機関でなければいけないという話になっているんだということはよく理解していただきたいと思います。

○**笹川武室長** すみません、CSTIのところは聞き落としていました。もし、あれだったら、もう一回質問をいただければと思います。

それから、役所は通常、来年どうするかという年間の計画は少なくともつくりますし、必要に応じてそれなりの計画もつくっているのだろうというふうに思います。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。

お答えいただいているものに対してのさらに御質問、フォローアップの御意見もあると思いますので、改めて休憩の後。

○**笹川武室長** ごめんなさい、一言だけいいですか。

今、言い方が適切ではなかったかもしれませんが、毎年、来年度こういった業務に取り組んでいくという、そういう意味での計画あるいは方針を策定します。常に、例えば内閣府何とか計画」と、そういう形かどうかということを上申しているわけではないです。すみません。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げたように、既に2時間を超えておりますので、ここで休憩時間を取りたいと思います。ただ、御発言を御希望の先生は、既に、私の今あるところでもかなりいらっしゃいますので、大変恐縮ですけれども、10分間の休憩とさせていただければと思います。

現在、15時44分、45分だと思っておりますので、15時55分を目途に開始させていただきたいと思っております。最初に第一部の亀本会員から御発言をいただこうと思っております。よろしく願いいたします。

[休憩（午後3時44分）]

[再開（午後3時55分）]

○**高村ゆかり副会長** 皆様、席にお戻りいただきありがとうございます。

それでは、質疑を続けてまいりたいと思います。

第一部の亀本会員からお願いいたします。その後、第三部の塙会員、下條会員とお願いしたいと思います。それでは、亀本会員、お願いいたします。

○**亀本洋会員** 第一部の亀本です。条文についてお伺いしますが、未定稿の2ページ目の会員の推薦及び連携会員の任命の手續のところの四ですが、日本学術会議は、会員の候補者を選考するときは、あらかじめ、七に規定する選考諮問委員会に諮問しなければなら

ないという条文がありまして、一つは、この「あらかじめ」という言葉の意味は、私の理解が間違っていたら教えてくださいという質問の趣旨です、以下も大体。

これは、恐らく内閣総理大臣に名簿を提出するより前にとということだと思んですが、それでよろしいのかという。

それから、この条文で、諮問ということがありますが、これは普通に考えたら候補者名、候補者を上げて、日本学術会議が上げた候補者についてこれでいいかどうかというのが一つは諮問内容だと考えるのが常識的なのですが、もしこれを、諮問内容を日本学術会議のほうで限定できるのかどうか。

いい例は思い浮かびませんが、この方はふさわしいと思うのだけど、未確定だけど所属機関でハラスメントの問題が起こっているとか、これに関してどうかということだけを諮問すると、人間については諮問しないと、そういう諮問の仕方が可能なのかどうかということ。

それから、この四の条文だけだと、日本学術会議のほうは、候補者名を一切、選考諮問委員会には知らせずに、候補者自体を、候補者の選考を諮問するというやり方も一応可能なように書いてあると思いますが、そういうやり方をすることも可能なのかどうか。

それから、そうではなくて、日本学術会議が候補者の候補者みたいなものを選考諮問委員会に上げるとしても、七及び八か、第八条、八のところに、選考諮問委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、日本学術会議及び会長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができると書いてあるので、日本学術会議のほうで、候補者の候補者名簿みたいなものを選考諮問委員会に提出したとしても、選考諮問委員会としては必要がないと、必要があるとは認めないといって、それを無視して、自分たちが候補者名簿を提出して、その後、日本学術会議のほうに戻ってきて、その選考諮問委員会の意見を尊重して、最終的に日本学術会議が決めて、内閣総理大臣に提出すると、こういうやり方も可能なように書いてありますので。しかも、これは法律ですから、日本学術会議内部の選考のプロセスについては、この法律は一切規定していないので、こっちの法律に規定してあるほうが優先するので、選考諮問委員会が、そういう日本学術会議が上げてくる候補者の候補者みたいな名簿は必要ないと判断した場合は、これを無視してよいということになるわけですが、その後、選考諮問委員会の諮問が出て、候補者が出てきたら、日本学術会議はそれを尊重すると。

それから、尊重するに関して、もう当然の常識かもしれませんが、一応これを確認したいのですが、選考諮問委員会が、候補者名簿とか、あるいはこの人は駄目だとか、この人に変えたほうがいいという意見を出してきた場合に、日本学術会議のほうでその意見を聞いた上で選考諮問委員会と異なる意見を基に内閣総理大臣に推薦するということは、私は、当然これはオーケーだと思うのですが、そういうことができるのかどうかという、以上の点について教えていただければと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、笹川室長、よろしく願いいたします。

○笹川武室長 いろいろおっしゃったので、また、もし漏れていたら後で言ってください。

基本的には、亀本先生がおっしゃっているイメージで正しいのかなと思います。

まず、最後のほうから行くと、学術会議が選考諮問委員会と意見が違うときに、学術会議のほうの、あるいは選考委員会のほうの意見を基に、推薦名簿を総理に出すことは可能かというか、そういう理解でいいかということだったかと思います。

それはそういうことで、十分にやり取りしてほしいですけども、異なった場合には、学術会議が最後、総理に対して推薦するというので、以前申し上げたとおり、選考諮問委員会がいきなり総理に何か名簿を105人出すとか、あるいは30人出すとか、そういうことを考えているということではございません。

それから、候補者名簿の時点で、要するに、ほとんど最後のところで出すのか、あるいは候補者の候補者ぐらいの段階で選考諮問委員会に諮るのか、諮られた結果どうするのかというようなお話がございました。

ここは、どういった形で諮問し、やり取りをしていくかというのは、まさに選考に関するやり方を話し合って決めていただいて、その上で、そのルールにのっとって進めていくということかと思います。

個人的には、候補者の候補者ぐらいのところで相談していただくほうがまとまりやすいかなという気もしますが、やり方は、最終的にはその規則をつくる学術会議なのだろうと思います。

そして、候補者の候補者を選考諮問委員会が学術会議からもらって、それとは違う候補者の候補者を学術会議にぶつけて、これでやれということがあるのか。たしか、そういうような趣旨の御質問も交じっていたかと思います。

協議の過程で何か意見を言うということは、もちろんなくはないのかもしれませんが、基本的には学術会議の側で——基本的にはというか、普通は学術会議の側でその候補者をそろえて、協議というか意見を聞いていくと、そういうことになろうかと思います。仮に、違う意見、こっちがいいかというようなことがあったとしても、そこは最終的には学術会議が判断するということだと思います。

あと、ハラスメントに関する諮問と、ユニークな御質問ありました。そこは、何とでも必要に応じて相談されたいと思いますけれども、おっしゃったようなケースで相談されても困るのかなという気もしますが、そこはどういう場合にどういうふうに相談していくかというのは決めの問題なのだろうと思います。よろしいでしょうか。

○亀本洋会員 いや、それは逆でして、諮問について、諮問の内容を日本学術会議が限

定できるのかと。

つまり、候補者自体の候補者の業績とか、そういうことに関しては諮問しないと。それ以外のことを諮問するという、諮問の限定の仕方ができるのかということをお聞きしたのですが、つまり、日本学術会議が諮問の内容を限定する権限を持っているのかどうかということです。

○**笹川武室長** 選考に関する規則を改廃するとき、それから選考するときは、諮問するというのでございますので、選考に関する規則を定めるときは、諮問していただくということだったと思います。

○**亀本洋会員** これは任命に関する事項ですから、これでは分からないというか、任命に関する事項ということしか書いていなくて、誰が候補者になるかということまではっきり書いていないんですが、これは誰が候補者になるかということは当然に含むと理解しているのかどうかということです。

○**笹川武室長** 「任命に関する事項」は、どこに書いていましたっけ。

○**亀本洋会員** 「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の七の2行目。しかも「諮問に応じ」と書いてありますから、これは諮問に応じるわけだから、諮問の内容を日本学術会議が限定して、先ほど言ったようなアカハラ問題に関しては諮問するけれども、それ以外については諮問しませんよといったようなことが可能なのかどうかということです。

○**笹川武室長** そういうふうにはならないのではないかと思います、七の読み方は、会員の候補者の選考というのが一つあって、もう一つ、連携会員の任命というのが二つ目にあって、それらについてということでございます。

ここを書き分けているのは、任命権者が総理であるか会長であるかということだけの違いですから、会員の任命ということでは、まずないということを申し上げます。

それで、会員について言えば、まさに候補者の選考について意見を聞くということで、それは、アカハラだけということではなくて、通常105人なら105人について、この人たちがどれだけふさわしいかということの説明しながら意見を聞くということではないかと思えます。

○**亀本洋会員** 私の言い方が悪いのですが、これは、「選考に関する事項」という、「に関する事項」には、いろんな事項があると思うのですが、それを「諮問に応じ」というところが、この言葉が限定しているので、諮問の内容が必ずしもその人の業績に関する問題ではないことも一応は可能なので、この「諮問に応じ」という言葉があるということ

は、諮問の内容がいろいろありますよということを当然の前提としているわけだから、この諮問に応じということで、つまり、そういう誰を選ぶかと。例えば、手続問題だけ、どこかそういう周辺の事情で、学術とか、その他のそういう実質的な問題に関わることは諮問しませんよと。つまり、諮問しませんよという、言い方はおかしいのだけど、それ以外のことを諮問しますよ、そういう諮問の仕方も可能なのですかと聞いているのですが。

○**笹川武室長** 具体的に、どういった項目を、どのように諮問というのは、まさに選考に関するルールをつくる時に選考諮問委員会の意見を聞いて話し合っていたかと思えますけれども、通常、選考に必要な情報は含めた上で諮問されるのだと思います。問いと答え食い違っているかもしれません。

○**亀本洋会員** 要するに、諮問が問題になっているわけだから、私は、その選考に関する云々は関係なくて、何を諮問するかということを知っているのですが。

何を諮問するかということを知っているのかと質問しているだけです。

○**笹川武室長** 繰り返しですけれども、選考に関する規則を改廃するときは諮問することですから、その規則で何をどれだけ定めるかということに、最後はなるのではないかと思います。

○**亀本洋会員** それは違う条文の話でしょう。今言われたのは十七の問題でしょう。どうして話をそうやってずらすのですか。十七の問題は、私は聞いていないですよ。

○**笹川武室長** よく分からないというか、理解できないのですが、会員の選考あるいは推薦も、連携会員の任命も、学術会議の規則で定めるところにより行うということですね。

それで、そういった学術会議規則を制定、改廃するときは十七で選考諮問委員会に諮問することですから、まさに、規則の中身として何が入っているかということだと、そういうふうの説明しているつもりです。

○**亀本洋会員** 全然答えていないですね。もう結構です。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。

今、私なりの理解でもう一度お尋ねし直そうと思うのですが、四のところにある、会員の候補者を選考するときには、あらかじめ選考諮問委員会に諮問しなければならないと、亀本会員がおっしゃっているのは、このところです。連携会員のところももちろんありますけれども、会員に関して言うとはですね。

そのときに、諮問をするタイミングですとか、諮問をする範囲というものは、例えば、これは一体どういうふうに誰が決めるのかという御質問でもあろうと理解をしています。正しく理解しているかどうか、あれですけども。

その点について、一のところでは日本学術会議の規則に定めるところによりと書いてあるのだけれども、言うなれば、その規則というのは、どこまで私たちが定められるのでしょうかという御質問でもあろうかと思いますが。

○**笹川武室長** そこは、個別にどこまでかというのは、まさに個別の話に入っていくのだと思いますけども、まさに、どういった手順で、どういうタイミングで、どういったことを諮問しましょうかということも、まさに本来、選考諮問委員会の意見を聞いた上で、規則で定めていくということではないかと私は思っていました。

したがって、規則を定める主体は、あくまでも学術会議ですので、若干言い方は不正確かもしれませんが、学術会議がこういったタイミングで、こういったことを諮問したいということを、まず選考諮問委員会に相談して、では、そうしましょう、あるいは、もうちょっとこういうふうに諮問してもらえませんか、そういうやり取りをしていくのではないかとこのように考えていました。

○**高村ゆかり 副会長** 亀本会員、もしフォローアップの御質問があれば、またぜひお願いをしたいと思います。

○**亀本洋会員** いや、ちょっと通じないので。

だから、名簿については諮問しませんよ、それ以外のことを諮問しますということが可能なような日本学術会議規則を定めることは可能なので、それでもオーケーなのかということを知っているわけです。法律上ですね。この法律の下にある日本学術会議規則で、今、私が言ったことが可能なようなルールを定めても、この法律には違反しないのかということを知っているわけです。

○**笹川武室長** 選考に関しても意見を聞くということでございますので、そこで、例えば名簿がない諮問の仕方というのは少し考えにくいのではないかと思います。

亀本先生がおっしゃるように、名簿は出しませんと、そういうルールをつくっていいですかという諮問をされたときに、恐らく選考諮問委員会は、さすがに名簿を提示しないで諮問するというのはおかしいのではないですかと。

○**亀本洋会員** いや、だからそういう・・・。

○**笹川武室長** そういうことの話合いも・・・。

○亀本洋会員 例を出したわけですよ。

アカハラ問題に対してだけ諮問してください、アカハラがまだ未確定の段階でどうかといったような問題を諮問するという例を、わざわざ私は挙げたので、そこを全く曲解されているので。

○笹川武室長 未確定の段階で図られることも、さっき申し上げたとおり、別にあり得るのだとは思いますが、そこはルールづくり方ではないでしょうか。

さっきから、いま一つ趣旨が分かりかねています。もし何かあれば、また。

○亀本洋会員 いや、分かっておられると思うのですけどね。

つまり、候補者の実体的な内容、サブスタンスの内容については諮問しませんが、それ以外のことについては諮問しますよという、そういう諮問の仕方が可能なような日本学術会議規則をつくってもいいという。今の話だといいという感じになりましたけれども、狙いが分かったので、分かりました。

皆さんも分かったと思うので。これ以上やってもしょうがないので、以上にします。

○笹川武室長 よく分かりませんが、重大な情報を含まない諮問の仕方というのはないのだろうと思っていますが、何かかみ合っていないようなのでやめます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の塙会員、お願いいたします。その後、第三部の下條会員にお願いしたいと思います。

○塙隆夫会員 第三部の塙です。条文の本文については、既に疑問点について多くの質問をされていますので、私は、その他の最後の九番についてお伺いしたいと思います。

大局については、先ほど宇山委員からも質問があったわけですが、この九の条文を見ますと、まず、中期計画6年に対して3年及び6年と、わざわざ3年というのを、多分、中間評価ということを言いたいのでしょうかけれども、入れているという点と、それから検証するものが、日本学術会議の運営の状況を検討すると、さらっと運営の状況だけで済ませているのに、これに対して、総合的な見直しを行う項目をずっと長々と全部上げているところがアンバランスな感じがいたします。

さらに、それに対して、法的な改正を3年後ないし6年に行うということで、これを全体的に見ると、3年後か6年後に法律を改正するというを前提に書いてある条文としか見えないのですよね。

ですので、ここの分をもうちょっと何とかしていただく。これは、私は必ずしも条文の

本文を容認したということではなくて、もし容認されて通ったとしても、またこういう問題が起こるのではないかということで、この法律の改正を前提としたような条文自体が本当に必要なかどうかということをお検討いただきたいという質問でございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

今、埴会員からありました点は、今日、先ほど書面で御意見、御質問を出して下さっている第一部の大久保会員からも同趣旨の御質問をいただいております。

フォローアップの規定、附則のところについて、通常は改正法の施行後、五年を目途に施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。実施状況を勘案して必要があると認めるときには検討を加えるという類の簡易な規定が多いと思います。

今回のような細かい見直し規定の例が、ほかに法令の例としてあれば、御教授をいただきたいという点です。あわせて、御意見として附則の規定は通常の見直し規定の域を超えるという形式の面からも、今回の改正の趣旨——透明性の確保でしょうか、御趣旨があったと思いますけれども、学術会議の独立性に根本的に関わるという実態の面からも大きな問題がある。通常の方法の例に倣った簡易な規定にすべきであるという御意見をいただいております。

こちらについて、お願いできますでしょうか。

○笹川武室長 ちなみに、3年、6年というのは、おっしゃったとおり中間評価というか、学術会議が3年ごとの期ということで活動されていて、会員の任期が6年なので、このようにしています。

6年の計画というのは、考えてみると、あまりはっきり申し上げなかったかもしれませんが、当然これは途中で改正することはあり得べしです。条文も、そのように改正があることを踏まえた書き方になっています。

まずは、3年たったところで、3年間の動き、あるいは、今後の6年を見据えて新たに作成することになりますが、このほかに、場合によったら1年、2年で新たにこれをやろうというようなことで改正していただくこともあり得るかと思います。

その上で、フォローアップ規定がたくさん入っているということで、確かにここまでたくさん書いてある例というのはあまりないのではないかと思います。

一方で、最初の2行、3行は、これはある意味、普通のことを言っていて、施行の状況、運営の状況を検証して、その結果に基づいて、より目的を効果的に実現する観点から、いろんなことを検証していくのだと。

最後まとめて、最後の2行ですけど、組織、運営の在り方について、総合的な見直しを行うというふうに書いているところがございますので、いろんな論点、問題意識を並べているのはたしかですけれども、最初に申し上げたとおり、これはあくまでも国に置いた上で

3年、6年、改革を進めていって、その状況を確認しようという規定でございますので、そういった趣旨で論点等もいろいろ書いているということでございます。

○**埴隆夫会員** 一番問題なのは、多分、「運営の状況を検証し」という部分で納められていて、これが、要するにどうとでも取れる、何をもってまずいというふうになるかということが具体的に示されていないですよ。この辺を、もう少し何とかならないかなという意見でございます。

○**笹川武室長** まさに3年、6年、しっかりやっていただいて、その結果を見てということで、なかなかこれ以上、3年間やってこうだったらこうと書き分けていくということもできませんし、こういう書きぶりになるのかなと思います。

繰り返しですけれども、冒頭申し上げましたが、この検証を当然やるときには、学術会議の皆さんにも御説明いただくでしょうし、御意見もいただくかと思います。オープンな形でやっていくのだと思いますので、そこは、まずは3年、頑張ってくださいというふうに考えている次第でございます。

○**高村ゆかり副会長** それでは、続きまして第三部の下條会員、その後、第三部の米田会員、お願いいたします。

○**下條真司会員** ありがとうございます。下條です。

先ほど来、皆さんの議論を聞いていて、改めて学術会議法というのを確認してみました。

昭和23年設立ですね。その前文が、日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と連携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

多分これが変わってきているのではないかと私は思います。

文化国家と言っているところが少し甘くて、今や国会の礎であって、社会のあらゆる側面で科学技術が、もちろん戦争にも使われますけれども、社会の発展にも寄与している。

そこが、先ほど、栗田先生も言われましたけど、学術会議は学術の振興のためにあるという域を少し出ているのではないか。逆に言うと、もうちょっと社会と対話しながら、科学が社会とどう付き合っていくべきかということを問われているのであって、それが実は、笹川室長のいろいろ苦勞されているところで、コミュニケーションをもうちょっとやりなさいと言われてるのは、まさにそこですし、僕は、梶田会長が目指している方向も、そこにあるのではないかというふうに思います。

その意味で、今回、法律をもう一度作り直そうという意図は分かるのですけれども、そのグランドビジョンがあるのかということが心配です。

笹川室長は我々の側に立って頑張ってくださいと思うのですけれども、では、日

本という国を見たときに、学術会議があつて、もう一方でCSTIがあつて、これをどういうふう位置づけて、科学技術や社会に対して貢献できるようなものにしていくかというデザインがあるのかというのは、笹川室長に聞きたい。

改めて、そのときの学術会議の役割というのは、あくまでも炭鉱のカナリヤであつて、つまり、逆に言うと好き勝手なことをいろいろ言うけれども、その中には耳障りのいいものもあるし、悪いものもある。それを取り上げるのは政府であるということの位置づけだろうと。だから、逆に、今日、長谷川先生が非常に評価としてうまくまとめていただきましたけれども、ナショナルアカデミーの活動を庇護し、かつ介入はしないという基本的なスタンスは、この前文かどこかに書いていただけないかというのが、これはお願いです。以上です。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○笹川武室長 ありがとうございます。

ビジョンがあるかということにつきましては、そこまで高尚なことを考えられているわけではございませんけれども、恐らくおっしゃるとおり、昭和 23 年につくった法律は非常によく書かれていて、現在の問題意識で読んでも十分にこたえられる条文だと思っておりますので、今回我々も、特に目的だとか職務及び権限の辺りは特段手を入れることなく、これを前提に考えているところでございます。

CSTIとの関係も、たしか法律上、出てきているわけではないですけれども、車の両輪といったようなことでやられているものと承知しています。

いずれにしても、先生がおっしゃるとおり、あるいは、ほかの会員の先生方、梶田先生はじめ、皆さんがおっしゃっているとおり、学問、学術というものは常に政府と同じことを言っているものではない。それはそうなのだと思いますし、先ほど、冒頭に申し上げたとおり、そこを否定するつもりは全くございません。

ただ、下條先生もおっしゃったとおり、コミュニケーションというのでしょうか、我々からすると科学的助言の受け手として、欲しいときに質の高いものをいただきたい。そして、いただいたものはうまく活用していきたい。

そのためには、そういう意味で問題意識を共有しながら進んでいきたいですし、国の機関として独立して活動するなら、ぜひ、少し外部の目も入れて透明性をと、そういうことを申し上げている次第でございます。

基本的に、おっしゃったことはもっともだと思いますし、目的等まで、大改正を今回考えているわけではございませんけれども、現行法をしっかりと活用しながら進めていけば、まだまだこの法律は、いい法律になるのではないかと考えている次第でございます。

若干、私見、自分の意見も入りますけれども、以上でございます。

○高村ゆかり副会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

御発言を御希望の会員の皆様が多くいらっしゃいまして、この後、学術会議としてどうするか、質疑の後ですね、総会としてどうするかという御議論いただくことも必要でございます。

できましたら、御発言を御希望の方は、この段階で、もし発言を御希望の方がいらっしゃいましたら、その意思を示していただけるとありがたいと思います。

そこで、一応、区切りとして次の段階の議論に移ってまいりたいと思います。同じことはオンラインで御出席の会員の先生方にもお願いをいたします。

事務局が確認をしておりますので、御発言を御希望の会員の方は、私の手元に既にリストはありますけれども、追加でございましたら教えていただければと思います。

今、発言を御希望いただいておりますのは、第三部の米田会員、山口会員、第一部の川嶋会員、第二部の小林武彦会員、第一部の吉田和彦会員、第三部の浅間会員、筑本会員、山崎会員、そして、第一部の野口会員、高倉会員、三成会員。順不同です、申し訳ありません。第三部の西原会員、吉村会員、第二部の武田会員でございます。

ほかにいらっしゃいましたら、教えていただければと思います。それで一度、打切りとさせていただきますので、御了承いただければと思います。それでは、事務局、すみませんが、追加の先生のお名前を私のほうにお願いいたします。

それでは、そのような形で進めてまいります。大変恐縮ですが御質問はできるだけ簡潔にお願いできればと思っております。それでは、第三部、米田会員、お待たせしました。よろしくお願いいたします。

○米田雅子会員 ありがとうございます。第三部、米田でございます。

本当は二つ質問があったのですが、時間が限られておりますので一つは感想で、一つ質問させていただきます。

一つは、先ほど田村会員も言われたのですが、CSTI の議員という方の推薦を通して、政府の意向が間接的に会員選考に影響を与えるということが危惧されますので、私も CSTI の議員を通してというところを削除するということを希望しております。

質問はもう一つですが、2 ページの一でございます。

ここで、日本学術会議の会員の要件として、大変多くのことが記入されております。これを全部アンドで結んでいきますと、条件が本当にこんな人がいるのかという、優れた研究や業績がある科学者であって、なおかつ科学に対する総合的な知見があって、科学、行政、産業、国民生活の諸課題に取り組む広い経験と高い識見を有する者なんて、こういうスーパーマンとかスーパーウーマンのような方はあまりいないわけでございます。

このところで書き込み過ぎると、結局、選考諮問委員会のほうで、この方は確かに科学的には優れているけれども、必ずしも産業や国民生活に対して、ちゃんと造詣がないというようなことで選考から漏れるということもありますので、ここは書き込み過ぎるのは

良くないと思います。ここはもっとシンプルに、元の第十七条の条文に、優れた研究、業績がある科学者というところに戻すべきだと思います。

ついでにいいますと、第二条の、この学術会議の目的というのは、目的であって、ここに目的が書いてあるからといって、そこに行政、産業、国民生活に科学を反映、浸透させることと書いてあるからといって、これをそのまま、では、それが会員選考の資格になるのだというのは、これは論理が飛躍し過ぎだと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 よろしくお願ひいたします。

○笹川武室長 CSTIの協議については、繰り返しですけど、CSTIがというわけではなくて、有識者お二人が協議を受けるということでございます。

それから、その CSTI の有識者議員が何か政府の意向等を反映させるということではないというのは、「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の十二に確認的にはっきりと、法律上、書いているところでございます。繰り返し、強調させていただきます。

それから、会員の要件のところたくさん書き過ぎだということでございますけれども、まさに学術会議が国民から理解され、信頼され続ける組織、存在であり続けるためには、二条の目的規定をしっかりと果たしていくということが必要だと思います。

そうすると、この科学、行政、産業、国民生活の諸課題に取り組むための経験、識見が必要なのだろうということでございます。

要するに、こういった社会の諸課題に取り組むために必要な経験、知見だということでございますので、それは、組織がそういう目的のために活動する以上は必要なのではないかというふうに思っている次第です。

もちろん、それぞれの方によって、得手不得手という大変ですけども、ここがもっと得意ということもあるでしょうし、例えば、若い研究者の方であれば、年配の方よりは論文の数が少ないけれどもということはあるかもしれません。

ただ、そこは、まさにそういった中で、どういう人が科学者としての優れた業績を持っているかというのを、まずは学術会議のほうで判断していただくということなのだろうと思っております。

繰り返しですけども、ここで何か要件を加重するつもりではなくて、組織の目的と照らして、それに取り組むための経験、識見を有する必要があるということを確認的に書いたということでございます。

○高村ゆかり副会長 それでは、続きまして第三部の山口会員、お願ひいたします。その後は、第一部の川嶋会員にお願ひいたします。

山口会員、よろしくお願ひします。

○山口周会員 どうもありがとうございます。二つほど、まとめて質問をさせていただきます。

説明されるごとに、少しずつ改正されているのですが、先ほども質問がありましたけれども、条文の中で言いますと、その他の九のところが非常に強い違和感を持って読みました。これは、前回の公開幹事会では、この細かい措置の内容は書き込まれていなかったというふうに私は傍聴して記憶しているのですけれども。

そういう意味では、私も読んで非常に意外で、思いもかけなかった改定だというふうに理解しています。

なぜ、こういう措置を細かく書き込む必要があるかということについては、先ほど、しっかりとした回答がなされていなかったのですけれども、なぜ、こういうことが必要だと判断した理由と、その経緯について、ぜひ御説明いただきたいというのが1点。

もう一つは、これまでの改定の中で落ちた内容で、より良い役割発揮のためにということで、予算措置等を十分にしますというようなお話があったのですが、前回の公開幹事会では、必要であれば予算を要求すればよろしいという説明でした。

私は、研究力向上の審議依頼を受けて4か月で20回の会合を開いて回答案をつくった研究力委員会の委員長を務めておりますけれども、要するに、今のシステムですと、こういうことに関わる、例えば、会員の労働が、働いた時間とか、そういうのが一切カウントできない。

なぜかということ、内閣府の傘下にありますので、そういう行政上の制約があるということだったという説明だったと思いますが、今回も冒頭で説明されましたけれども、予算を請求しないからではないかというふうに簡単におっしゃられましたけれども、私の理解している範囲では、いまだかつて、こういう特別な予算を請求して認められた例がないというふうに聞いておりますので、この点について、これまでと違う取組をされるのか。もちろん、この法律とはまた別なレベルの話でしょうけれども、それはどう考えていらっしゃるのか。

それから、私はCSTIで説明に参りましたけれども、非常に中途半端な対応で、私は非常に不満を覚えています。前半部分、半分だけを回答しろと言われて、そのフィードバックも定かではありません。

これだけのことを学術会議に要求されるのであれば、多分、政府がいろいろな審議依頼を出すとか、先ほどもどなたか委員がおっしゃっていましたが、政府側の対応としては、何かこれまでと違った対応をするのでしょうか。あるいは、それは例えば、どんなふうに今回のより良い発揮するために、いろいろな条例とか、いろいろなことを踏まえて考えておられるのか。その辺の説明が全くないので、ぜひ御説明いただきたいと思います。

○笹川武室長 少し抽象的な部分もあり、十分お答えできるかどうかですが、お答えさせていただきます。

まず、フォローアップ規定。ここは前回より増えているということについては、そのと

おりです。今回は、まさしく概要でございますので、ここまで書き切れませんでしたが、それでも、かなりのものは載せていたつもりではございます。

この中身につきましては、結局は、活動、運営の全てを対象とするのだということに尽きるわけですが、新たに設けるこの計画づくりだとか評価の仕組みだとか、その辺りがうまくいっているかというようなこと。あるいは、今回あまり、いろいろなことを手当てしませんでしたけれども、先生方の議論なり、いろいろな資料を読んでいると、常に出てくる定年ですとか、その他の問題、いろいろあるかと思っておりますので、3年間で全て片づけられるということでもないかもしれませんが、いろいろなことを検討していかなければいけない、そういうことを書いているつもりでございました。

それから、予算のところは、請求しないからと言ったのは、それは正しい部分と文脈が違う部分とあるのですけれども、まず、目標づくりと絡めて、私が前回も申し上げた、あるいは12月にも言ったかもしれません。申し上げたのは、単に抽象的に予算が足りないということをおっしゃっても、恐らく、それでは、卑近な言い方をすると、会計課とか、あるいは査定当局に通ってはいかない。それは、どこの役所でもそうです。

したがって、もう少し具体的に、こういうビジョンで来年、再来年、こういうことをやっていきたいから、あと幾らほしいと、そういうような請求をしていかないと、なかなか要求も認められないのではないかと。

したがって、そういったツールとしてうまく使っていただく、そう前向きに捉えてほしいと、そういうことを申し上げました。

それから、請求しないからと言ったのは、一方で、たしか、今年度予算の概算要求のときに特段、増額要求という形ではございませんでした。それは、まだこういった目標づくりをやられていないということもあるのでしょうかけれども、積極的に言っても増えるのは難しいのではないかとというようなことを申し上げた次第でございます。

目標をつくれれば予算を増やしますと、そういうことを言っているわけではないのですけれども、要求のためには、そういったロジックなり、説明をしないと難しいのではないかと、そういうことを申し上げている次第です。

それから、CSTIの対応について、私は申し上げる立場にはございませんけれども、審議依頼、これは前の前の小林大臣のときに二つお願いして、どちらも結構厳しい時間的なスケジュールの中で出していただきました。その後も一つ、二つやっているように記憶しております。

ここは予算面の問題もあるのでしょうかけれども、考え方として、さっきも出てきたコミュニケーションという考え方からしても、政府としても今まで学術会議の知恵を使わせてもらおうということをやあまりしてこなかったのではないかと、これは、当時の小林大臣もおっしゃっておいりましたし、それを反省してと、踏まえて、早速幾つかのことをお願いしたということでございます。

まさに、この辺りの審議依頼に限りませんが、こういったやり取りをしていくか

というようなことも、もし計画に書けるなら、一定程度、書いていただいたらいいかもしれませんし、計画になじまないとしても運用上、どういうふうに、お互いの立場なりが違う中で前向きに取り組んでいけるかと、そういった努力は必要なのかなというふうに思っています。

最後は御趣旨から少し外れたかもしれませんが、以上です。

○山口周会員 ちょっといいですか。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○山口周会員 いや、要するに、何か新しい企画でこういうことをやりたいというのは予算要求でいいのですが、審議依頼といった場合に、実情などは御存じだと思いますけれども、これは会員、委員の全員、ほとんどタダ働きみたいなものですよ。

この辺の仕組みを変えないと、なかなか調査等が行き届かない部分もありますので、その辺は、例えば、審議依頼をする際の予算の手当てをどうするかというのは、もうちょっと具体的に御回答いただかないと、審議依頼をすればするほど、会員、委員はみんな疲弊してってしまうという、そういう状況に陥ってしまうと思いますので、この辺は少し具体的とはいいませんけれども、何らかの明るい希望とはいいませんが、何かそういったものを提示していただけないかなというのが私の意見なのですが。

○笹川武室長 御指摘は重く受け止めますというか、本当にそのとおりだと思います。この点については、文脈が違いますけれども、以前CSTIだったかどこか別な場で、学術会議の先生方とも少し議論をしていたときに、審議依頼にかかる費用をどうするかというようなことが一度話題になったことがございます。

そのときは、そんなに分量が多くないこともあり、また一つ一つ予算要求というのは恐らく難しいということもあって、当面は、できる範囲でやっていきますというような、たしかお話だったかと思います。

ただ、それが今後、数的にも増大していくということであれば、まさに、来年1年間でこのぐらい見込めるのだとか、今後こんな感じで審議依頼を増やしていくという大変ですけども、進めていく、そういったことを学術会議でも考えていただき、あるいは政府側でも、あまりやたらに審議依頼を頼んでもいけないということであれば絞っていくとか、具体的にコメントできませんけれども、まさにその辺りの、付き合い方という大変ですけども、相談していくのだと思います。

その上で、年間このぐらい必要だということが出てくれば、そこは要求していただいて、要求すればつけますと私が言う立場ではないのですが、必要性は一緒にプレゼンしていきたいというふうに思っております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の川嶋会員、お願いいたします。その後、第二部の小林武彦会員、お願いいたします。

それでは、川嶋会員、お願いいたします。

○川嶋四郎会員 どうも、お時間いただきまして、ありがとうございます。

私は、専門が民事訴訟、裁判法ですけれども、対等な当事者の中で、いかに公正を確保していくのかというようなことを考えておりまして、今回はお一人が来てくださって、私たちの中で説明をしていただいている。

何かアンフェアな感じもするのですけれども、むしろ、笹川室長の背景には巨大な行政機関が存在するという事。私たちの背景には、現在あるいは将来の科学者の方々がたくさん存在する。あるいは、美濃部、滝川、森戸、矢内原という名前を挙げてみてもいいかも分かりませんが、過去の辛酸をなめた方々も存在するという事は、若干、御理解をいただければと思っております。

つまり、学術の発展の、あるいは、学術の独立の終わりの始まりの非常に大事な総会であるという認識で、ごく簡単に所見を述べていきたいと思っております。

今回のこの改正案というのは、一見、学術の独立、学問の独立ということを保証しているようでありながら、これまでお話をされていたように、間接的に介入されているというものでございます。確認的、確認的というふうにお話をされるのですけれども、その確認的かどうかというのを最終的に判断されるのは、これは選考諮問委員会の方であれ、結局、あとの方々に任されていることであって、これが確認的になるのか、あるいは創設的になるのかというのは、恐らく、笹川室長は現在、担保できる立場にないのではないと思っております。

より良い役割を發揮と同じ方向で、こういう提案をしたのだというふうにおっしゃるなら、これまで何度もお話をされていますけれども、これは全て出さないと、勇気ある撤退ということもされてもよろしいのではないかなと思っております。

つまり、まず、中期業務運営計画ということですけど、これだけ見ると、こういうことも考えられるかなというふうに思われるのですけど、実は、これは結局のところ、以前出されていた趣旨のところ、つまり、問題意識の共有、時間軸の共有という言葉が消えていますけれども、結局これを、こういう具体的な形で中期業務運営計画に落とし込まれただけではないかなというふうに私は考えております。

前から申し上げているように、結局、学問というのは短期的な視点で考えるという、そういう学問もあれば、長期的な視点でしか考えられない、評価できないというものもございますので、もしも、これを残されるとしたら、「計画を定めることもできる」ぐらいにしてほしいと考えます。長期的な視野に立った研究については、こういうものは、そもそも

も考えられないと思うからです。

しかも、これは、そもそも学術会議の独立性に反すると私は思っております。なぜかといいますと、3年で半数改選ですので、6年の計画を立てれば、後から入ってくる3年の方々を、少なくとも3年間は拘束するということになりますので、そうすると、後から来た人がまた新しく立てるといことは考えられるかも知れませんが、少なくとも最初の、この6年間の計画に縛られる可能性がある。

縛られるだけではなくて、この規定というのは、実は、先ほどから議論されておりますフォローアップ規定にもちゃんとつながっております。

つまり、活動制限は意図していないというふうにおっしゃってしながら、その言葉の意味は、活動制限は直接的には意図していない。ただし、フォローアップ規定との関係で間接的には意図していますということをおっしゃっているのと同じではないかなというふうに私は思っております。

先ほどから、予算のお話で、要求すれば可能性があるのだという話をされていますけど、それは逆のことも考えられまして、結局、削減される可能性もあるということは、もう言うまでもないことかと思えます。

それから、今度会員の推薦等の、この規定なのですけれども、これも間接的な介入の最たるもの。つまり、資格という基準面での、まず介入と、先ほどもの確に指摘いただきましたけれど、盛り込み過ぎではなくて、これは、排除要素をより多く規定したというだけの話でございまして、もうそのとおりでございます。

それから、手続の面を見ましても、この七、八で、結局、学術会議にこういうことを諮問して、しかも、会員候補者の選考について審議をし、意見を述べる組織、つまり、審議をするプロセスにも参加する可能性がある。意見を述べる、その結論も左右し得るということをおっしゃってございまして、しかも、先ほどのお話では、どうも名簿なしの諮問はあり得ないということも、今回のこの総会で明らかになったと思えますので、そうすると、この八と対比してみますと、結局、出された個々の名簿に基づいて、問題のある人、例えば、ここにいる人だったら、私のような人が仮にいたとしたら、その人に関する資料の提出、意見の開陳、説明と、こういうことが、具体的に、個別的に求められる可能性があるということを認めた規定でございまして、これはプロセスへの介入の最たるものではないかなと私は思っております。

先ほども、任命権者が選考に参加しない、関与しないのはおかしいというふうにおっしゃられましたが、日本国憲法を見ていただければ、選考に関与しない任命権者はいっぱいいらっしゃいますので、それは屁理屈かなというふうに思っております。

それ自体は、コ・オペレーションという基本的な考え方を毀損する重大な問題ではないかなというふうに思っております。

それから、この選考諮問委員会ですけど、要するに、これはCSTIから4人、それから学士院院長1人という、5名からなるということですので、CSTIは4名が来られるというこ

とでございます。

これも、一番最初から問題提起がございましたけれども、平成16年の改正でしたか、この議論とはもう全然基盤が違うわけなのです。当時は任命拒否もなかった。これからコ・オペレーションというものを始めていこうと。学術会議の独立性を認めて、学問の自由をより強固なものにしようとする際に、暫定的、自主的に、こういうものを作って決めていただくというものだったのですが、今回これは全く逆でございます。

したがって、どうも、こういう諮問委員会を設けること自体も、私はどうかなと疑問に思います。もしも考えられるとしたら、例えば、「諮問委員会を置くこともできる」ぐらいにして、いろいろなことについて意見をお伺いする機関であるとしてはどうでしょうか。

尊重義務ですから、別に法的に拘束力は全くございませんので。ただ、先ほどのお話からしますと、どうも、もしも尊重しなければ任命拒否ということがあり得るという、そういうプレッシャーはあるのかなというふうに感じました。

したがって、この規定はいかがなものかなというふうに思います。

一番最後のフォローアップ規定と全部つながってまいりまして、もう長くなっておりますので、一言だけお話をしたいのですが、これは結局、この改正規定の中に、ある意味で時限爆弾というか地雷を埋め込んだというふうなことだと私は思っております。

これは蟻の一穴のように思われるかも分かりませんが、この蟻の一穴をてこにしてといますか、日本学術会議が決壊するという、そういう意味で終わりの始まりではないかなというふうには私は思いました。3年後、6年後に検証していただければお分かりかと思えますけれども、もしもこの規定が、このまま条文化された場合には、結局、附則的なものが本体を全部侵食して、瓦解させてしまう可能性があるという感想も、ついでに述べさせていただきます。どうもありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 御回答をお願いいたします。

○笹川武室長 いろいろおっしゃいました。全部網羅的に答え切れているかどうか分かりませんが、テイクノートできたものをお答えしてまいります。

まず、確認的に書いたといろいろ言っているけれども、最終的に、要するに、将来的に確認的なかどうかよく分からない、保障がないというお話でした。ここは、繰り返しになりますけれども、最終的に判断する、会員を推薦する、あるいは規則をつくるといったところは学術会議でございますので、あくまでも確認的だという運用は、そのようにされるものと思っております。

それから、目標の作成のところ、問題意識の共有といったことを落とし込んでいっているのではないかというお話がございましたけれども、これも計画を策定するのは学術会議でございます。中身としていろいろ立てておりますけれども、どういったことを重点事項とし

て審議していくかというようなことを、例えば、書くのも学術会議でございます。

それから、この計画は長期的な研究に適さないというようなお話がありましたけども、学術会議は、研究機関ではなくて審議機関だと思います。どういった分野を重点的に今後やっていくかというようなことは、ある意味、学術会議も時々打ち出している話ですから、そんなに矛盾したことを言っているつもりはございません。

活動の3年を超えたところでの継続性も、時々話題になっている、議論されているものと承知しております。

計画を作ることが、後から来る3年の人を拘束する、独立性を侵害するというお話については、先ほど、まさに申し上げたとおりで、必要があれば3年の時点で変えていただければ結構なのだろうというふうに思っております。

それから、名簿なしの諮問ということ、これは先ほど別の方からも質問がありました。私は何を言っているのかよく分かりませんが、候補者名簿なしでどういう諮問をするのか、よく分かりません。

それから、任命権者も選考に関与しないと、ここはそういうつもりでありまして、コ・オペレーションを前提として、学術会議が行う選考に、外部の目、透明性を入れていくということでございます。総理は、あくまでも推薦の名簿を受け取って、そこから判断するということです。

あと、CSTIの議員がたくさん入るとか、学士院の院長が入るといってお話でしたけれども、そういった説明は私は一切しておりません。CSTIの有識者議員と院長は総理から協議を受けて、その協議を得た上で選考諮問委員会の委員5名を会長が任命するということでございます。

結果的に、学士院の方とか CSTI の方がその5人の中に入ってくることはあるのかもしれませんが、この協議の規定で言っている二人は、それは協議を受ける人として法律上書いているということでございます。

それから、選考諮問委員会の意見を尊重しなければ任命拒否があり得る。ここは、違うということは何度も申し上げておりまして、候補者を推薦するのは学術会議です。それを踏まえて、法律にのっとって任命を行うのは総理であって、その関係は今回の改正で変わるものではありません。

フォローアップ規定については、いろいろと書いていますけれども、いずれにしても3年間の活動を見て、フォローアップしていくというのは、それは他の法律でも通常のことではないかというふうに思う次第です。

以上です。

○川嶋四郎会員 私の表現の間違ひもあったと思います。すいませんでした。要するにCSTI の方が諮問委員会の方々を選ばれるということで、それはその御意向が反映することになるかというふうに思います。

それから、名簿なき諮問というのはあり得ないというふうに、私は先ほどのお話から受け取ったのですけれども、例えば、第一部では、法律関係ではこの分野と、この分野と、この分野と、この分野の人が、こういう要件に合致するので適切だと思うというふうに諮問することもできるのですかね、名前を挙げずに。

○高村ゆかり副会長 今、御質問だと思います、最後の点。

○笹川武室長 なぜ名前を出さないで、そういう諮問になるのかよく分かりませんが、諮問のやり方は、それは選考諮問委員会と御相談していただくということかと思えます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

まだたくさん御発言を御希望の先生がいらっしゃるし、時間の管理が、私がまずくて恐縮なのですが、できるだけ御質問を簡潔に。それから、申し訳ありません、室長も御回答を簡潔に、できるだけお願いをできればと思います。

それでは、続きまして第二部の小林武彦会員、お願いいたします。

○小林武彦会員 どうも、笹川室長におかれましては、御丁寧に御対応いただきありがとうございます。

頭が疲れてきたので精神論になってしまって恐縮なのですが、これまでの意見を拝聴していて、政府案に反対というか同意できない意見がとても多い。外国からも心配する声がある。マスコミからも、学術に対する政治の介入を心配する声が上がっていると思います。

なおかつ、タイミング的には任命拒否の後にこういうことが起こってきたので、それを正当化する順序で行われてしまっているということもあるかもしれません。

私が思うのは、今回の法改正がもし行われてしまったら、学術界のみならず、日本を元気にするような感じには決してならないのかなと、そういうような雰囲気を感じるのです。とても内向きな改正なのかなと。

学術は、御存じのように自由でオープンで未来志向であるべきです。そこに関係する人たちがシュリンク、萎縮してしまうようなものでは意味がないと思います。ですので、私が思うのは、質問というより意見なのですが、この法案を成立させて、例えば、政府自民党にとっても何か得することがあるのかなと、変な話が。支持率が上がるのかなとか、こんなことをやって。国民にとっても、またプラスになることもあるのかなというふうなことを、国民目線からも思ったりします。

結局のところ、今回、これは何を指しての改正なのかということ、議論を聞いていてもいま一つぴんときないのです。この法改正が本当に必要なのかと。こんなふうに長い

こと議論をしながらやらなくてはいけないことなのかという、そんなに必要なのかなというふうに、聞けば聞くほど思ってしまうのですよね。

例えば、日本全体、学术界、これから科学を目指す若者、学術を目指す若者にとって、彼らを含めて、元気が出るようなやり方がほかにあるのではないかなと思ったりもするのですが、そういった御議論というのは、自民党なり政府ではないのですか。ただ、学術会議をけしからんからこう変えなくてはいけないというものではなくて、もうちょっと前向きな提案みたいなものは自民党PTではなかったのでしょうかねというところです。

○**笹川武室長** 自民党PTの件について、別に私はお答えする立場でもないですが、私は、学術会議の在り方の見直しを担当して、これまでやってまいりました。

法改正の必要性については、2年半ぐらい前でしょうか、学術会議から幾つか課題があって、自ら取り組むということを経済の井上大臣におっしゃり、それで、令和3年4月の「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」ができてきたということでございます。

我々は、先生方の、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を踏まえて、またその後、いろいろなところで議論し、検討もし、基本的に先生方の方向性にのっとなって、その選考の説明責任の拡大なり、透明性なり、あるいは社会との対話なり、そういったことに法律的な枠組みを与えて、しっかりと先生方の改革の成果を法律に取り込みつつ進んでいこうと、そういう法案をつくったということでございます。

これで社会が元気になるかどうか分かりませんが、国の機関として独立して活動していくにあたり、最低限の透明性を法律上、講じていただいて、そしてまた、しっかりと頑張っていたきたいということでございます。

○**高村ゆかり副会長** それでは、第一部の吉田会員、お願いできますでしょうか。

○**吉田和彦会員** 第一部の吉田和彦と申します。

何度も指摘されていますように、「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の十一條が大変気になります。

5ページの学術会議法では、会長の協議相手として学識経験のある者だけが問題になっていましたから、それほど問題はないのですが、今回は選考諮問委員の要件として非常に多くが盛り込まれています。その委員を選ぶにあたって、会長の協議相手として、二番の日本学士院の院長というのは甚だふさわしくないように思います。

日本学士院は純粋に学術の自立性を尊重するところで、会員選考にあたっては学問の普遍的価値の追究において業績があること、それが唯一の選考基準です。

その会員から委員長が選ばれるわけです。歴代の委員長を見ましても、この候補者は選考諮問委員会として、内外の社会経済情勢、産業、政策に関して広い経験と高い見識を持っているから、ふさわしいであろうというふうな判断能力をお持ちの方ばかりではありま

せん。

したがって、会長の協議相手として二番の日本学士院の院長というのは削除すべきだと思います。そうしますと、残るのは一のCSTIが選定するものしか残りません。

じゃあ、つまるところ、この十一条というのは、選考諮問委員の選出において、会長はCSTI の意見に深く耳を傾けなさいと言っているのと同じことになるような気がします。その状況は、学会会議にとって非常に危ういものになるのではないかということをお慮しております。以上です。

○笹川武室長 学士院についてですけれども、ここは学術上、功績顕著な科学者の集まりであります。そこにいらっしゃる有識者ということで院長の名前を挙げさせていただいた。

ただ、何度も申し上げているとおり、「会員の推薦及び連携会員の任命の手続」の十二にございますが、学士院という組織を代表して意見を言うということではなくて、あくまでも学会会議の独立性に配慮しつつ、自らの経験、識見に基づいて公正に判断していただく、そういう趣旨でございます。

したがって、学士院を削除する必要はないというか、むしろ、会長がお一人だけで判断するのではなくて、その客観性、公正性を確保するためには、こういった方々の意見を聞いていただくのがよい。最終的に決めるのは会長であるということをお慮し申し上げます。

したがって、学士院の院長を削除して、CSTI 有識者議員だけの意見を聞くと、そういったことは全く想定しておりません。

○吉田和彦会員 もう既にほかの会員の方もおっしゃいましたように、5ページの学会法でしたら学識経験が問題になるので、日本学士院の院長は非常にふさわしいかと思いますが、今回は、選考諮問委員会になるための要件として、非常につらつらと多くのことが書かれているわけですね。そちらのほうが問題のように思うわけなのです。

○笹川武室長 御趣旨を若干つかみかねておりますが、この選考諮問委員は法律上、三つ考えておりますことについての知見をお持ちの方。どれか一つということもあるかもしれませんが、幾つか持っているということもあるかもしれません。

そういった方の中から会長が任命するわけですが、その際に高い学術的な識見を持たれている学士院の方にそういった目で御確認いただき、あるいは、少し視点の違う、日本の科学技術全体を俯瞰する立場の CSTI の議員さんからも意見を伺うということで、異なる立場から、お二人に御意見を伺うということでございます。

そして、学術的な功績という観点からは、学士院の方に入っていただいても特段不自然なことではないのではないかと考えて、こういう立案をしているということでございます。

○吉田和彦会員　しかしながら、その協議相手として日本学士院の院長というのは、純粹に學術の自立性、そういう立場からしか世の中のことが見えないという人がほとんどだと思います。その院長は、果たしてふさわしいのかどうか。

○笹川武室長　学士院の院長、あるいは学士院の会員の方が、そういういまいちな人かということについては、御判断があるかもしれませんが、私といたしましては、學術上、功績顕著な方々の集まりですから、あえて言えば、代表として院長というのは十分合理性があると思います。

繰り返しですけども、代表と言っている意味は、組織を代表してということではなくて、個人として知見を生かしていただくということでございます。

○高村ゆかり副会長　それでは、申し訳ありません、時間の関係もあって次の会員に御発言いただこうと思います。

第三部の浅間会員、お願いします。その次、第三部筑本会員、第三部山崎会員と続きます。浅間会員、お願いいたします。

○浅間一会員　ありがとうございます。

まず最初に、笹川室長がおっしゃったことを幾つか引用させていただきます。日学が示した方向性を踏まえてというお話がありましたが、今日の議論をずっと聞いていても、方向性が一致しているとはとても思えないと思います。今回の法律案に、この日学の方向性が反映されていないと私は考えます。

それから、もう一つ、これも笹川室長のコメントですが、介入を一切考えているわけではないという御発言がありましたけれども、我々が一番懸念しているのは、現在の政府などが介入する意図があるとかないとかいう話ではなくて、将来にわたり政府の介入を可能としないようにしなければならないということであって、先ほども、介入しない条文にしたという御発言もあったのですけれども、この文書はそうになっていないというのが、これまでの議論でも明らかになっていることかと思えます。

現在の案は、諮問委員会なり任命手続を通して、政府が介入可能な枠組みになってしまっているため、今後、この政府が恣意的にこれを利用して介入する可能性が残されていることが懸念されるというのが日学の立場だと思います。

これは、笹川室長がどういう意図でこの文書をお書きになったのということではなくて、この文書がどのように読めてしまうという事実であります。ですから、この文章を直していただかない限り日学の会員の方は納得しないということが、今日の議論からも明らかになったのではないかと思います。

それから、先ほど宇山委員からも御指摘あったのですが、この行政、産業及び国民との

関係に関する記述で、特に行政が入っているところが問題なのですが、これは完全に論理がすり替えられていると思います。

今の日本学術会議の第一章第二条では、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的とするというふうに述べられておりますが、今回の笹川室長の案は、これを、行政、産業及び国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有するというように書き換えられていて、これはまさに、諸課題に取り組むことが条件になってしまっているという点が一つ大きな問題だと思います。これは評価のところにも書かれております。

日本学術会議は国の機関であっても、本来、国益を目的とする機関ではありません。人類社会の福祉への貢献を目的としている組織でありまして、現在の内閣府の案は、これを政府や国の立場から国益優先に改革しようとしている印象を拭えません。それは、北朝鮮なり、ロシアなり、中国の方向性であって、学術の独立性を脅かすような案であり、欧米のスタンダードではないというふうに考えます。

日本学術会議を、戦前の状態に先祖返りさせないと、北朝鮮、ロシア、中国のように政府のしもべのような組織にするような今回の案というのは、民主主義も危うくするものだと考えます。

ですので、断じて受け入れがたいものであると思います。大改革することは考えていないという発言がありましたが、私は、これはまさに大改革ではないかと思っています。これが現政府の下、日本学術会議の意見が無視され、強行して法制化されれば、これは取り返しがつかないことになりまして、歴史に大きな汚点として残ることになるということを懸念いたします。

それから、もう一つは、「行政、産業、国民生活の諸課題に取り組むための広い経験と高い識見を有する」という文言ですけれども、これは、私個人としては「社会課題や地球環境問題など、人類が存続、発展する諸課題に取り組むための広い経験と識見を有する」というように書き換えていただくのがよいと考えております。

それから、三つ目ですけれども、これは佐藤委員も最初に御指摘されたかと思いますが、「何々しなければならぬ」という文言が、この案の中に何か所が出てきます。

この表現はいわゆる義務ということですので、今の日本学術会議には適する表現だとは思えません。今の日本学術会議法を見てみると、「何々できる」、あるいは、事実に関しては「何々する」という表現が使われていて、「何々しなければならぬ」という表現は一切ありません。

例えば、この中期業務運営計画に関しても、なぜ6年なのかもよく分からないのですが、この業務の運営に関する計画を「定めなければならぬ」という義務になっています。ここに非常に違和感を覚えます。

これもどなたか御指摘になりましたが、日本学術会議の活動というのは会員及び連携会員が中心ですが、会員、連携会員というのは内閣総理大臣に任命されているものの、雇用

関係はなく、国からの給料をもらって働いているわけではないという現状があります。現在、兼業公務員という身分で活動している研究者集団の組織において、このようないろいろな義務を課すというのは、現在の組織体に合致していないと考えます。

最後に、CSTIの話ですけれども、これは先ほど笹川室長から、内閣総理大臣と書くと介入と間違われるのでCSTIと書いたというような御発言がありましたが、CSTIというのは、まさにこの重要政策に関する会議です。これはホームページに書いてあります。議長が内閣総理大臣であることから、政府の機関であるわけです。CSTIが日本学術会議の在り方を決める影響力を持つようになることがあれば、それは政府の介入そのものだと私は考えます。

最後に個人的な意見ですけれども、笹川室長は今日も会員の矢面にたって、会員からの質問に真摯に対応いただいておりますけれども、私は今の政権が日本学術会議の存在意義とか、これまでの歴史、それから発出してきた提言、その内容などについて十分理解しているとはとても思えません。

その現政権が、短絡的に国益のために日本学術会議にいうことを聞かせようとする改革、それを考え、笹川室長は利用されているのではないかというふうにも感じている次第です。すみません。最後は個人的な感想です。以上です。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○笹川武室長 ねぎらっていただき、ありがとうございます。

いろいろいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、改革の方向性が一致していないのではないかという点については、繰り返しですが、先生方の「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」の中でも、中長期的・俯瞰的分野横断的な科学的助言機能の強化、会員選考における透明性の向上、行政、産業界、地方公共団体等との対話機能の強化といったようなことが挙げられておりますので、まさに、そういった方向性に沿って考えているところでございます。

それから、将来にわたって介入がないようにすべきという点については、まさに、そのために法律上の文言を、いろいろ整理して書いているというわけでございます。

先ほど、選考諮問委員会の条文は長いという御指摘がありましたが、丁寧に書いた結果、そうなったということでございます。

それから、聞き違いかもしれませんが、総理が任命に介入というようなお言葉がありましたけど、任命権は、繰り返しですが、総理が法律に基づいて行使するものでございますし、選考推薦には、何度も言っていますけれども、総理が関与・介入する仕組みにはしておりません。

それから、二条の解釈というか、捉え方で、科学技術を反映浸透されるのであって、これは順番が逆になっているということについても、これも先ほど申し上げたとおりです。

れども、「中期業務運営計画」の二の5は、対話、コミュニケーションでございます。

学術会議が反映浸透させる。それは当然のこととした上で、そのためにはユーザーあるいは目的の人たち、客体でしょうか、受け手の意見なり、ニーズなりも十分それは反映していかないといけないと、それは当然のこと、これも、国であれ民間であれ、ユーザーあるいは関係者の意見をよく聞いていくというのは当然のことなのではないかというふうに思っています。

それから、いろいろ条件づけているとおっしゃいます。

例えば、評価のところ。今まで出てこなかった部分なので少し御説明いたしますけれども、評価の三のところですかね、1ページ目の。

ここで、学術会議は評価を行うに当たっては、要するに、有識者の御意見聴取その他の方法により、行政、産業界及び国民の意見を適切に把握するよう努めるというふうにあります。

これを読んでいただければ分かりますとおおり、評価を行うのは学術会議です。

それに当たって、まさに、関係者のその意見を聞いて、自分たちの評価をどのように進めていくかを考えるということを行っているだけでございまして、特段、何か条件をつけるというようなことではございません。通常、関係者の意見を聞けば、それはできる限り取り入れていくということではないかというふうに思っています。

それから、これは大改革じゃないと私が言っているけど、大改革ではないかということについては、考え方もかもしれませんけれども、我々は、先ほどから申し上げているとおおり、非常にミニマムな、あえて言えば、透明性を確保していくというぐらいの法律でございまして、先生方の方針とほとんど変わらない内容でございまして。

先ほどから議論を伺っていると、題意識の共有ですとか透明性確保、どうも意見が合わないところがございますけれども、なかなか、その辺りを入れられないということだと、どうしたものかということかなと思います。

それから、義務の規定が多いということについては、例えば「計画をつくらなければならない」。それはそう書くところだろうと思います。

計画の中身は学術会議が策定するところですし、前にも申し上げたとおおり、普通、今どきの組織は何らかの計画に基づいてやっていくのではないか。特に、期を超えた継続性の確保、あるいは国民に対して学術会議をアピールしていく、そのためには、学術会議はこういうふうに行っていくというのをPRされたらよろしいのではないかと思っています。

それから、任命権者は総理だけ給料をもらっていないということについては、これは日当が出ているはずですので御確認いただければと思います。

それから、CSTIと書くと総理が介入していると思われるからというのは、私はそういう言い方はしていませんで、平成16年の協議のときにはCSTIの有識者議員をCSTI会長が任命していました。

ただ、さらに総理の関与を減らすために、CSTIが選出する。すなわち、CSTIの互選とい

うような形にして書いたということを申し上げただけでございます。

他にもあったかもしれませんが、取りあえず、以上お答えします。

○高村ゆかり副会長 それでは、続きまして第三部の筑本委員、お願いいたします。

その後、第三部山崎会員、第一部の野口会員、オンラインで御出席ですけれども、お願いしたいと思います。それでは筑本会員、お願いいたします。

○筑本知子会員 ありがとうございます。

先ほどから、いろいろと、皆さんの御質問を聞きながら、その回答も聞きながら、なるほどと思いつつも、私のほうから2点ほど申し上げたいというか、お伺いしたいことがございます。

先ほど来、より良い役割発揮という方向性に向けて、いろいろ、このような法律改正の手續がなされているということをおっしゃられていたわけなんですけれども、これも皆さんがおっしゃられているように、特に今回は、会員選考に対する諮問委員会の手續と、それからもう一つ、中期計画、それから、最後のところの組織の見直しに関する規定というところが非常に突出しているというか、妙に詳しいというところに、違和感がございます。

まず、中期計画のところ。先ほど浅間会員がおっしゃったように、「ねばならない」と言って、我々が、より良い役割発揮の中で、こういうことをやっていこうというところが本当に義務のように書かれていて、むしろ、こういうことは自発的に進めていくからこそ、全く、学術会議、恐らく、分科会とか委員会の中で計画というものがないわけではないわけなんですけれども、こんな形で規定する意味が分からないというか、自発的であるからこそ、非常に社会問題に迅速に対応できるのではないかなというふうに思っていますので、これを法律で、何で定めるのか。中期計画を出すということで、その子細まで入れる必要はないのではないかなというところが感想です。感想というかお伺いしたいことです。

それから、もう一つなんですけれども、もともとの法律を見ますと、会員選考とか、細かなところというのは全部規則で定められているんですけれども、先ほど来、ここだけ突出しているというより、めちゃくちゃ細かいことが法律の中でうたわれているというところで、何で、これは規則ではいけないのか、と感じます。

諮問委員会の設置とか、その役割までは、この方法で定めるという、その必要性があるかと思うのですけれども、こんな細々まで何で定めなければいけないのかというところが全く理解できません。

それから、そういったもので、あと、最後のところの見直しで、目的というのは学術会議の、先ほどから出ていました第一条でしたか、最初のほうにある、非常に大きな目的なわけなんですけれども、それに対して、見直し案のところの目的の達成状況に関する条項は、こういう長期的な我々の活動に対するものを検証するには、3年とか6年とも短く、これは、結局、先ほどの中期業務運営計画がちゃんと決められているのかという、それを

もっているいろいろなものを言いたいのために、先ほど、これを定めなければならない、ならないという細かな目的が決められているのかなというふうに感じてしまったわけで、その辺りも考えると、最後のその他の九番というのも受入れがたいものだなというふうに思っております。以上です。

○高村ゆかり副会長 お願いいたします。

○笹川武室長 まず、中期計画ですかね。自発的にやっつけていこうとしているのに計画をつくると、かえって弾力的に動きにくいというようなお話なのかなと思います。

○筑本知子会員 すみません。なぜ法律に。規則ではいけないのかという。

○笹川武室長 計画ですか。

○筑本知子会員 計画もそうですし、会員選考の諮問委員会の細かなところとかもです。

○笹川武室長 それはそれでまた申し上げますが、計画についてもおっしゃっていたので申し上げる次第です。

ここは、自主的に一定程度やられているのは承知しますし、例えば、国際関係は、たしか5年ぐらいの計画を作られていたんだと思います。

それはそれとして、そういった先生方の試みに法律上の枠組みを与えて、しっかりこういったことを書いてくださいという取組をして、それによって、国民への分かりやすさも担保していくということでございます。

もしかしたら、誤解というか私の説明の仕方が悪いかもしれませんが、二の七にあるとおり、別に、この1から6だけを書くということではございません。書いてないことを何か急にやっつけてはいけないということでもございません。

それから、さっき、最後、フォローアップ規定との関係でおっしゃっていましたが、この計画の達成状況自体をフォローアップに載せるというよりは、「その他」の九の3行目は、中期業務運営計画に定めるべき事項が、この法律上、列挙した七つでいいかと、そういうことを言っている条文なので、少し違う御指摘なのかなと思いました。

それから、選考に関して細かいことは規則に記載という点。それは、そのとおりでして、選考に関する事項は学術会議の規則で定めていただくこととなります。

ただ、それより上の会員の資質というのは、今でも法律で書いているところですし、選考諮問委員会と、それから学術会議、あるいは選考委員会との関係、あるいは選考諮問委員会の組織、そういったことは、それは法律で書くのだろうと思っております。

少し前に別の先生からお話がありました協議の仕方といったようなことは、基本的には、

その規則の中で、学術会議が諮問委員会の意見を聴きながら決めていくということではないかと思っております。具体的なところは、またそのときに相談していただくということだと思います。

○筑本知子会員 何となく、最後のほうが、にごされたような気もするのですが、まだまた他の方もいらっしゃるの、私のほうはこれで結構です。

○高村ゆかり副会長 御協力いただきありがとうございます。

オンラインで御発言を御希望であった二人の先生が、所用、それから御辞退をされたので順番が変わりますけれども、第三部の山崎会員、その後、第三部の西原会員、お願いいたします。

○山崎典子会員 三部の山崎です。

今の筑本さんの御質問ともかなりかぶるのですけれども、この3ページの十六項のところで、選考諮問委員会に関し必要な事項は、政令で定められておまして、これは規則ではなくて政令なのかなというところを少し疑問に思いまして、なぜ政令なんだろうと。

そうすると、改正案と同時に、施行令としての政令が別途また一式用意されるのかなというところをお伺いしたいと思います。

○笹川武室長 さっき申し上げたつもりだったんですけれども、ここで言っている政令というのは、選考諮問委員会令です。要するに、資料7-3にあるようなものを作るということを申し上げております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

今の点は、私個人的にも山崎会員の御質問と同じ質問をしたいと思っていたところでした。

御趣旨としては、そのように御説明があったわけですがけれども、先ほど、どなたかの先生もおっしゃいましたけれども、この規定で諮問委員会に関わる事項は、かなり広い内容について政令で定めを置かれるということが、将来どういう運用をされるのかというところを御質問したいと思っておりました。回答は、今は結構でございますが。

○笹川武室長 すみません。一言だけ。

あと、施行令にさっき言及されていらっしゃいました。

あれは若干の改正、用語が変わるとか、そういうのは今回もあるかもしれませんが、内容的に新しいものはありません。

それから、今、高村先生がおっしゃった部分は、繰り返しですけど、選考に関すること

は先に規則に書かれますので、政令で考えているのは、資料7-3のようなことしかないというふうに考えています。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして第三部の西原会員、お願いいたします。

○西原寛会員 西原です。

笹川室長は、大変真摯にお答えいただいております。

学術会議の改革の方向性に沿い、それから、社会との対話とか透明性の確保のために法案を作っているというふうに理解をしておりますけれども、一点質問させていただきます。

もし、この法案が通った場合には、内閣総理大臣による会員候補の任命をしないということはもう起こらないと思ってよろしいのでしょうか。と言いますのは、さっきから御説明がありますように、最終的に選考諮問委員会というのは、同意するけれども、日本学術会議の会長が最終的な決定権を決めるということができるというようなことをおっしゃっていたように思うのですけれどもそうすると、従来と同じような会員の候補者が出てくる可能性があるわけですね。

そうすると、一旦、この小委員会で、他の見識者の方も入って認められているので、もうそこで、もう内閣は関与しないというか、これでいいですよとおっしゃるのか。それとも、またさらに、そこに何か次の力が働くのかという、そのところをどうお考えなのか。答えにくいと思うのですけれども教えていただきたいと思います。

○笹川武室長 答えにくいというか何というか、御質問の趣旨は、気持ちは、すごく分かるところでございます。

まず、繰り返しになりますけれども、選考と任命との関係は、この法律改正で変わるものではないかと考えています。

ただ、おっしゃるとおり、この法律を仮に通していただくということになれば、現在、学術会議でも少し始めていますけれども、会員等以外からも候補者を取り入れて、裾野を広げていくというようなこと。それから、選考諮問委員会の設置を通じてプロセスの透明化、あるいは、そのバランスについての外部の目といったことが入っていきます。

結果として、より総理による任命も適正かつ円滑に行われていくのではないかと考えております。繰り返しになりますが、最初に戻りますけれども、推薦と任命との関係、ここは法律上に変更はないということでございます。

○西原寛会員 どうもありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の原会員、そのあと、第一部の高倉会員にお願いしたいと思います。
では、原会員よろしくお願ひいたします。

○原拓志会員 先ほどの説明に関わることなんですが、狭い意味の選考プロセスと広い意味の選考プロセスがあって、ここが、今日紹介されたような他の国のアカデミーにおいては会員が決まったらそこで終わりなのですけれども、日本の場合は、リストができてから首相の任命というプロセスがあって、結局は広い選考プロセスにおいて、最終的に、今の答えとしては、はっきり分からなかったのですけれども、適正に任命されるということなのですけれども、例えば、選考諮問委員会でいろいろと意見が出て、少数意見はあったけれども、最終的に会長がこういうリストを作りました。だけど、選考諮問委員会でちょっとあったから、これは任命しないとか、そういうようなことというのは、どうなのでしょう。そういうようなものに、新しい仕組みが使われないかが心配なんですけれども、そこをお答えください。

○笹川武室長 先ほど申し上げたとおり、選考諮問委員会とどういうやり取りがあったかは別として、そして、学術会議と両者でよく話し合っていたきたいと思いますけれども、最終的に候補者を決定して推薦するのは学術会議です。

それを受けて、学術会議法に基づいて任命するのは総理であります。

法律上の推薦と任命の関係は変わってないということでございます。

あと、諸外国は会員が決まったら終わりだけど日本はと。これは、当然、日本は公務員なので誰かが任命しなければ公務員にはなりませんから、あるいは、昔のように選挙制でなければ公務員にはなりませんから、そこは、そういうプロセスは必要なんだろうというふうに思っています。

○原拓志会員 法律的には分かるんですけれど、実質上の介入が行われるのではないかとこのところを心配しているわけなんですけれど。

○笹川武室長 介入というか、任命は法律に基づいて適切に行うので、我々は、任命のところが介入だとは思っていません。

ただ、その上で申し上げれば、さっきの西原先生にお答えしたのと一緒なのですけれども、今回、こうやって選考諮問委員会というような仕組みを入れて、いろいろと外部の目も入れて議論していただく。

結果として、すばらしい名簿がきっと出てくるのでしょから、内閣総理大臣による任命も、より適正かつ円滑に行われるのだらうと考えておりますけれども、法律上の関係は、そこは変わっていないということでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の高倉会員、お願いいたします。その後、第三部の吉村部長、お願いいたします。

○高倉浩樹会員 第一部の高倉です。

二つ、シンプルな質問があります。

最後の4ページの七で、「最初に任命される選考諮問委員の任期は、令和六年九月三十日」というふうにあって、3ページのほうだと、「任期は三年」とあるんですけど、最初だけが、何年間になるのか分かりませんが、1年あるいは1年半くらいを想定されているのですかね。その理由を教えてください。

あともう一つは、3ページの十五で、「選考諮問委員は、非常勤とする」というふうにあるんですけど、この条件というのか、例えば手当とか、それはどのようなものが想定されているのか。あるいは、今それが決まってなければ、どこの機関がそれを決めるのかということをお教えください。

○笹川武室長 まず、選考諮問委員の任期については、「会員の推薦及び連携会員の任命の手續」3ページ目の十三のところにあります、三年です。

それで、御指摘の、4ページ目の「その他」の七で、こういうふうに区切っているのは、出来上がり方として、半年ぐらいつれた形で、会員の任期と選考諮問委員会の任期が進んでいくのがいいと思っているので、どこかで短くしないといけないということです。

何を言っているかということ、出来上がり方のイメージだけで言いますと、先生方は、3年の期の間の真ん中ぐらから選考を、次の期に向けて始めていくはずで、正確ではないかもしれませんが、そんな感じでやって行くはずで。

したがって、選考諮問委員も、要は、そこで選考方針みたいなものを作るわけですから、その前から、一定程度、学術会議の状況もある程度知っていないと議論できないのではないかと思います。

それから、任命が終わった後でも、そこまでやってきたプロセスの整理だとか、振り返りもあるでしょうから、ある程度は続けておいていただいて、そして次の方に引き継いでいく。

要するに、105人の任命が行われる前後のところは、選考諮問委員会が、同一の人がカバーしている形にしないといけない。

そうすると、この法律は来年4月からの新任期を考えていますけれども、どこか半年後ぐらいで切らないとそういう形にならないので、令和6年9月末で切っていて、したがって、仮に法律が通れば、いつか分かりませんが、夏ぐらいに任命されるとすれば、おっしゃるとおり、最初の方は1年ちょっとぐらいということになりますが、その後は3

年。

それから、非常勤のこの条件については、これは通常、役所では格付があつて、高倉先生も役所に呼ばれて、何かされたことがあつたら分かると思いますけれども、こういうクラスの方は日当が幾らだというものがあります。例えば、教授だと幾ら、助教は幾らというのが、すごく簡単に言うとそんな形になっています。その類いの、ある意味で共通のランク付けでいくはずです。

選考諮問委員会は学術会議に置かれますから、学術会議がそういった事務機能を担う。要するに、今の連携会員の方は非常勤国家公務員の一般職です。同じような形になるのだと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の吉村部長。その後、第二部の北島会員、武田会員、第三部の光石会員とお願いしたいと思います。それでは、吉村部長、お願いいたします。

○吉村忍会員 第三部の吉村です。

これまで、先生方に御議論いただいて、中身については、かなり理解というか、理解できないところが理解できるようになったところかなと思うんですけども、私は、会員の立場から見たときに、この法律がどのように見えるかということ、私自身の感じ方を紹介します。

まず、この中期計画をやるとか、あるいは、選考をやつて選考委員会をやるとか、あるいは、フォローアップがあるので、そのフォローアップに書かれていることに関してもいろんな対応をしなければいけないというと、これまでも、非常勤の組織で審議をする、あるいは、先ほど山口会員からもあつたように、審議依頼が来れば、それに対しては本当に集中的に対応するというところを、非常勤の中で何とかやっているところに、これだけの作業が入ってきたら、正直言って、本務がある会員はとてもこういうことやられていないということで、会員にならないのではないかなと思います。

これまでの学術会議法の下でこれまで進んでいる学術会議に関しましては、私もそうですけれども、大変だというふうに分かっていても、ある程度は想像がついたとしても、学術会議の位置づけ、意味、これを理解した上で引き受けていたわけですから。そういう意味で、もし、この法律が通つたら、そのことが故に、結局、会員が会員を受けないということ等がまず起こるのかなというふうに想像いたしました。

あと、その他のところで、任期を延ばすということもあっさり書いてありますが、これそのものも、そもそも皆さん、いろんなことを考えながら、この学術会議の会員を、自分自身のいろんなアカデミックなプランであるとか、ライフプランを考えながら引き受けているところ、急に、こういうことで、法が通つたからといって、それをまた受けられるかといつたら、なかなか難しいかなと思います。

ベースとしては、この法律に対する、先ほどから、笹川室長が「学術会議の在り方と沿っている」「沿っている」というふうに言うのですが、この改正に、本当に心から納得がいけば、そういうことが起こる、ちゃんと皆さん引き受けるとは思うのですが、納得いかない中で法律だけが改正されるということがあると、先ほど私が述べたような懸念は起こり得るかなというふうに思います。

あと、二つ目が、今の話にも関わりますが、私は以前から指摘しておりますけれども、今回のこの改正案を作るプロセスそのものに強烈な違和感を感じています。

もちろん、法律ができて、その法律を審議するのは政治家、または国会の役割でありまして、それは従わざるを得ないわけですが、この法律案を作るプロセスで、私は、笹川室長が、「私が作っている」というのか、「私のグループが作っている」というのか、よく分からないのですが、内閣府と自民党PT、そこの間では調整をして、文言とか、いろんなものを変更しますけれども、学術会議との公開の議論では、これまで何回も、中期計画のこういう問題、また、選考諮問委員会の問題、あと、そのフォローアップの問題を指摘していて、これは、学術会議が設定した在り方の中には一切盛り込まれていない内容なのです。それは一体どこから湧いてきたのか。

例えばの例で挙げますと、前回の4月5日の臨時幹事会のときに、フォローアップのところの文章を見ると、その中には、今回書き込まれています「会員及び連携会員に関する制度の在り方、会長の権限及び選任の方法」これもフォローアップで見直すと書いてあるのですが、このことそのものは、我々はどこでも議論もしていませんし、今回の文章の本体には一切書かれていないですね、本案に。

本案のところに書かれていないことを、なぜフォローアップで急に出てくるのか。

しかも、4月5日のときにはなかったものが今回出てくるのは、一体誰がどういうプロセスでこの文言をここに入れてきたのか。笹川さんが入れたのか、あるいは自民党PTが入れたのか。それに対してはどのような議論がなされたのか。

自民党PTでの議論は公開されませんし、先日も、CSTIでも短い時間、議論したらしいのですが、その内容も、その後の審議は公開されていないということで、結局、アカデミアの改定に関するこの法律を作るというプロセスに、アカデミアの意見が反映され、あるいは、その議論がきちんと公開されて、その下で言ってきていけばいいのですが、そうでない中で法律の制定だけが強行されるというのは極めて危険かなというふうにまず思いました。

そういう意味で、もうやめますけれども、ぜひ、本案を出さないでいただきたい。

その上で、改めて、しっかりした日本のアカデミア、ナショナルアカデミーを議論する、あるいは、それを含む学術界を議論するためのしっかりした体制をつくっていただいて、公開の場でオープンな議論をして、その下でしっかりした法律を作っていただきたいというふうに思います。長くなりました。すみませんでした。

○笹川武室長 最初のほうの、先生方は非常勤だからこういう計画づくりとかがあると作業が増えるというようなこと。私も先生方の作業を増やすことは本意ではないわけですが、活動の計画性あるいは透明性といったことは、今の世の中に組織として必要ではないかと思っています。

それから、充分かどうか分かりませんが、事務局も使っていて、そこは対応していただければと思います。

任期の延長につきましては、ここは私もなかなか悩ましいなと思っていたところですが、さすがに1年、1年半の延長というのはちょっとなと思っていました。

ただ、今日も申し上げましたし、前回は申し上げたとおり、仮にこの法案を成立させていただくということになると、もし延長なしということだと、本当に、学術会議も選考諮問委員会のほうも、必死になって、2か月なり2か月半なり、あるいは3か月なりでやっていかないといけない。それは恐らく無理だろうと思うので、半年延長を提案させていただいているわけです。

繰り返しですけど、新学期、新年度、それも一つの考え方ではないかなというふうに思っています。もちろん、先生方お一人お一人、今年の秋で終わると思っていたのが半年延びるとするのは、いろいろな思い、あるいは御都合もあろうかと思えますけれども、そこは御理解いただきたいというふうにお願ひする次第でございます。

それから、フォローアップ規定が急に長いのが出てきたというようなお話については、これもさっき言及しましたけれども、概要版は、あくまでも、ある意味、概要でございまして、全部書き切っておりませんでしたので、それを全部書いたということで、4月5日から今までの間に誰かに何を言われてということでもございません。

そもそも、今回、ふだんは作成中の条文の内容をこうやってお出しすること自体が通常の中で、梶田会長から、それが出ないと議論できないというお話でしたし、それは、このタイミングであればと我々も思ってお出ししたわけでございまして、どこかにこれを出して何か相談したというようなことはございません。

あと、この法案を出さないで、しっかりした議論をとというようなお話については、冒頭に感想めいたことを申し上げましたけれども、結論の押しつけではない真面目な意味での問題意識の共有とか、透明性の確保といったものは、国の機関である以上は最低限必要なのかなというふうに思っているところではございまして、我々としては、そういったミニマムの法案を今回お出しして御理解をいただいているところでございます。

それがどうしても駄目だということであれば、今後の選択肢はどうなるのかということをお考えないといけないということなのかもしれません。

以上です。

○高村ゆかり副会長 お問い合わせいたします。

○吉村忍会員 時間の関係で本当は更問はしないほうがいいのですが、フォローアップの会長の権限及び選任の方法をフォローアップに入れているということは、何か、これは気に入らないことがあるということですよ。何が気に入らないのですか。

○笹川武室長 別に、梶田会長がどうこうとか、そういうようなお話ではございませんが、定年制等を含めて今回議論してこなかったこと、それから、ガバナンスの強化という観点では、別に会長の権限、選任の方法に限定するわけでもなく、「その他の学術会議の役職の在り方その他国の行政機関以外の組織形態とすること及びその場合の財政基盤の確保の方法も含めた日本学術会議の組織及び運営の在り方」全般ということでございますので、あくまでも例示として書いているということでございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第二部の北島会員、お願いいたします。

○北島薫会員 第二部、統合生物学委員会の北島薫です。

まず、そもそも論のところ、原則的なところをお話しして、具体的な質問を2点挙げたいと思います。

ここにいる私どもも、もちろん笹川室長も、長い時間付き合っていただきまして、みんな日本をよりよい国にする、日本人々の暮らしをよりよいものにするということで、ここで時間を使っているのだと思います。それには多様な意見があります。

このやり方がいい、この方法がいい、意見は違って当然で、その多様な意見を尊重していただきたいということが、今回の改革の中で私としては気になることです。

この会員選考は、この選考候補者は気に入らないからというような理由で、透明性を欠くやり方で、多様な意見を尊重されないということがまかり通るとことは、非常に危険なことかと思えます。

また、あともう一つ、この二、三年間、証拠に基づいた意見を尊重してほしいということも、つくづく思うところでもあります。

透明性に欠けるというような指摘があるわけなんですけれども、例えばコ・オペレーション方式で行っている今のやり方は、海外アカデミーの投票による欧米のアカデミーのやり方とそんなに基本的には違っていませんし、どこが透明性を欠くかというところについても、私もいろいろ、こちらについては議論されてきて、いろいろと平行線をたどっているところがありますね。

こちらの法律は、これまでもたくさんの先生が指摘されたように、スリッパリースロープといいますか、悪用されるおそれがあるということも私も同感です。

この辺のところは意見ですので、細かいところでは、一番最後の4ページ目のところの、今議論されていたところでもありますが、例えば、適正化という言葉が出てきます。

評価の方法その他日本学術会議の運営の適正化。この「適正化」が結構使われるところで、不適正だという方がいらっしゃるというふうに私は見読み取れるわけです。

学術会議のほうで、より良い学術会議の在り方についてというので、日本が良い国で、それをよりよい国にしたいというつもりで、私どもは皆、思うと思うんですけれども、学術会議もアカデミーとしてはすばらしい活動をこれまでもしてきて、それをよりよいものにする。不適正だから変えたいというような意見は承服しかねるところがあると思います。

ですから、ここの言葉を、例えば、よりよい活動を図る仕組みの在り方というような表現に変えることはできるでしょうか。

あともう一点は、2ページ目のところで、一部の先生が御指摘になったところですが、会員推薦の辺りのところの四のところで、「あらかじめ」という言葉があります。会員の候補者選考をするときは、あらかじめ七に規定される諮問委員会に諮問しなければならない。ですが、この「あらかじめ」という意味合いが曖昧な気がしますので、より具体的に言葉を変えていただくことはできませんでしょうかというところで、2点、「適正化」という言葉を別の言葉には変えられませんか、最後のところですね。あと、「あらかじめ」ということを、より明確な言葉に言い換えることはできませんでしょうか。以上です。

○笹川武室長 最初のフォローアップのところの適正化を、「よりよい活動」に。

ここは趣旨としてはそうなのかもしれませんが、通常評価というのは活動の適正化、改善を図るということでございます。

別に、趣旨としては、今、北島先生がおっしゃったような意味合いで捉えていただいても同じことかもしれませんが、現状から改善することがあれば改善していただくということだと思います。

それから、「あらかじめ」のところは、ここはさっきも御質問がありましたけれども、普通は、候補者を選考するときですから、候補者名簿を決める前にはどのような意味合いなのだと思います。

ただ、諮問の仕方が、最後に名簿だけ持ってきてこれでいいのか、少し前にやり取りがありましたけれども、何度か意見を聞きながらやっていくのかとか、どういう範囲でやるのか。その辺りは、まさにルールを作るときに、規則を作るという意味合いで諮問していただいて、決定していただければいいというふうに思っております。

○北島薫会員 「あらかじめ」を、より具体的な言葉に変えられるのでしたら、考えていただけるとよろしいかと思います。以上です。ありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 それでは第二部の武田部長、お願いします。

○武田洋幸会員 時間もかなり過ぎていますし、それぞれの項目に関しては、もう前の会員の人たちにみんな質問してもらいましたし、それから私の言いたいことを、実は大分吉村部長が語ってくれました。かなり確認的なコメントになることをお許してください。

今までの議論を聞いても、どうしても急ぐ理由が分かりません。全く分かりません。

それから、そもそも、この改革の発端は、多くの会員が任命問題のすり替えであると思っていました。そして、さらに重要なことは、今日の午後の最初のところで、外部評価、有識者の報告の中で、しっかりと問題のすり替えであるというふうに明言されているということを、ぜひ、重く受け止めて伝えてもらいたいと思います。

そういった最初のスイッチのかけ方が大きく違っているということ、そして、もう様々に指摘されていますけど、我々側としては大きな疑念が残る。そして、これが通った場合には信頼関係がなくなり、そして次の期になるであろう会員に大きな負荷と、それから負担を残すということはもう明らかである。こういう状況であるということ、しっかりと内閣府ほかに、共有いただきたいと思います。

ということで、苦勞してまとめていただいたこの条文を一つの案としてテーブルに載せ、そして、もう一つ、「より良い役割発揮に向けて」が載っているわけですから、どうして公で議論できないんですかということ、もう一回聞きたいと思います。

特に、詳しく言うていただく必要ありませんけれども、会員を代表してコメントを述べさせていただきます。以上です。

○笹川武室長 ありがとうございます。

急ぐ理由は何かということについては、これは繰り返しですけども、先生方も問題点の所在があることを認識されて、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を作られたわけです。

任命問題が原因かどうかと、そういった御指摘がありましたけれども、我々としては問題があるのであれば、なるべく早く解決していくべきである。特に、まさにアカデミアのアカデミーの重要性が高まっている中で、学術会議が国民から理解され、信頼され続けるように、是非、透明性確保のための最小限と我々が思っている法案に御理解いただければ幸いです。次の期になられる会員の皆様にも御理解いただければ幸いです。

そして、なぜ公の場で議論しないのかということについては、これまでのやり取りが十分だったかどうかは先生方も受け止めがいろいろあるかと思いますが、そして、必ずしも長い時間ではなかったのかもしれませんが、これまで随時案を提示して御意見をいただき、それを、我々としては可能な限り取り入れながら、今回条文の形にしてお示ししたということでございます。

今回の御意見もありがとうございます。そして、ぜひこの後、皆さんに御議論していただければと思います。よろしくお願いたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、最後になります、第三部の光石会員、お願いできますでしょうか。

○光石衛会員 第三部の光石ですけれども、法案は出ないほうがいいんですけれども、出るとすると、いつも笹川様がいらっしゃって解説がつくわけではなくて、これが一人歩きすると思います。そのときの危惧を会員の皆さんが述べているわけでありまして、そこがやはり問題かなと思うのですけれども。

一つだけ最後に言うならば、この日本学術会議と、それから選考諮問委員会というのは、どちらが上なのか、対等なのかというようなところが、この条文を読んでいてずっと疑問に思うんですけれども。

対等であるならば、「意見を尊重しなければならない」と書くのではなくて、せめて、誠意を持って協議するとか、そういう書き方になるでしょうし、それから、もし、選考諮問委員会のほうが上に来るといふのであれば、度々、室長が説明されているように、会長は合意しなくても出すことができるかというふうな、書いてあると言えば書いてあるのですけれども、それをちゃんと書いていただかないと、なかなかそういうふうには、これだけでは読めないのではないかなという気がするのです、その辺りの検討をお願いできればと思います。以上です。

○笹川武室長 御指摘の趣旨は、よく分かります。受け止めます。

ただ、ここは、法制的には私が申し上げたとおりですので、仮に私以外の者が説明するとしても同じ説明になろうかと思えます。

すなわち、意見尊重義務は、ある意味、通常の審議会と同じ扱いですので、意見は言います。最後まで協議、議論していきたいですけれども、最終的に決める、推薦するのは学術会議の会長でございます。それは、日本学術会議法第十七条、この規定は変わってございませんので、学術会議は規則で定めるところにより、会員の候補者を選考し、内閣総理大臣に推薦する。

したがって、選考、推薦、これは学術会議の権能であり、場合によったら義務なのかもしれません。学術会議がやれることでございます。

誠意を持って協議の点。それはそうなんですけれども、法律上の書きぶりなのでこのようになりますが、繰り返しですけど、あくまでも、選考、推薦、これは規則に基づいてやるものであり、その規則を作るときに諮問をしていただく。それから、具体の推薦するときに諮問していただく。一致しなければ、どちらが上という言葉は、あまり法律で使いませんけれども、考え方としては学術会議のほうの判断を優先する。そこは間違いなし、私でなくても、そのように答弁する、御説明するというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。先ほどから、少しずつ御紹介をしていましたけれども、大久保会員から本日書面でいただいているものとして、2点ございます。

1点目が、諸外国のアカデミーで業務計画の作成と、毎年、業務強化をしている例があれば御教示くださいという御質問です。これは、ひょっとしたら、小林会員に後でお答えを共有していただいてもいいかもしれません。

二つ目でありますけど、こちらは意見です。今回の改正について、特に諮問委員会についてです。これまでの懸念事項に示されているように、そもそもこの改正の必要性について根本的な疑問がありますが、仮に改正するとしても、日本学術会議の独立性の確保の観点から、諮問委員会について問題があるというふうに考えている点があるということです。

諮問委員会の組織及び選考諮問委員、その他の選考諮問委員会に関し、必要な事項を政令で定めると予定されていますが、これは先ほど山崎委員から御指摘があった点だと思いますけれども、日本学術会議に置く組織である以上、学術会議の独立性の確保という観点から、学術会議の規則で定めるべき事項であると考えられるということです。

また、少なくとも十二と同様の趣旨で、諮問委員会の委員についても、日本学術会議が独立して第三条各号に掲げる職務を行うこと等の日本学術会議の運営上の特性に十分配慮し、諮問委員会が学術会議と異なる意見を述べる場合には、その理由を提示しなければならない旨を義務づける必要があると考えられるという御意見です。

もしお答えがあれば最後にいただければと思います。

○笹川武室長 計画についての外国の例は、手元にあるものを見る限りは、大体何らかのものをつくっているようでございます。

まさに、小林先生のほうが詳しいかもしれませんが、手元のものをぱっと見ると、アメリカはNRCが2020年から25年までの戦略計画を作った。イギリスは戦略計画を17年から22年まで策定した。ドイツは年間業務計画、それから、部局による個別の戦略計画を策定した。フランスは年間活動計画を策定したというふうに承知しております。

それから、選考諮問委員会に係る事項を規則で定めるというようなお話について、ここは、法制上そうならなくて、会長に意見を言う、ある意味、会長から独立性をある程度確保しないとイケない機関ですから、ここは法律で定めるのであって、定規則ではないと思います。

逆に、繰り返しですが、規則に関する事項は、あくまでも学術会議のほうが意見を聴きながらつくっていただくということだと思います。

○高村ゆかり副会長 じゃあ、最後に橋本部長、お願いいたします。

○橋本伸也会員 先ほど、これは笹川さんの言い間違いなのかもしれないのですが、選考諮問委員会はいつ作るのですか。法が通った場合に、いつ作るのですか。

○笹川武室長 言い間違いというか、言ってなかったか、いつ作るというのは、そういう意味では、委員を任命するときです。もう少し言うと、法律上の規定は動き始めます、法律が通れば。これは公布・施行にしていますから。

ただ、まさに協議して云々なので、委員が決まって実際に活動が始まるのは、そこから少しかかるだろうということ、夏ぐらいかなみたいなことをたしか申し上げました。そういう趣旨です。

○橋本伸也会員 どこかで4月からみたいなことをおっしゃった。4月からみたいなことおっしゃいませんでしたか。それで言い間違いかなと思ったのですけども。

○笹川武室長 器は公布・施行なのでできるのです。学術会議に選考諮問委員会を置くというような規定は4月から施行されます。

○橋本伸也会員 これは決定的な問題ですよ。今やっている選考プロセスがこの選考諮問委員会に関わるのかどうかという問題ですから。そのところでこの曖昧さはやめてほしいと思うのですけども。

○笹川武室長 ですから、申し上げたとおりで、選考諮問委員会の器は法律が公布・施行になりますので、原案のままであれば4月1日にできます。

ただ、そこから協議等の手続を経て会長が任命することになりますので、実際に5名が任命されるのは、そこから若干の期間が生じます。

そこで選考諮問委員が出来上がります。その人たちの任期が来年の9月ということになります。

○橋本伸也会員 来年の4月1日につくるのですよね。もう選考も何もかも全部終わっていますよ。そうしたら、半年、会員の任期を延ばす意味はないじゃないですか。

○笹川武室長 いや、だから、繰り返しですけど、選考諮問委員会の規定は公布・施行です。したがって、例えば6月とかそのぐらいにできる。

ごめんなさい、それだったら私が言い間違えています。

6月なり何なりに公布・施行の場合、そこから協議してなので、例えばですけど、7月に任命されますということです。

ごめんなさい。それは失礼しました。

○橋本伸也会員 かなり重要な問題だったので。お疲れだったのだなというふうに思い

ます。これだけ長時間ですから。

○**笹川武室長** 御指摘ありがとうございます。皆さん、失礼しました。申し訳ないです。ありがとうございました。

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。実に4時間もわたって御議論、御質問をいただきました。御回答いただいた笹川室長にもお礼を申し上げたいと思います。

今回、条文のような一歩手前のものでも会長の求めに応じて出していただいたということですが、出していただいてよく分かったところもあるというふうにも思います。

笹川室長はこちらで御退席だというふうに思いますけれど、長い間、御対応いただいたことをお礼申し上げたいと思います。

会員の皆様に、大変時間を過ぎておりました誠に恐縮ですが、しかしながら、とはいえ、この議論を受けて、少なくともどういう方向で総会として学術会議の対応を考えるかということは、少し御議論いただきたいというふうに思っております。

大変申し訳ないのですが、退席いただく間、5分ほどトイレの休憩を挟んで、できれば30分ぐらいお時間をさらにいただけないかなというふうに思います。

ありがとうございます。それでは、大変恐縮ですが18時20分めに再開したいと思えます。お手洗い等々がございましたら、この機会に時間を使っていただければと思えます。

[休憩（午後6時12分）]

[再開（午後6時20分）]

○**高村ゆかり副会長** 少し休憩をいただいて、再開させていただいております。予定時間を超えておりました誠に申し訳ありません。

この議論は、今、内閣府の笹川室長との質疑応答を先生方にさせていただきましたけれども、これも笹川室長御自身もおっしゃっていましたが、今国会に法案を提出する考えであるということと、そういう意味では、この総会というのが、その決定の前の最後の機会になるかもしれないという話もあったことを覚えていらっしゃるかと思います。

したがって、12月以降、総会で決めていただいた方向性で進めてきたわけですが、改めてこの総会において、学術会議の運営と、まさに職務を担ってくださっている会員の皆様が、どういうふうにこの総会が対応すべきと考えていらっしゃるかという御意見をいただきたいというふうに思って、お時間をいただくことを会長と相談して決めました。

それを受けてどういう対応をするか、特に、この総会でどういう対応するかということについて御意見をいただきたいというふうに思っております。

同じように御意見のある、発言希望の先生方は、ネームプレートを立てていただきますと、事務局のところでノートを取って私のところに教えてくださることになっています。

併せて、オンラインで御出席の先生方は、手挙げ機能を使ってお知らせいただければというふうに思います。

それでは御発言を御希望の会員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○坂田省吾会員 第一部の坂田と申します。

質問は、私はしなかったのですが、会員の先生方からの質問をいろいろ聞いて、笹川室長の真摯な対応、言葉を聞いて、これはどう見ても内容を変えるつもりもないし、今国会にも出さざらうということを理解いたしました。

その上で、今まさに我々は会員総会で、その意思を決定しなければいけないときだと思っております。そうすると、我々としては、これは断固反対するということをはっきりと言うべきであろうと。

そういう意思を示さないと、何か曖昧に、それこそ何か行ってしまう状態になるので、これは断固、この法案提出には反対いたしますということを、この総会で決議するべきであろうということを私は提案いたします。以上です。

○高村ゆかり副会長 坂田先生ありがとうございました。

続きまして、第一部の栗田会員、お願いいたします。その後、第一部の鈴木会員、そして、第三部の浅間会員とお願いしようと思っております。よろしくお願いいたします。

○栗田禎子会員 言われてしまったので、同じ結論です。

先ほど、例えば、外部評価のときに長谷川真理子先生が非常に苦渋に満ちた御発言をされ、原則的に、学術会議の、果たすべき使命、あるいは日本の学術の今後を考えた場合には、これは断固反対しかない。ただ、実際にこういう最終局面になった場合に、具体的にどう行動すべきか難しいところだ、という御発言もありましたので、今日ここにいる会員の皆さんもいろんなお考えがあると思って、私もためらいながら手を挙げたのですが、御発言がありましたように、今日の午後の議論を伺いますと、笹川室長は、絶えず、これは学術会議の行ってきた、「より良い役割発揮に向けて」と同じ方向性だとおっしゃるので、全然似ても似つかない法律案が出てきております。

明らかに、日本の学術のあり方に、今後には禍根を残すものだと思いますので、学術会議が、この場で、いまここに席を占めているメンバーとして反対の声明を出す、この法案を出すことは思いとどまるべきだという意思表示をすべきだと思います。

ただ、おっしゃったように、実際に我々が何と言おうと、この法案が出てしまうということは、笹川室長の決意が非常に固いような感じを受けました。その後の動き方もまた考えないといけないと思いますが、今総会では、取りあえず何らかの意思表示、声明なのか、勧告なのか、我々の姿勢をはっきり示して、それをまた国民に分かりやすい形で示す案文

を幹事会でお作りいただくこととなりますが、いざ法案が出てしまったら、この前の会員、連携会員との意見交換のときも出ていましたけど、今度は、例えば立法府に対する訴えかけとか、衆参の両院議長に対する申し入れとか、舞台が国会に移ったら、そこで諦めずに、また学術会議側の動き方もしないとイケないかなと思っております。

以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは第一部の鈴木会員、お願いいたします。

○鈴木基司会員 ありがとうございます。反対決議には大賛成です。

一方、この組織形態で政府行政に対して、我々、科学を重んじる者の立ち位置を理解していただくということは不可能だということが、この一連の会合を通じて分かってきました。

欧米諸国のように、このような会議というものは、政府以外の組織でないと、政府からの介入をもろに受けてしまう。人事権と予算権が相手側にある限り、この学術会議の独立性というのは存立不可能であるということが明確になったと思います。

したがって、3年、6年というタイムスパンにおいて、今後、我々はどうすべきか。政府の蚊帳の外から出るのか。その議論をしていかなきゃいけない。

すぐさまやるということは不可能なので、ある程度の準備段階を置いて、今後どのような組織形態にするかということを議論すべきだ。

我々の世代ではもう無理なので、今日、この若手への代表の方が一生懸命やっていたことに報いるためにも、今後、将来の日本の科学のためには、私は政府外組織のほうがいいのだろうと思います。極論かもしれませんが、私の意見を申し上げました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、第三部の浅間会員、お願いいたします。

○浅間一会員 三部の浅間です。ありがとうございます。

私も、一会員としての意見としては、今の笹川室長案を今国会に出すことは賛成致しません。ただ、今日は随分多くの方が意見をおっしゃったのですが、意見を述べられていない会員の方もおられます。私は、総会の場が意思決定の場だと思っておりますので、ここで、この笹川室長の案が若干変わるかもしれませんが、今日の話を知っているとあまり変更される印象はないので、この案で今国会にかけることに賛成か反対かという決議の投票を行い、総会としての意見を、エビデンスをもって示していくということがあっても良いのではないかと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の芳賀会員、お願いいたします。その後、第一部の宇山会員、お願いします。

○芳賀満会員 全く皆様と同じ意見です。

笹川室長は、これまでも今日も、我々の質疑全てに全く答えてない。見事なほど全く答えていないと思いました。

そこで、坂田先生や皆様がおっしゃるように、反対決議をするべきであることに同意いたします。

ただし、またこの決議もどうせ受け流されてしまうのかなと思うので、私に知恵がないからお聞きしたいのですけれど、より強い意志表明とか、あるいは本当に実効性のある行動というのは、我々は何かできないのでしょうか。

例えば、Gサイエンスの学術会議に参加しないなんてことはできたかもしれませんが、既にもう終了しました。あるいは、任期が終わる1日前に我々全員総辞職することを検討するくらいまで、これはもしかしたら相手の思うつぼになるだけかもしれませんけれども、何かもう少し強い意志表明、行動があるかどうかを皆様にお聞きしたいと思います。失礼いたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の宇山会員、お願いいたします。

○宇山智彦会員 ありがとうございます。私も反対決議に賛成です。

ただし、それを、無力とはいえ、どのくらい多くの国民や国会議員に声として届けられるのかということを考える必要があって、ですから、今日のいろいろな方の発言にもありましたが、私たちは、日本国民や人類社会のために役立つ有益な組織でありたいということ、それを明確に言い、そして、そのためにはこの法案のようなやり方では駄目なのだということを、説得力をもって示す必要があるのではないかと思います。

いろいろな論証の仕方があると思いますが、ついさっき、笹川室長が欧米のアカデミーも計画を立てているのだということをおっしゃったので、ちょっとだけ調べてみましたが、イギリスのRoyal Societyは、確かにstrategic planというものを出しているのですが、そこに書かれているprioritiesは、Promoting excellence in scienceとか、Supporting international scientific collaborationとか、Demonstrating the importance of science to everyoneとか、まさに基本理念を書いているのですね。

日本で、行政がイメージするような官僚主義的な計画では全くないわけで、ですから、どういう言葉を使ったらいいかわかりませんが、官僚主義的なやり方でアカデミーを改革するというのが、いかに間違った方向性かと。それとは違う、本当に対等な立場で学術

界と政府が対話できるような仕組みを作るべきだということを強く訴えるべきではないか
と思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の橋本部長、その後、第二部の磯会員、お願いいたします。

○橋本伸也会員 トリッキーな言い方をさせていただきます。私は、反対声明の決議に
は反対です。

反対という言い方をしないほうがいいかなという気がします。そうではなく、まず、こ
れは12月の総会の際に申し上げたことでもあるのですけれども、あくまで、国の機関とし
ての立場でありますので、これは恐らく政府に対して、学会会議として伝えるという形に
なると思いますので、この法案は出すべきではないということを、もう一度確認するべき
であろうというふうに思います。

その上で、先ほど鈴木先生からも御提案があったようなことも、それに、そのまま即賛
成するわけではないのですが、そういうことも選択肢として入れながら、かつ、実は研究
力の問題とか、いろんなことを考えた際に、今の日本の学術体制は本当にこれでいいのか。
CSTIの在り方は本当にこれでいいのか。学会会議の問題もあるけれども、CSTIの問題もあ
る。JSTの問題もあるかもしれないし、JSPSの問題もあるかもしれない。というか、ファ
ンディング機関がこんなにいろいろあるのだけれども、その間がうまくコントロールでき
ているのか、調整できているのかなどなど、本気で考えないと日本の学問は本当に終わっ
てしまうと思うのですね。

そういうことをきちっと考えるような場所を作れということを政府に対して要求する。
その中に、学会会議の問題、あるいは改革の問題というのは位置づくのであって、執拗に
おっしゃるのであれば、それだけの決意を持って物事に当たりなさいということを強く言
うのが私たち学者としての務めではないかという気がします。そういう意味で、反対とい
うのはやめませんか、別の言い方を考えましょうということです。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第二部の磯会員、お願いいたします。

○磯博康会員 私が最初に質問したというか、意見を申し上げたのは、長谷川先生の外
部評価委員会で、最後のメッセージは学術の独立性ということをしかりと打ち出してい
ると、次のことを考えているわけではないということを確認したかったということです。

そして、実を言うと一つだけ私が意見を申し上げたのは、執拗にですね、それは、この
法案を認めているわけではなくて、むしろ賛成だということではないということ、反対
だということを暗に言ってから、彼に質問したのです。内容について質問したのは、諮問

の委員会ですね。それだけです。そこに学術の独立性ということを入れないと根本から駄目になるということでした。

ですから、あれは仕方がないB案の中での最低のくさびだと私は思って提案したわけです。

ですけれども、今いろんな御意見があって、多分、第一部の先生はいろんな法律にも詳しいし、そういう制度にも詳しいし、我々第二部は、私は医学のほうですけれども、そういったところ、たとえ公衆衛生をやっていたとしても、できた法律は詳しいけれども、そういった本当の根本のところは私は素人ではないので。

ただ、重要なことは、どこに我々として次に考えるかということは、今、先生がおっしゃった――すみません、お名前を失念しましたが、先生がおっしゃったように、非常に重要なことで、私は本当に全員がボイコットしてもいいぐらい、学術会議の会員を全員がボイコットするぐらいの気持ちがないと次に進まないのではないかなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の沖会員、お願いいたします。

○沖大幹会員 ありがとうございます。

私は、今回というよりは、任命問題があったときに、みんなでボイコットすればいいのではないかとまで思っていたのですけれども、止めてはいけない業務、私たちの責務があるのだろうという我々の総意で現在に至っているのだと思います。

そういう意味では、ただ、今回、本当にインパクトのある反対声明を出すとして、法案が例えば通った暁にはみんなで辞任しますというのは、それはそれで筋かなと思います。ただ、そうなった場合には、国の機関でなくなるのと同じではないでしょうか。新しい法律ができますから、きっとそれに従って決まった新しい方々が入って、政府の想定しているような学術会議というのできるでしょう。そうなる私たちが今思っているような独立性を持った組織を民間で作っても、それは政府に任命されていない、5要件にある「国を代表する」というお墨つきを伴わない集合体になってしまうのではないのでしょうか。そう考えると、橋本部長がおっしゃった方向で対応しないと今後の私たちの筋が通らないのではないかという気がいたします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。ほかに御発言御希望の会員はいらっしゃいませんか。

オンラインで第一部の松下会員に手を挙げていただいております。失礼いたしました。それでは、松下会員、お願いいたします。

○松下佳代会員 今、皆さんがおっしゃったことに全く同感なのですが、以前、

「より良い役割発揮に向けて」のときに、内閣府から出るという判断はしなかったわけで、今日の笹川室長の言い分をお聞きしていると、あなたたちが残ることを選んだというようなことを、今回の法案の理由にされているようなところがちらっと伺えたのです。

先ほど橋本部長が、皆さんがこれからどうすべきかということもおっしゃったのですけれども、以前、国の機関として残るということを一応最初から否定しなかったという、その判断が、現時点においてどういうふうになるのかということ、まとめる必要があるのではないかなというふうに思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の吉村部長、お願いいたします。

○吉村忍会員 先ほどの質問のところでも述べたのですけれども、学術会議は在り方を自らどういうふうにしたほうが良いということで議論してきていますので、そういう意味では、そういう中で必要に応じて法律を改正するというに反対しているわけではないと思うのですね。

ただ、私は比較的執行部に近いところにおいて、これまでずっと、会長、副会長と一緒にあたっているところがありますけれども、今回の法律を作っているプロセスそのものが本当に異様だと思うのですね。

アカデミーのことを改正しようとするのに、アカデミーを分かっている人が、事実上、誰も入って真面目に議論していない。先生方もお気づきだと思うのですが、結局、学術会議をまとめた在り方の報告書の中から文言をぽっぽっぽと取ってきて、構造的に、それをアンドなのかオアなのかとか、その階層構造はということ、それを抜きにして全部並べるから、ああいうような形になるので、そういう意味では、私はこういう現場に携わるのは初めてですが、法律はこんなにかげんにつくられるかというので唖然としているところ、

そういう意味では、先ほど橋本部長がおっしゃいましたが、要は、反対するというよりも、今の法制定は、それこそ前から学術会議としては立ち止まってほしいと、その代わり、きちっと学術あるいはアカデミーのことをしっかり議論できるような場をつくって、そこでオープンに議論するし、そこには当然学術会議も参加しますと。そういうような強いメッセージを、ぜひ出すことが必要ではないかなというふうに感じるところです。

だけど、そういうことを今言わないと、本当に5年後、10年後、20年後、梶田会長がおっしゃっていますが、学術の終わりの始まりのスイッチが、この総会で押されたのだというふうになりかねないかなという、強い危機感を感じているところ、

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。この発足から本当に繰り返し申し上げていますが、非常に重要な総会だと思っていて、異なる御意見をお持ちの先生もいら

っしやり得ると思っております。

ぜひ、むしろ、この機会だからこそ、もし御発言があればいただけるとありがたいと思
いますけれども、第三部の野尻会員お願いします。

○野尻美保子会員 基本的に法律というのは国会で決まるものですので、我々のやるこ
とというのは、我々が思う制度はどういうものかということを書いていくということだけ
であって、例えば、みんなでやめましょうとか、それから、時々、政府を糾弾するような
文献も出るのですけれども、そういうのも違うかなと思っております、取りあえず初心
に立ち返って、よい学術をやっていくための代表機関として、どういうものかいいと我々
が思っているかというような文章を出すということがあるのであれば、それには賛成した
いなと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

第一部の栗田会員と、芳賀会員から、もう一回御発言の御希望がありますけれども、先
に、第一部の西田会員、お願いできますでしょうか。

○西田眞也会員 ありがとうございます。

どういふふうに社会に訴えていくとか、世間に訴えていくかというストラテジーが非
常に重要だと思うのですけれども、先ほど、官僚的という言葉もありましたけれども、今
の論理というのが、力を持った者が相手の意見をコントロールするときに人事から触ると
いふふうに、まさに我々科学者というのは、基本的には話し合えば何とかなるとか、自分
たちが正しければ、それで意見が通じ合うという信念が合っているから、そういうサイエ
ンティストをやっているわけですが、政治の論理というのが、力を持った者、選挙
に勝った者が勝つ、そこで決めた人がみんな決めてしまう。これが日本の論理の中心とな
ってしまうことに、科学のみならず、日本での物の意思の決定の仕方の中で、意見を交換
し合って、互いに了解するということが自体が廃れてしまう危険というのがあるのではない
かと、そういう意見を、学術会議としては非常に懸念するので、話し合いということをも基
本に置いて、そうなってきた場合には、科学者のみならず多くの人々も、自分たちがいつ
同じ状況に置かれるか分からないという形で主張していければいいなというふうに考えま
した。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第二部の伊佐会員、お願いしてよろしいでしょうか。

○伊佐正会員 同じような流れになると思うのですけれども、反対を唱えるのは私もそ
うだと思ふのですけれども、国民とかマスコミを味方につけないと、これはよろしくない

など。

ですから、総論としての国民とか、産業界、行政との対話をよくするというのは、誰も多分反対しないことで、でも、それに対しても、我々が勝手に一方向で、我々が一方的に提言するのだということを主張しても、それは多分、国民からはあまり理解されないのではないかなど。

そうではなくて、先ほど橋本先生がおっしゃいましたように、多分、国民目線で言って、一番みんなが重要だと思っているのは、日本の科学力の低下ですよ。ですから、そういうことを扱わないで、何で学術会議は自分たちの保身をしているのかみたいに、国民から聞こえるような聞こえ方をしてしまうと、これはサポートされないし、負けると思うのですね。

ですから、なぜそういった、国民の、科学を発展させるということにおいても、今のこの法律がまずいのかと言ったことも含めてアピールを考えていくということは必要ではないかなというふうに思います。なかなか難しい、これまで多分やってこられて、今後さらにというのはなかなか難しいことは分かるのですが、そういうことも含めて論陣を張らないといけないのではないかなど、聞いていて思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の浅見会員、お願いできればと思います。

○浅見真理会員 ありがとうございます。

先ほど、少数意見でもということでしたので、ひょっとして少数意見かなとは思いますが、私でも、私も反対声明といった形では出さないほうがいいのではないかなというふうに思っております。

この段階で法案の条文のような形のものを御提供いただいたということ自体も、かなり譲歩してくださっているということと、今までの質疑をお伺いしましても、ある程度汲んでくださったところもありますし、一番大きいのは、国の機関として残すというところを汲んで、そういった法案を作ってくださったということもありますので、まず、そこに関しては、汲んでいただいたというところがあると思いますし、あと、透明性の確保、それから、計画的に仕事を進めることという点に関しましては、ある程度、国民といいますか、マスコミから言われていることとか、仕事として進められる部分というのものもあるかと思っておりますので、そういった部分では直さなければいけないところもあるのかなというふうに思っております。

ここで反対という形で大きく出てしまいますと、逆に、そういったことを何でも反対するみたいに思われてしまうのも逆効果な部分もあるのではないかなというふうに思っております。

今回、浅間先生ですとか、ほかの皆様にも、若手の方々の御意見等もお伺いしまして、科

学力の強化、それから、人類が直面する喫緊の課題に対応しなければならないというところは、非常に重要なところだと思いますので、この文案の中で、どこをどういうふうに直すと、そういった重要な課題に学術会議が対応していくべきかというところを、もっと強く入れたいところがあるというようなところを主張したほうが効果的なのではないかなというふうに思っております。

全員で辞職をいたしますと、そういった機関はいらないということなのかなというふうに判断されてしまうのではないかなというふうに危惧をしております。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

ぜひ、いろんな、まさに多様性を大事にして、それが率直に話し合われることが非常に重要だということを科学技術の立場から言ってきたと、私たちは思いますので、御発言いただければと思います。

それでは、オンラインで出席ですけれども、第一部の白波瀬会員、お願いいたします。

○白波瀬佐和子会員 よろしくお願ひいたします。

いろいろと、今日は先生方の御意見とかを聞きまして、改めて考えさせられましたので、こういう機会があったことは、かえって感謝を申し上げてもいいかもしれないのですけれども、そもそも論で、お1人だけこの室長がいらして、この総会のところでご説明をされるという、この構図自体も、とても違和感を最初から感じております。

そういう意味で、国に残すということになったから、私たちの言うことを聞かないとお金がないよというような、すごく単純な論理が見え隠れするのですけれども、1949年に、この学術会議ができたその背景に、今一度立ち戻るべきというふうに感じております。

日本が、その先の戦争ということに対して、科学、学術の立場から、真にもう一度見直す。そのために、学術としての独立性を国の中の機関で作るという、そういう意味では日本独自の構図を、いかに積極的に、よりアピールできるのかというところが鍵になってくると思うのですね。

それが、要するに諸外国がどうのという話にもなってきますので、それが、それは事例としてはそうなのですが、独自の日本の歴史をどういう形で見直しつつ、強みとして展開していくのか。

これは、ある意味では、国の中にこういう形で入り込んだところは本当にありません。でも、ここの中で独立性をちゃんと認めるのだということをしっかり位置付けるということも、これまたすごい独立性だというふうに思うのですね。

ですから、ここをうまく説明するということが必要なのかと。反対のための反対というのは、私も反対はいたしませんけれども、この法案についてはものすごく問題だと思います。

吉村先生もずっとおっしゃっているのですけれども、何らこのコミッティーメンバーと

どうか、ワーキングも作らないで、話をしっかり詰めない形で室長がいらして、御意見に対して質問を受けるという構図自体が、そもそも論として、繰り返しですけれども違和感を感じますので、學術の者としての責任をどういう形で表明するのかということも同時に覚悟を持って示すことはあると思いますけれども、強く抗議をすることは、私は賛成であります。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

一度会場に戻りますけれども、第三部の三枝会員、その後、第三部の北川会員、お願いいたします。

○三枝信子会員 第三部の三枝と申します。

今までの意見の中では、先ほどの浅見先生の御意見と少し似ているかもしれません。

今回のような状況が発生した異常さは理解します。なので、反対だということは構わないけれども、もうそろそろ次のやり方をきちんと考えて、そして政府とも、内閣府とも、コミュニケーションを別のルートでもいいから続けていかないと、必要な活動が維持できないように思っております。

日本学術会議のそもそもの目的は、皆さんおっしゃっているとおり日本の科学力の向上であり、次の世代の科学者を育てることであり、国際コミュニティの中で重要な役割を果たし続けることだと思います。

1つだけ例を挙げますと、今、私が所属している研究所は、昔は国立研究所であったところで、それが2000年頃から独立行政法人化、そして、非公務員化、現在は国立研究開発法人化というところをたどってきました。

その間のやり方が、どれが成功したか、どれが失敗だったかは今ここで何か言うものではありませんけれども、国の機関として維持するにしても、ある一定の時間を準備した上で、独立性を優先するために国から独立した組織に変わるとしても、国の税金を使っている限り、今の組織であれば内閣府とのよいコミュニケーションが欠かせないです。それがなしでできるかということ、私は、ここの学術会議の組織は、それができるほど頑強ではない、脆弱であると、そういう組織改編をするに十分な体制ではないと思います。

ですので、今の状況が異常であることは理解しますが、これからどのような方向で、国の組織の一部として、なかなか矛盾したものを抱えながらもやっていくという方向、そして、少しずつ良くしていくということも、あるビジョンを持ちながらやっていくべきではないかと思っています。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の北川会員、そして、オンラインで御発言を御希望の第三部、西会員とお願いいたします。では、北川会員、お願いいたします。

○北川尚美会員　すごく悩んでいます。学術会議が無くなって初めてその大事さを分かってもらえるかもしれないし、それはあまりにも無責任なようにも思います。先ほど、沖先生とも少し話をしたのですが、私たちはもう1期、3年の任期が残っています。あと3年頑張って活動したら良い方向に行くのであれば頑張りたい、でも、そのためには自分の研究に取り組む時間はないのではないかと。全てのエネルギーを学術会議の活動に注いで、橋本先生がおっしゃったような理想の未来に向かって進んでいかなければならない。その覚悟がすごく難しいと思っています。もう3年の任期がある先生方はその覚悟があられますか。次の期に加わる新たな会員の方々と力を合わせて。

自分は、もうこの法律が本国会に提出され、この法律の下で次の3年雄活動をしなればならないと思っています。3年後の評価の際に政治家の方々の考え方が変わっている可能性があるかもしれないし、自分たちが何か頑張ったら変えられるのかもしれないけれど、そのためにはどうしたら良いかわかりません。

また、頑張った挙げ句、やっぱり駄目と判断されて今の形ではなくなったとき、自分がかけた3年間は何だったのか、もしかしたら素晴らしい研究成果が出たかもしれないのに、と悔やんでしまうと思います。それでも頑張る価値があるのかというのを、本当に正直なところ、すごく悩んでいます。

以上です。

○高村ゆかり副会長　ありがとうございます。

オンラインで御発言御希望の西会員、第三部ですね、よろしく申し上げます。

○西弘嗣会員　ありがとうございます。

私の意見は、沖先生に近いのですが、これで学術会議の方々が全員辞めて、学術会議がなくなったら、どうせ政府は新しいものを作るに違いない、あるいはCSTIに組織の役割を全部統合するかもしれない。

我々は、大西先生の本を読みましたが、学術会議の先生方がこれまで大変な苦勞をしてここまで学術のために育ててこられたものは残しておいたほうが良いのではないかと、というのが僕の率直な感想です。

それから、我々は税金をもらっていますから、税務者のことをどうしても考えざるを得ないという状況は、これほどこも同じだと思います。

特に、これだけ予算が厳しくなってくると、いろいろな意味で予算を獲得しなければいけないというのは皆さんも同じだと思います。

ですから、そういうことを考えて、ここで反対は反対で結構なのですが、それでももう全員が辞めるべきだとか、そういう方向に行くのが本当に正しいのかどうか、これは少し皆さんで考えていただいたほうが良いのではないかと。というのは学術会議の役割とい

うのは、いろんなところで重要な役割をたくさん果たしていますので、これを全部、今、辞めてしまって本当に大丈夫だろうか、例えば国際関係もそうですし、それを懸念することがあります。

私は、非常にマイナーな意見かもしれませんが、そういうことを懸念するので、それから数年たってひっくり返されるのではないかな、何とかではないかという杞憂は分かります。けども、逆に言うと、変えてやるということも不可能ではないと思いますので、そういうことも考えていいのではないかと考えています。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

予定している時間を過ぎていますが、しかし、今、非常に重要な議論をさせていただいていると思いますので、もう少しお時間をいただければと思います。

それでは、会場に戻ってまいりますけれども、第一部の川嶋会員、その後、第三部の中野会員、筑本会員の順番でお願いいたします。

○川嶋四郎会員 どうもありがとうございます。機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、いろんな意見があるというのは十分に理解できるのですが、恐らくこの総会の決議、あるいは声明というものを国民の方々がどう評価されるのかということも考えないといけないのではないかと思います。それはどういうことかといいますと、分かりやすさということと、将来展望ということではないかなと思っています。

直接的にといいますか、反対ということについては、かなり異論があるような印象を受けました。ただ、この辺りのレトリックは非常に難しいかも知れませんが、反対をしないということは結局賛成をしているというふうには受け取られかねないと思います。

したがって、先ほどからいろいろな御意見が出ているのですが、基本的には、プロセスがかなりずさんである。だから、現在においては、こういう法案が出ることについては反対である、拙速であるというような形で、ある意味で妥協的だけれども、反対の意思というのは一定程度示す必要があるのではないかと。

それは日本国憲法23条の学問の自由もそうですし、学術会議法に規定されております前文の崇高な趣旨、それから独立性の規定なんかを照らして、これは反対ということ自体は何らかの形で表明する必要があるのではないかなと思います。

将来展望というのは、これは非常に大事なことですけれども、これは、実は「より良い役割発揮に向けて」でかなり書かれておまして、現在進行形ということでもございますので、そういうことも踏まえて、単に過去志向で一方的に反対ということではなくて、未来志向の建設的な、こちらからの提案もしながら、反対という基本的な核の部分はしっかり押さえておくというのが大事ではないかなというふうに思っております。

それで、私の話は最後にさせていただきたいのですけれども、この間、特に法学委員会の中から3名任命拒否が出ました。憲法の先生も任命拒否をされております。この憲法の先生の師匠が民主国家の構想という本の中で、次のようなことを書かれております。これだけ、短いので聞いていただいて、私の話を終わらせていただければと思います。

「学問・教育が政治からの独立性を保障されない場合には、それらは政治を科学的・合理的に批判・監視・助言し、そのような観点から政治を見ることが出来る将来の主権者を育成することができなくなるだけではなく、容易に政治の侍女として国民に非科学的、非合理的なイデオロギーを注入する支配のための手段に墮落するであろう」と。こういうことが書かれております。以上でございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

今、私の手元で御発言を御希望の会員が5名いらっしゃいますけれども、第三部の中野会員、第三部の筑本会員、オンラインで御出席の第二部の西村会員、そして、第三部の茶谷会員、第三部の玉田会員でございます。相田会員も手を挙げていただいております。

この議論は、明日の午前中にも時間を取っておりますので、2回目の御発言の方は申し訳ありませんけれども、今日この場での御発言をしていただけないかもしれません。まだ発言をこのセッションでされていなくて、ぜひ発言をしたいという方がいらっしゃいましたら、今教えていただけますでしょうか。

では、今教えていただいているオンライン参加も含めて、6名の先生方に御発言をいただく形で、この午後のセッションを終わりたいと思います。では、第三部の中野会員、御発言をお願いしますでしょうか。

○中野義昭会員 基本的には梶田会長がおっしゃった、これは学問の終わりの始まりであるというふうに、本当にそう思いますので、何らかの形で反対しなきゃいけない局面であることに賛同いたします。

ただ、今日の室長のお話でも、これを非常にうまく説明すると、なぜ学術会議が反対しているのかというのが国民には分からないようにできていると思うのですよね。

それで、あと、国民も必ずしも学問の自由の大切さというのは分かっている可能性はある。私自身も、ここに至って学問の自由って本当に大事だということが身にしみて分かりましたけど、自分が若かったときとか、ここまで学問の自由ということに対して向き合ったかどうかというのは自信がない状況の中で、恐らく、国民の数で言うと80%ぐらいは、学問の自由を言う学者の勝手であるというふうに理解して、それで、今日書かれているものは中身を精査すれば問題だらけなのですけど、表面的に読むとうまくできているんですよね。

何でこのぐらいのことができないのかというようにできているので、それを室長が国民に普通に説明したら、国民が逆に、なぜこれに反対するのか、学術会議というのは変な人の

集まりだというふうに取りかかれかねない状況があるのを十分認知して、学問の自由が大切である、これは学問の自由を失う始まりになるのだということを、国民の8割が理解できるような形にどうやってかみ砕くかというところが、我々に課せられた最も重要な課題かつ難しいところなのかなというふうに思いました。

それで、これは今回の単発ではなくて、山口先生の調査された日本の科学技術がここまですべてどんどん凋落していることの、同じ線の上に乗っかっている話だと思います。

これが、またさらに日本の科学技術の凋落を加速させるきっかけになった、それを止められなかった我々は何なのかということ、後で責任が問われるような、そういう局面にいる。ものすごく重要な局面なので、これは絶対アクションする必要があるけれど、アクションを間違えると国民の8割を敵に回して、我々が敗者になるということになるかなというのを危惧するというふうに思いますので、ここから先のアクションの仕方を十分考えてやっていったほうがいいかなと思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続いて第三部の筑本会員、お願いいたします。

○筑本知子会員 ありがとうございます。

まさしく、今、私は中野先生がおっしゃったようなことを言おうと欲していたのですが、けれども、本当に今日の受け答えも含めて、一見、反対って、どこが反対なのというのが、我々がメッセージを出したときに非常に分かりにくいですね。全部意図を汲んでやっているのではないかと。透明性確保の何が悪いのだということになると思うのです。

なので、反対声明という形ではなくて、どういう言葉が分かりませんが、学問の独立性、自由と言うと、また何か勝手なこと言われているような感じになってしまうので、政界それから経済とか、そういう営利的なところから独立していることが本当の非常に重要なのだということが多くの方の共感を得られるような形で、それを守るために、我々はこの法案を認められないと。そういった伝え方をうまくしていくことが、まず非常に重要だし、かなり文章を練るのは大変かと思いますが、今ニュースとかにも結構出ていると思うので、時宜を得て、一つ非常にシンプルな形での声明を出しつつ、また、その後の状況も見ながら、味方を増やししながら、今後のこの在り方というところも来季に向けてどうつなげていくかを考えていくという形がいいのかなと思います。

ということで、単純な反対には反対するというか、法案に対する反対という形を出すのはあまり得策ではないのかなというふうに感じています。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御発言希望の会員の先生にお願いしたいと思います。

第二部の西村会員、その後、第三部のオンラインで御出席の茶谷会員にお願いしたいと

思います。それでは西村会員、お願いいたします。

○西村ユミ会員 ありがとうございます。

私も、ボイコットしたい気持ちはやまやまですけれども、これだけ議論を積み重ねてきたこのメンバーが学術会議からいなくなってしまうことは反対で、丁寧に、何が問題であるのかということ、国民もそうですが、同じく学術の分野にいる多くのサイエンティストの皆様にも伝えられるような声明を出す必要があるのではないかなと思いました。

実際に議論に加わって初めて分かったことも正直申し上げてたくさんありました。加わらないまま、新しい法案をそのまま示されて、よりよい学術会議をと示された場合に、どれだけの方が、この中にどういう問題があるかということ把握できるかというのは難しいことだと思います。

議論を積み重ねてきた今期のメンバーで、何が問題であるのかをしっかりと示し、議論を続けていくという、そういう方針がよりよいのではないかというふうに考えます。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御出席いただいています、第三部の茶谷会員、お願いいたします。

○茶谷直人会員 化学委員会の茶谷です。

今、中野先生、筑本先生が言われたのと基本的には同じで、多分、この法案自体は非常に問題があるのですよね。それは、もう多分、皆さん共通していると思うのですが、ただ、総意で反対声明を出すということに関しては反対です。

というのは、これは国民の目から見て、この法案はどうかと。先ほど中野先生も言われましたけども、例えば、諮問委員会。確かにこれは問題ですけども、第三者委員会を設ける、その意見を聞くというのは、どの組織でもやっていますし、それから中長期の事業計画を立てて、そして自己評価して、5年後あるいは6年後に見直しをするというのも、多分どの組織、皆さんの大学でもやっている話ですよ。これが学問にはなじまないという言い方自体が学者のわがままと、多分、国民は思います。

だから、残念ながら現時点で、「学問の自由」という言葉自体が国民の納得、あるいは支持を得られていない。その中でやみくもに反対しても、また、あいつら反対しているなと思われるだけで、国民の支持は広がらないと思います。

なので、譲れないところに集中して、そこで意見を言うなり、ここに焦点を当てた訴え方をしていくというのがいいのではないかなというふうに考えています。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、会場に戻りまして、第三部の玉田会員、お願いできますでしょうか。

○玉田薫会員 直接、法案に関することではないのですが、それぞれの組織が何のためにあるのかということ考えたとき、究極は、目的は一つだと思うのですね。

じゃあ、この学術会議は何のためにあるかといったときに、例えば国益のために経済を考える、研究力強化、アジェンダ、人材育成、それができる組織はいろいろあるかもしれないですけども、じゃあ、国レベルの危機的状況に対して意見をまとめて言える研究者組織がほかにあるかというところ、それは、ほかには考えられない。

それが、もしかしたら、今、なぜ、こんなに急いで。何かすごく心配です。もしかしたら、これからの3年、このために我々がいたのかというような事態があるかもしれない。そうしますと、売られたけんかを買うことによって正義を述べる権利を放棄するべきではないのではないかというところについては感じているところです。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、第三部の相田会員、お願いいたします。

○相田美砂子会員 ありがとうございます。

シンプルに私が皆さんの意見を聞いていて、最後だったら私は何を言うのだろうと思うと、まず、たとえ国からお給料をもらったとしても、言うべきことを言うために私たちはいるのだというのは大事なことでないかと思えます。

それから、たとえどんな法案でも通ってしまっても、その段階で何とかできるように頑張れば何とかするというのは、私は甘いと思えます。あの法案が通ってしまったら、幾ら選ばれた会員、連携会員の方々が一生懸命頑張っても、もう時既に遅しになりそうなことは、特に今日の午後ずっと聞いていて強く感じました。

それから、例えば国民の8割の人の賛成は得られないかもしれないけども、でも、それこそ、業界言葉ではない正しい日本語でしっかり伝えるということをしさえすれば分かってくれると信じて主張するのが大事だろうと私は思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

御発言を、2回目を御希望の先生方がいらっしゃるのですが、大変恐縮ですけども、ここでまず一旦、終了させていただこうと思えます。

非常に忌憚のないといえましょうか、日本の学術あるいは科学技術がどうあるべきか。しかも、今だけじゃなくて将来に向けてどうあるべきかという観点から、この局面でどういうふうに私たちが行動すべきかということについて、意見の違いがあるところもあると思えますけど、率直に公開の場で議論ができているということが極めて私は健全だと思います。

会長から、今、午後の議論をいただきましたけれども、一言お話をいただければと思います。

○**梶田隆章会長** 改めまして、本日は長時間にわたり、会員の皆様に様々な観点から御質問、御意見を発言いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の議論から、学術会議の会員の皆様、皆様の御意見、あるいは、もっとはっきり言えば御懸念は、大体同じ方向を向いていると理解させていただきました。また、私の懸念も皆様と基本的に同じです。

本日の内閣府からの説明を聞きまして、日本学術会議を、あるいは日本の学術を、よりよくしていこうという、崇高な精神を私は感じ取ることができませんでした。

それで、本日、皆様のお手元に学術会議法があります。その学術会議法の前文には、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と書かれております。

もちろん前文の全てが大切ですが、特に「科学者の総意の下に」と書いてあります。本日の内閣府の説明を聞いて、この前文の精神を消しさろうとしているのかという、そのような懸念を正直なところ持たざるを得ない、そういう気持ちとなりました。

法案の閣議決定が間近ということも聞いております。法案の閣議決定前に、学術会議として、しっかりした意見を表明することは極めて大切であり、そして、それが出せるのは、恐らく、この総会が最後の機会かというふうに思います。

したがって、学術会議総会として、この問題について、皆様の御意見を集約する形で、何らかの、もうちょっと言わせていただくと、恐らく、橋本部長が御提案されたような方向で、しかし、明確な意思の表出を行う必要があるのかというふうに思いますが、この点につきましては、皆様、賛成ということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それで、要は、強い明確な意思を表出といったときに、ここからは少し事務的ですが、日本学術会議法、それから学術会議の会則を見ますと、幾つかの意思の表出の仕方が書かれております。

この総会として、どのような形で意思の表出をしていくかということについて、実は明日の朝までに、それを皆さんに方向づけをいただいた上で、作業をする必要があるのかなと思うので、ここで皆様にお諮りしたいのですが、いかがいたしましょうか。

幹事会で決めるのでいいですか。

どうでしょう。今、高村副会長からは、具体的な表出方法については幹事会に一任でよろしいかという御提案ですが、

○**高村ゆかり副会長** ありがとうございます。趣旨は、かなり時間が後ろに来ているこ

ともあってなのですけど、今日いただいた御意見を踏まえたとき、明確な意思の表出という事は、もう会長から御提案いただいて、承認をいただいたと思うのですが、恐らく、先生方は内容にもよるのだというふうにも、この議論は思ったものですから、したがって、場合によっては幹事会のところでどういう選択肢があるかというのを御提示して、明日お話しするというやり方があるかなというふうに思った次第です。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。

では、具体的には幹事会において、具体的にどのような形の表出にするか、そして、具体の文案についても、まず案を作ってくることについては、幹事会に御一任いただいて、明日の朝、それを御提案するという、そのような形でよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。高村先生に戻します。

○高村ゆかり副会長 もう既にお時間を随分過ぎておりまして、もしこの時点でどうしてもという御意見がなければ、本日の総会の議事は終了とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、栗田会員、極めて短い時間でお願いできるとありがたいのですが。栗田会員、お願いいたします。

○栗田禎子会員 二度目の発言なので、了解して明日の朝に発言しようと思っていたのですが、もう今晚、多分、幹事会で文案を作られると思ったので、一言だけ、追加したいと思います。

申し上げたかったことは、確かに反対とか賛成という問題以上に、手続がおかしい、思いとどまって、「勇気ある撤退」という言葉をお使いになった方がいましたが、法案の提出を思いとどまるべきだという方向での声明であれば、今までの先生方の御発言を伺っても問題ないかと思いました。

あと、声明を出すのだったら盛り込んでほしいと思いましたのは、先ほど笹川室長にも申し上げたことですが、今回の法改正は、これまでの累次の法改正と異質で、非常に信頼関係がなくなってしまった中で進められているということが特徴だと思います。

任命拒否問題に直接触れるかどうかは悩ましいところですけども、任命拒否問題以来、政権とアカデミアの信頼関係が失われてしまっているところで、こういう議論をすることも非常に不幸な状態で、それを正す、信頼関係を回復した後で、こういう議論をすべきだみたいなことを盛り込んではどうかなと思いました。

あと、橋本先生の議論は、12月にもそうおっしゃっていましたが、円卓会議で学術会議の将来の在り方について、平場で国民的に議論しましょうと。そこまではいいのですが、円卓会議というと、じゃあ、そこに産業界を入れようとか、そこに行政を入れようといっ

たら、結局、大きな選考諮問委員会みたいなものをつくって、学術会議の在り方を、学術会議以外のアクターを呼び寄せて議論することになりかねないので、その辺りの国民的議論をすべきだというところの書きぶりは注意していただきたいなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

恐らく、内容について、御意見ある先生もいらっしゃるかなと、今思いました。

私は、申し上げ損ねたのですけれども、内容について、御意見がもしおありの先生、追加的に御意見がありましたら、事務局宛に、急ぎメールなりで御趣旨をいただければというふうに思っております。今日、幹事会でこの後、検討いたしますけれども、そういう意味で急ぎ御連絡をいただけると大変ありがたいと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。本当に午後、長い時間をいただきました。もし、どうしてもという御発言がなければ、本日の総会の議事は終了ということで、この後、進行は会長にお戻ししたいと思います。

○梶田隆章会長 高村副会長、どうもありがとうございました。先ほども述べましたけど、皆様、本当に今日は長い間、御議論いただきまして、ありがとうございました。

明日は10時から総会を再開いたしますので、引き続き御出席いただきますようよろしくお願いいたします。事務局から、最後に何か連絡事項がありましたらよろしくお願いいたします。

○企画課長 この後の日程についてなんですが、幹事会は何時から開催いたしましょうか。では、午後7時45分から開催いたしますので、幹事会構成員の方、幹事会に御出席される地区会議の代表の方、お時間になりましたら2階の大会議室、またはオンラインにて御参加ください。

続いて、明日の日程についてお知らせいたします。今も梶田会長からありましたとおり、10時から総会を再開いたします。

本日の資料は、このまま席上に置いておいていただいても結構です。明日の総会にオンラインで御参加いただく先生方は、本日同様、入室に当たり本人確認を行わせていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○梶田隆章会長 どうもありがとうございました。それでは、これで終了いたします。

〔散会（午後7時29分）〕

令和5年4月17日～18日

於・日本学術会議講堂

第187回総会速記録

令和5年4月18日（第2日目）

日本学術会議

目 次

1、開会 午前10時33分	2
1、学術会議の在り方に関する政府方針への対応（会員任命問題への対応含む）	3
1、その他	3 2
1、散会 午後0時29分	3 4

[開会（午前10時33分）]

○梶田隆章会長 皆さん、おはようございます。これより日本学術会議第187回総会の2日目を開会いたします。

まず、議事に入る前に、追加配付資料及び留意事項について事務局から説明をお願いいたします。

○企画課長 事務局でございます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。本日、資料を追加でお配りしております。追加資料は、資料9、提案「勧告（案）日本学術会議のあり方の見直しについて」について、及び資料10、提案「声明（案）「説明」ではなく「対話」を、「拙速な法改正」ではなく「開かれた議論」を」についてです。会場で御参加の方で資料が届いておられない方がおられましたら、挙手いただければ事務局の担当者がお持ちいたします。

続いて、留意事項について申し上げます。昨日の繰り返しになりますが、改めて御案内させていただきます。本日は、オンラインにより参加されている会員の方々もおられます。御発言される際には、冒頭にお名前と所属部をおっしゃっていただき、はっきりゆっくり発言いただきますようお願いいたします。

会場から御参加いただいている皆様は、発言の御希望がある場合は、挙手いただくか席札を立てる形で発言の意思表示をお願いいたします。御発言の際には係の者がワイヤレスマイクをお持ちしますので、そのマイクを使って御発言いただきますようお願いいたします。ハウリング防止のため、会場から御参加いただいている皆様はオンライン会議には接続されませんようお願いいたします。

オンラインにて御参加いただいている皆様、入室に当たり本人確認に御協力いただきありがとうございました。会議中は、カメラはオン、マイクはオフにさせていただきますようお願いいたします。また、発言の御希望がある場合は、挙手機能またはチャット機能を利用して意思表示いただき、指名を受けましたらマイクをオンにして御発言ください。

なお、チャット機能を使用される際は、ホストへのダイレクトチャットではなく全体チャットで御連絡くださいますようお願いいたします。

なお、総会の傍聴を希望される方や報道の方には、総会の様子を動画でも配信しておりますので、御承知おきください。傍聴されている方におかれましては、本日の資料は日本学術会議のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。この後、追加配付される資料につきましても、準備ができ次第、ホームページに掲載させていただく予定です。

連絡事項は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事進行は、昨日に引き続き高村副会長をお願いいたします。

す。

[学術会議の在り方に関する政府方針への対応（会員任命問題への対応含む）]

○高村ゆかり副会長 皆様、おはようございます。本来は 10 時開始でございましたけれども、少し開始が遅くなりましたこと、おわび申し上げます。

それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきます。

まず、本日、会場とオンラインの双方合わせた出席会員でございますけれども、この会場に御出席をいただいている会員の皆様が 86 名、オンラインで御出席をいただいている会員の皆様 74 名、合わせて 160 名でございます。もう御存じのとおり定足数に達しておりますので、その旨、御報告をしたいと思います。

本日、午前の総会は、昨日に引き続きまして日本学術会議の在り方に関する政府方針への対応について議題としてまいります。

昨日、大変長い時間を会員の皆様にいただき、総会で活発な、そして忌憚のない御議論をいただきました。その後、幹事会において検討を行い、今朝ほども検討を行いまして、先生方から昨日いただきました明確な意思の表明について、これは国民向けの社会に向けてのメッセージも含めて、今回の総会で御議論いただき決定いただいております。二つの文書案を作成いたしました。

先ほど、事務局から資料の 9、そして資料の 10 という形で、会場に御参加の会員の皆様には事務局から配付をさせていただいております。あわせて、こちらにいらっしゃる会員、そしてオンラインで御出席の会員向けに、事務局から同様の資料について送付をさせていただいております。資料の 9 は、総会からの勧告（案）でございます。そして、資料の 10 は社会に向けて、総会から示す声明（案）でございます。

それでは、資料の 9、そして資料の 10 の提案について、まず会長から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。今、資料の 9 と資料の 10 を私のほうからということでしたけれども、資料の 9 をまず説明し、御議論をいただき、決定できるかどうか分かりませんが、しかるべき方向に決めた上で資料 10 を議論していくという、そういうことで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

それでは、資料 9 につきまして説明いたします。これは、今、高村副会長からありましたように、昨晚、そして今朝と幹事会のほうで議論いたしました政府への勧告（案）となっております。昨年の 12 月の総会のときに、総会として声明を既に発出しております。その後の経緯につきましては皆様と共有しているところですが、そして昨日、長い時間にわたりまして内閣府の笹川室長を含めていろいろと議論させていただきました。

私たちの気持ちとしては、やはり明確な強い意思を表出する必要があるのではないかと

ということで、勧告（案）としてまとめてまいりました。勧告（案）のタイトルとしては、「日本学術会議のあり方の見直しについて」というものです。開いていただきまして、その文章ですが、それほど長いものではないので読ませさせていただきます。

「標記について、日本学術会議第 187 回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。記。政府は、現在、立案中の日本学術会議法改正案の第 211 回国会（通常国会）への提出をいったん思いとどまり、日本学術会議のあり方にとどまらぬ日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場を設けるべきである。以上」

このようなシンプルな勧告を出してはどうかというのが、幹事会で議論して皆様に提案するものです。まず、これにつきまして、皆様から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○高村ゆかり副会長 今、会長から資料の 9 について、勧告（案）について御提案をいただきました。こちらの内容について、昨日の議論を踏まえての御提案でありますけれども、御意見を御発言御希望の会員がいらっしゃいましたらお願いできればと思います。

それでは、第一部の栗田会員、お願いいたします。

○栗田禎子会員 第一部、栗田です。おはようございます。

短い時間で非常に重要な明確で強い意思表示に向けた文書を作成していただいたことに、心から感謝いたします。

基本的に、昨日、笹川室長が来て説明されましたけれども、現在、政府が準備中の法案の提出は一旦思いとどまってほしい、思いとどまるべきだということを明確に示す、その意味で、この勧告（案）の前半には異議ございません。それだけでもいいかと思ったのですが、包括的な民主的な議論の場をつくるべき、協議すべきだということまで踏み込まれたのも非常によいと思うのですが、1 か所だけ文言についての懸念といいますか、修正の御提案です。

後半で、「日本学術会議のあり方にとどまらぬ日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場」となっていますが、「見直し」というと基本的に変えるということになります。根本的に変えていく方向でという話になりますので、普通に受け止めてしまうと、「確かにシステムを変えないといけないね、ほかのこともいろいろと変えないといけないね、でも、当面、だから学術会議は変えようと思っているんだよ。」と言われて、学術会議のほうをまず変えることから始めさせていただきたい、というふうに巻き込まれていってしまうのでは。

我々は、今の学術会議の在り方は現行法の下でしっかりやっていて、その法の下でいろいろ可能な改革を行っていますけど、基本的に、今回出てきた、出そうとされている法案に比べたら、今の現行法の在り方で、このままでいって問題ないんだという立場に立っているわけですので、「見直し」という言葉を使って、日本学術会議の在り方も当然見直す、

抜本的に見直すという話を我々がしてしまうと、取り込まれてしまうというか、我々が主張していることと矛盾が出てくるように思いました。

なので、「抜本的」はいいんですけど、「見直し」という言葉はちょっと危ない、足をすくわれる懸念があるので、「包括的・民主的な議論を行うための」ぐらいにしたほうがいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

ほかの会員からの御意見も聞いた上で、こちらの検討を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。第一部の橋本部長、お願いいたします。

○橋本伸也会員 橋本でございます。

一言直すことによって、何らかの状況が変わるというふうな話なんではないでしょうか。と同時に、私たちのところには手をつけるなというような言い方にも聞こえる御発言でした。全体を見直そうというふうに言っているときに、「自分たちのところは違うけどね」みたいな言い方をするのはよくないと私は思います。自分たちも含めて全体が、本当に日本の学術にとって、どうあるのがいいのかということの一つ一つ丁寧に洗いざらい見ていかないといけない、そういう状況なんじゃないでしょうか。そういう下で私たちは、あるいは、そういう決意で私たちは臨んでいるのだということを使う。あたかも自分たちの保身のためにこういう文書を作っていると、そういうニュアンスで取られるようなおっしゃり方は、すべきではないというふうに思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

続きまして、第三部の浅間会員、お願いいたします。

○浅間一会員 三部の浅間です。

梶田先生はじめ幹事の先生方、多分、徹夜で作られたのではないかと推察され、心から敬意を表します。どうもありがとうございました。

少しだけ文言を足してはどうかという提案です。最後のところの「包括的・抜本的な見直しを行うための開かれた協議の場」というのを、「包括的・抜本的な見直しを行うための透明性のある開かれた協議の場」としてはいかがでしょうか。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

ありがとうございます。第一部の宇山会員、お願いいたします。

○宇山智彦会員 本当に困難な状況の中で、いろいろなことを考えて案を作ってください、ありがとうございます。

先ほどの栗田先生の発言についての橋本先生の違和感は分かるんですけども、議論をした結果、変えるのか、変えないのかということは両方の可能性に開かれているはずで、私は学術体制、特に学術政策の体制を抜本的に見直すべきだと思っていますけれども、何をどう変えるのか、変えないのかということ自体をこれから開かれた場で協議していくべきであると思いますので、やはり「見直し」という言葉は特定の方向性を支えるような効果を持ち得るのではないかと思います。ですから、「日本の学術体制全般にわたる包括的・抜本的な議論を行うための開かれた場を設けるべきである」と、少し簡略化してはどうかと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

続きまして、第一部の岡崎会員、お願いできますでしょうか。

○岡崎哲二会員 第一部の岡崎です。

言葉の問題ですけども、最初の文章ですね、主文のところですけども、これは学術会議法の第5条に基づく勧告だと思いますので、決まっていたのであれば、これで結構ですけども、「日本学術会議法第5条及び総会の議決に基づき」と書かれたらどうかなと思います。

もう一つは、これも言葉の問題ですけど、「とどまり」、「とどまり」が重なるので、用語というか言葉遣いを少し考えられたらどうかなと思います。 以上でございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

ほかに、御発言の御希望、今、会場ではございませんけれども、オンラインで御出席の会員から御発言の御希望をいただいております。お待たせいたしました。第二部の磯会員、その後、第二部の多久和会員、にお願いしたいと思います。

それでは、磯会員、よろしくお願ひいたします。

○磯博康会員 ありがとうございます。1点、文言のことだけです。最後の協議の場の「協議」という言葉と、次の提案で「議論」となっているので、どちらかに「開かれた協議」もしくは「開かれた議論」どちらかに統一されたほうがいいかと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、第二部の多久和会員、お願いできますでしょうか。

○多久和典子会員 昨日の総会に出席できなくて、申し訳ございません。幹事の先生方が

このような文書を徹夜でお作りになって、本当に感謝申し上げます。

1点、気になるのは、この勧告がホームページに掲載されますと、社会の一般の国民もこれを見ることになるんですけれども、どんな問題がここにあったのかということほとんど全員知らないわけですので、十分に議論を尽くされていない、この段階で提出するのは「いったん思いとどまり」というふうな背景について、ちょっと説明があったほうがいいのではないかなど。本文ではなくて、イントロダクションの部分に加筆されてもいいかなというふうに思います。

以上でございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第二部の狩野会員、お願いいたします。その後、第一部の松原会員、お願いしたいと思います。

○狩野光伸会員 文案の取りまとめを大変ありがとうございます。

今、背景の話がございました。加えて、理由についてもあったほうがいいかなと思ったので発言します。この勧告の内容についてです。どういうことかと言いますと、私どもが公務員として働いている、ここにいるということの意味合いは、「公共のため」ということだと思います。つまり、税金を払っておられる国民の方々が、まずは目の前にいる。さらに、その先に学術が貢献していくべき、より広く世界の一般的な人々がいるのだと思います。したがって、こういう方々のことを考えた上で、だからこそ日本の学術体制全般にわたる抜本的・包括的な見直しを行うべきである、というような内容が入っていることによって、より多くの支持が得られないかなということを考えました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の松原会員、お願いできますでしょうか。

○松原宏会員 第一部の松原でございます。

今、お二人の方、オンライン、それから狩野会員から出たものと似ているんですけれども、やっぱり「いったん思いとどまり」という表現の背後にある理由みたいなものを、私は、出すか、出さないかは多分、幹事会のほうでもいろいろ御議論があったのかなとは思いますが、それで出さないような理由というのを、もし、口頭でも構わないんですけれども、お聞かせいただければなというふうに思っております。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。それでは、第一部の橋本会員、その後、第三部の筑本会員にお願いしたいと思います。

○橋本伸也会員 議論の進め方については、先ほど、それぞれ一つ一つ独立させてという御提案が会長からあったんですけれども、今の御意見を聞いていると、一体的に議論しなければ解決しない問題ではないかという気がしますので、両方を先に御提案いただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

○高村ゆかり副会長 それでは、今、御提案いただきましたけれども、そのような形で。といいますのは、先ほどちょっと会長ともお話をしておりましたが、背景になる説明ですとか、社会に対してのメッセージというのは、別の資料の10のほうで書いてみてはどうかというふうに整理をしています。これは勧告について、やはりここの総会からしっかり意思表示をするという合意を、ある意味では短時間でつくるということもございます。したがって、今、御提案いただいたとおり、もしよろしければ、資料の10について併せて御説明をし、一体として御議論いただこうかと思えます。

ただ、もしよろしければ、既に手を挙げていただいています筑本会員、御発言いかがでしょうか、その後がよろしいでしょうか。

○筑本知子会員 私のはちょっとシンプル。資料、多分10を踏まえての勧告という、ちょっとその関係性を多分これから確認をされるということで、そこは了解なんですけれども。資料10でせつかくよりよい、こっちの言葉の中で、よりよい役割発揮に向けてというような、勧告のほうにもそのような言葉で、どこに向けての抜本的な改革なのかという、その一言を入れることで、先ほどの見直しというか、ちょっと後ろ向きな印象はなくすことができるのではないかなと思えましたので。先ほどから、ちょっと目的を入れるべきだということ、御発言もありましたけれども、せつかくこちらにもあるので、こちらの言葉を踏襲しつつ必要なエッセンスを、言葉をこちらに入れてはどうかなという提案でした。

○高村ゆかり副会長 大変ソリューションを提供してくださる御提案で、ありがとうございます。

それでは、一度ここで会員の皆様から御意見をいただく前に、今ございました資料の10、こちらもお手元に届いていると思いますけれども、総会から社会に対して発する声明という形でのメッセージです、こちらについて御説明をしたいと思います。

先ほど、会長から二つの文書ということで、既に御紹介を会員の皆様にいたしました。内容につきまして、今、会長のほうから、学術会議アドバイザーの小林会員から御紹介をいただけないかということですが、よろしいでしょうか。

○小林傳司会員 資料の10と、それから資料9、二つを、昨晚から幹事会で作成いたしました。今、資料9に関していろいろと御意見をいただいているわけですが、資料9は基本的に政府に対しての文言になっております。そして、過去の勧告等も極めてシンプルな物

言いで書くというのが慣例になっていたということを踏まえて、非常に短い文言になっているところがございます。だからといって、これを一切直してはいけないなんて言うつもりは全然ありませんが、そういうことを考えたので、この短さなんだということは御理解いただければと思います。

それに対して、この資料の10のほうは、社会に広く我々がどうしてこういうことを考えるのかということ、こういう勧告を出すのかということの背景を説明するという目的で書いた案というふうに御理解ください。

そして、昨日、非常に長時間にわたって、今までに例を見ないほど多数の方々からの意見表明を受けまして、そこで発言された言葉遣いを、全部とは申しませんが、できる限り反映するような形で文書を作成して、今朝、先ほどまで幹事会で調整をしておりました。まだ完全な調整ができておりませんで、今見ても、ここ調整し忘れていているところがあります。先ほども、磯会員から、声明案のほうは開かれた議論になっているけれども、勧告のほうは違うじゃないかと言われて、平仄が合っていない、御指摘のとおりでございます。単純に直し忘れたというふうに言わざるを得ません。

もしお許しいただければ、声明案のタイトルの「開かれた議論を」というのは「開かれた協議の場を」というふうに直すのが適当ではないかというふうに思いますので、後で、また御意見いただければと思います。

それで、本文のほうを御覧いただきたいと思います。全体の構成としては、第1段落が学術会議の理念と申しますか、精神のようなもの、これは学術会議法の前文という形で引用しております。それに続く四つほどの段落が1ページ目でございますが、それが、この間の3年間の経緯を述べた形で書かれています。そして、このページの最後の段落からが、我々が今考えている懸念の問題を書いております。

そして、ページめくっていただきまして、17世紀にという段落のところ、学術の独立性というのがなぜ大事なのかということについての説明というふうになっております。そして、最後の段落は、今後我々は何をどういうふうにするべきかということ、社会に対して提案をしているということを書いております。昨日の議論でも、ただただ反対だけではよくないという御意見、多数ございましたので、そのことを念頭に置いて書いております。

それで、もう一回最初に戻りまして、経緯のところにつきまして、四つほど段落があると申しました。一つ目の段落は、この第25期の開始のときに起こった、いわゆる会員任命問題、これについて書いております。これは依然として解決されていないし、明らかに理不尽であるということ、やはりここでは確認するつもりで書かれています。

しかし、同時に、改革の議論にも着手したのだということ、次の段落で、5要件というものを提起し、そして改革方策についても報告を出し、そして、それに対して着手もしてきていると同時に、科学技術担当の大臣との対話も開始したんだということを書きました。

ところが、8月に政府方針を出すという約束は簡単に反故にされまして、12月までなし

のつづてであり、その間に大臣がころころ代わったということも述べざるを得ないだろうと思いました。そして、12月に今回の問題、日本学術会議法の改正という政府方針が通告されたということになります。

経緯の最後の段落になりますが、ここで何が起こっていたのかということで、我々としては、開かれた協議の場で、もう一度ちゃんと議論すべきでしょうということを言いました。まさに学術会議という当事者の在り方、あるいは活動に関する内容を、いきなりその法改正で持ってくるというのは、やり方おかしいでしょうということです。ここの段落の3行目に、まだ「円卓会議のような場」という言葉が残っておりますが、これもこのペーパーの末尾の「開かれた協議の場」に統一するつもりでおりまして、ここ見落としておりました。

そういう意味では、今、内閣府が急に12月以降、ばたばたと説明を繰り返しておられるわけですが、我々が求めているのは、一方的な説明、それを丁寧な説明とおっしゃるわけですが、その説明を求めているのではなくて、やり取りなんです、対話なんです、そちらをちゃんとやってくれないと話にならないんだということを言って、真摯な対話を求めているのだということを言いました。

じゃあ、何を気にしているのかということ、今申した、手続として当事者を巻き込まずに、どこで誰が決めているのか分からない形で法案が通告されてくるという、この手続の正統性というのは、ましてないだろうということが一つ。

それから、もう一つは、昨日かなり時間をかけて議論していただきましたように、法改正案に多々問題のある事項が含まれていたということでありまして、選考諮問委員会の設置、それから中期業務運営計画の策定、そしてくどくどしく書かれたフォローアップの内容、あたかも日本学術会議の存在自体を否定するようなフォローアップの方針など、これが学術会議の独立性を毀損する可能性がある。

この点では、昨日も御報告したと思いますが、61名の海外のノーベル賞受賞者から、懸念に共感する、共有するというサポートのような声が届いているのだということでもあります。それ以外にもいろいろあります。ここを、その辺りもっと細かく書くという選択肢もあったんですが、もう文章が物すごく長くなります。学協会も含めて、様々に懸念を共有するというサポートのお声はいただいておりますので、それはURLでこの文章のところに付け加えることによって、関心のある方には見てもらえるようにしたいと思っております。

そして、学術の独立性という言葉でどういうふうなことを考えるのかということは、若干歴史に遡りまして、ヨーロッパのアカデミーが、昨日もお話したように、17世紀にできてきたと。それ以来の長い歴史の中で培われてきた認識なんだということです。ここでは、自立性と独立性というコンセプトで、学術の役割を書いております。学問の自由という概念は、ここでは使っておりません。それは言論の自由、学問の自由というのは、大変複雑で、数行でうまく説明できるような概念ではないと考えたからであります。

また、乱用されていることがありまして、何か学問の自由と言論の自由を区別せずに、

何でもかんでも自由に研究できるんだみたいなことをおっしゃるんですけども、現実には、特に理系の方はよく御存じのように、研究倫理審査で通らなかつたらできない研究っていうはいあるわけです、人社系でも同じであります。それをどういう研究ができないかということを決めること自体が、学術の自律的な営みとして行われるという構造になっているわけですので、やはり学術の側の自律、そして、それを支える独立性というものが基本である。その上でしか、学問の自由というのは成り立たないというふうな話になっていくわけなんです、それをここで書くというのはちょっと難しいと思いましたので、こういう書き方にしております。

結局学術は、当然、社会、あるいは人類にとっての大きな価値を生み出すというか、豊かな世界理解というものを生み出しているわけですし、便利な生活をつくるという点でも非常に大きく貢献してきたことは間違いありませんが、このような学術を独立性と自律性の下で育むということを社会が選択しているということ、これが現代の社会の、ちょっと堅苦しい言い方かもしれませんが、文明の作法というふうな理解をすべきではないか。これを踏みにじるような行動をするということ自体が、やはり国際的なレピュテーションにおいては、非常に大きな問題になりかねない。

ですから、日本は、世界に対してそういう誤ったメッセージを出さないようなことが必要ではないかと、私たちは思ったわけでありまして。それで、日本の国際的な評価や信頼が傷つけられることを恐れるというふうに書きました。

それから、国内的にも、現在において、昨日の説明においても、5人の選考諮問委員を選ぶときに、会長が勝手に選んだらどんなことになるか分からないからと言わんばかり、協議先を設けるという言い方をされておりましたが、平たく言えば、あまり信頼されていないということなんですよ。そういうアカデミアと政府の間での信頼関係が崩れていくということ自体は、日本の研究力にとっては非常にマイナスになる可能性があります。これは私は非常に恐れるべきことだと思いますので、そこははっきり書いたほうがいいだろうと思いました。

そして、今後に向けての最後の段落のところでは、アカデミーというものが、それぞれの社会の歴史や、法体系や、そういったものの中で育まれていきますので、この5要件のような機能を、日本という社会、日本という歴史を持っている社会の中でどのように実装するかという問題の立て方をして考えましょうと。そうすると、それなりに多様にならざるを得ないだろうということを指摘した上で、我々はよりよい役割発揮で改革の方向を示して取り組んでいますと。

今やるべきことは、拙速な学術会議法の改正ではなく、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けることなのだ。このことをきちっとやらなければ、あるいは今回の法改正を拙速に進めれば、日本の学術の終わりの始まりになるという危惧もあるのだということを、最後の言葉として書いたということになります。

十分に昨日の皆さんの御意見が取り込めているかどうか、まだ不十分なところもあろう

かと思いますが、昨晚から今朝にかけての作業として、このようなものを作っているの、御報告し、御提案する次第であります。以上でございます。

○高村ゆかり副会長 小林アドバイザー、声明の御説明ありがとうございました。

ただいま御説明がありましたように、先ほどの勧告は政府向け、そして、ただいま説明がありました、こちらの声明のほうは社会に向けて、その勧告をより理解していただく部分も含めてという形でまとめてあるという形になっております。

先ほどの勧告も含めてでございますが、この声明についても、皆様からの御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

第一部、宇山先生、お願いいたします。

○宇山智彦会員 短時間で、かなりの分量の格調の高い文章を用意してくださり、ありがとうございます。一つ質問と三つの提案があります。

質問は、第25期におけるという段落ですが、任命見送り問題と書かれています。一般には任命拒否問題と言われていて、しかも政府の公式の見解として、任命手続が終了したんだと言っていますので、見送ったわけではないはずですが、なぜ見送りという言葉を使われているのかということです。

それから、協議なのか、議論なのかということですが、協議というのは、やはりある程度具体的な問題に絞った話合いを意味するのではないかと。ですから、これまでこの法律改正について、一方的な説明ではなく、協議してほしかったのに、それが成り立たなかったという経緯はあるんですが、結局それが擦れ違いに終わってしまった現在、何を協議するのか。ここで言っているのは、この法律に限らない、非常に広い問題について議論をする。しかも、政府との協議というだけではなくて、関係者を含んだ議論をする。今の課題は、やはり政府との二者間協議というよりは、もっと広い関係者に関心を持ってもらうということだと思いますので、むしろ議論に統一したほうがよいのではないかと思います。

それから、今回の報道ぶりを見ると、いろいろ紹介はしてくれているんだけど、大きな構図としては、政府が学術会議に透明性を求めているのに対し、学術会議は反対しているというふうに読めるようなものが多いんですね。我々が問題にしているのは、むしろ、この選考諮問委員会の設置などによって、不透明な形で介入が行える仕組みになってしまうということだと。なので、それが分かるような書き方にする必要があるのではないかと。それを丁寧に説明すると非常に長くなるので、今から盛り込むのは無理だとは思いますが、裏のページ、2ページ目の一番上の行で、選考諮問委員会の設置というところを「役割の不透明な選考諮問委員会の設置」としてはどうかという提案です。

最後に、やはり学術会議に対する攻撃は、学術会議が反政府組織であるかのような、いわれのない偏見に基づいているので、我々は、そうではなくて、政府と対等で有益な協力関係を築きたいんだということを明確に示す必要があるのではないかと思います。ですか

ら、終わりのところ、最後から2番目の文で「学術体制全体の抜本的な見直しのために」勧告のほうは短い文章なので「見直し」という言葉は目立たないほうがいいと思ったので削除を提案しましたが、こちらのほうでは、きちんと趣旨が説明されているので「見直し」でよいと思います。それに加えて、抜本的な見直しと「政府とアカデミアの協力関係の再構築のために」という言葉を入れてはどうかと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 宇山会員、ありがとうございました。

今、御意見とともに一つ御質問がございました。最初、二つ目のパラグラフになると思うんですが「任命見送り問題の解決への」の表現のところでございます。こちらに關しまして、小林アドバイザー、お願いいたします。

○小林傳司会員 任命拒否問題のところなんですが、我々自身が、最近、ちょっと任命拒否という言葉を使ったりしてしまっているんですが、事件が起こったときは、任命見送りとか、任命されないとか、会員任命問題という表現をしていたんです。それはなぜかというところは、なかなか微妙ですが、任命拒否というと、これは政府の側は一連の手続が終わったというふうに言っていますね。任命拒否という言葉は、そうなんです。政府の手続、終わっているんだよねというふうに読まれかねない。ところが、我々のスタンスは、終わっていないというスタンスなので、まだおまえたちは見送っているだけじゃないかというニュアンスを込めるとするならばということ、当初はそういうふうに使っていたんです。最近、ちょっとあまりに時間がかかってしまったために、第三者委員会による会員選考への関与は任命拒否の正当化につながるって書いちゃっているんですね。元に戻そうという趣旨でこういうふうにしていますので、そういう意味では、特に争点ではないかというふうに思います。

それ以外のところは、皆さんの御意見です。特に協議を議論というふうに変えるかどうかというところは、御意見をいただきたいところであります。

それから、それぞれの問題点の指摘をこのようなところで、あと少し、例えば宇山会員の提案だと「役割の不透明な選考諮問委員会の設置」というふうに書くということは可能かとは思いますが、昨日の議論の厚みから比べたときに、数文字の追加ぐらいで皆さん収まるのかなという、そんな気もするものですから、もし可能なら、別途の文章を作るかと。問題点に関する部分だけの昨日の議論の要約みたいなものは別途作るという選択肢もあるかなということは、幹事会ではちょっと意見は出ておりました。ただ、時間的に、今は間に合っておりません。ということですので、皆さんの御意見、あるいは執行部のほうの御判断かと思っております。取りあえず、私の回答は以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きいてですけれども、第一部の芳賀会員、お願いいたします。

○芳賀満会員 第一部の芳賀です。ありがとうございます。

声明の宛名が国民であり、日本の学問の終わりの始まりであるという、極めて異様な、危機的な事態であることを国民に伝えることが声明の主目的であるとき、現在の声明は若干論文的なので、学者として冷静で論理的なことを踏まえて、さらにもう少し明確性、訴求性を高められたらなと思います。すみません、小林先生。

三箇所あります。一つは特にタイトルですけど、まず、明確な動詞は必要ないのでしょうか。あえて取っていらっしゃるんだと思いますけど、例えば「求めます」とか付けるほうが平易かと思います。

それから、2番目、本文中にある「学術固有の時間軸」とか「文明の作法」というのはすばらしい言い方ですけど、これはちょっと分かりにくいかなと思います。学問の独立性と自律性を侵す事態であること、よって法案に反対であることを明確に何よりも書いて、さらにできたら、タイトル自体に「学問の独立性と自律性を脅かす法案に反対します」などに入れるのは、いかがでしょうか。こうしても、内容を読めばこの声明は単なる反対を主張しているわけではないことは分かると思います。あるいはタイトルに入れるのは少し強過ぎるという御判断なのでしょうか。

最後ですけど、最終行から三つ手前の行で、我々こそが透明性を求めていますということで「開かれた」とは書いてありますけれども、ここにも改めて「透明性」という言葉を入れたら、より強くなるかなと思います。

以上3点です。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 御意見を基本的にいただいた上で、お答えを返していきたいと思います。

それでは、続きまして、第一部の高山会員、お願いいたします。その後、第三部の野尻会員、お願いいたします。

○高山佳奈子会員 ありがとうございます。法学委員会所属の高山でございます。

最初の栗田会員の御意見と橋本部長の御意見がちょっと違っていたので、それに関してなんですけど、別にお二人の立場が対立していらっしゃるわけじゃないんですが、短いほうは一般の人も見えて、長いほうは見ないという可能性もあるので、資料9のほうが曲解される心配もちょっとあるなと思って、私、栗田会員の懸念を少し共有するものでございます。本当は、ちゃんと見れば、日本の学術体制全般にわたる包括的・根本的な見直しが必要というのは、日本の学術の国際競争力が低下してきている、今みたいな選択と集中をトップダウンでやっているようなやり方は、根本的に見直す必要があるんじゃないかということになると思いますし、学術会議の体制についても、予算がほとんどなくて、事務局職員の方々は超長時間労働で苦しんでいらっしゃるというような状態で、これは変えなきゃ

いけないのですけれども、一般の方が、もし、これを御覧になって、何か法律、改正しなくていいと言っているのに、抜本の見直しというふうにも書いてあるので、じゃあ、法人化して、予算はゼロにしたらいいいじゃないかというふうなことを言っている人たちもいるので、どうしたらいいのかと思ったんですけど。

それから、あと「とどまる」が2回あるという御指摘もあったので、あまり強くこだわるものではありませんが、例えば日本学術会議の在り方の検討だけでなくとか、ちょっと後の部分と日本学術会議の在り方のところが一旦離れるようなというか、ちょっと区切りをつけて表現してみたらどうかというのをちょっと思いました。

それから、さっき任命見送り、資料10のほうの表記で、任命見送りについての御説明がありましたけど、恐らく法学委員会のメンバーは全員同じ理解だと思いますが、推薦に対して任命が行われていないという不作為の状態がずっと続いているだけでして、手続は続いているんですね。そして現に、情報開示に関して行政手続が進行中でございます。終わっておりません。そして、任命自体に関しましても、任命拒否処分というのは行われていません。もし、そういう処分が何らかあったとすれば、その処分自体について裁判を提起できますので。それができるような扱いが行われていませんので、いずれにしても手続は終わっていないのです。だから、任命拒否という言葉を使っても、別にそれで間違いではないと思うんですけれども、そういう法的に正確に捉えた場合には、まだ何も終わっていないです。単に不作為が続いているということで、これを正確に表現するために見送りという言葉が使われていたのであれば、それは正しいのだらうと思います。

以上です。ありがとうございます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の野尻会員。その後、オンラインで御発言を御希望の先生にお願いをしようと思います。それでは、第三部の野尻会員、お願いいたします。

○野尻美保子会員 野尻です。大変忙しいスケジュールの中で、いい文章を書いていたいてありがとうございます。

それで、複数あるんですけれども、まず、2段落目の25期から始まる段落ですが「このような状況の下で、日本学術会議が自らの改革についても検討を開始しました」ということで、いきなり何かを反省して、何かをやっているかのように書いているんですけれども、これ、流れが読めないと思いますので、一体、どういうところに問題があるというか、どういうところを変えるべきだと思って進めているのかということが分かるような感じで、何か付け加えていただけるとよいのかなと思います。

あと、先ほど小林先生から、17世紀にヨーロッパ各国でというところから始まる豊かな文章があるんですけれども、小林先生の御説明でお考えは分かるんですが「文明の作法」という感じのことは、文明が何を指し示しているかということ踏まえて、何か置き換え

たほうがいいかな。我々は文明的であって、政府から提案されているものは文明的でない、文明という言葉は、ほかのものを否定するコンテクストでしばしば使われますので、何かもう少し、本来の意味を表すものに置き換えていただければなと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、すみません、お待たせいたしました。オンラインで御出席の第一部の岩井会員、その後、第一部の三尾会員にお願いしたいと思います。それでは、岩井会員、お願いいたします。

○岩井紀子会員 すみません、先ほどチャットにちょっと上げたんですけども、一つは、この間、すごく異常だったのは、担当者1名がみんなに対して説明するという状況が非常に異常だったので、担当者と書いただけだと、何人かやってきて説明したような感じがするんですけども、1名とかということを入れたらいいのかなと。

それから、内容的には、先生方が先ほどから御指摘されていて、改革するというのは、いきなり指摘されて改革を始めたというわけではなくて、学術会議としては、改革も常にやってきたみたいなニュアンスも入っているほうがいいかなとは思っています。

それから、もう一つ、私、日本版総合的社会調査という調査をやっていて、新聞に取り上げられるようなときに、長さであるとか、ここだけは絶対入れてもらわないと困るということを考えて、文の長さを、こちらで決めたバージョンを作ったりとか、長いバージョンを作ったりとかするんですね。それで、説明のほうは、確かにすごく詳しくは分かりませんが、今朝も、私は紙面で見したのは朝日しか見ていませんけれども、新聞各社、読売とか、北海道新聞とか、いろんなところが取り上げていますが、長さがやっぱりいろいろ、どれくらい紙面を割いてくれるのかというのは違いますよね。それで、端折られたときに、何か、どっちの立場で端折るかというのがあると思うので、そこを考慮して、特にデジタルの場合は、かなり短い分量でしか出してもらえないので、そういうものも用意したほうが、それはすごく短い中で書くというのは大変だと思うんですけども、そのほうが、国民の人が実際に見るのはそれが多いので、用意したほうがいいのかなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、第一部の三尾会員、お願いいたします。

○三尾裕子会員 すみません、ちょっとネットが不安定なので、画面を切ったりしながら、ちょっと伺っていました。

本当に短時間で、執行部の皆様がこれだけの文章を用意していただいたことに、本当に敬意を表したいと思います。

その上で、ちょっとした懸念というか、少し心配性なのかもしれないんですけども、格調高い文章を分かりやすく平たくということもそうなんですけど、やっぱり何か学術会議がすごく知的な集団で、ちょっと国民とは違う、特別感みたいなものがある、それで、私たちは正しいというようなふうに取りられないかなというところが、心配なところがあるなと思ったのが、先ほどから「文明の作法」ということもそうなんですけど、上のところの「学術は学術固有の時間軸のもとで編み出された論理と判断によって正当とされる見解を生み出します」というところも、ちょっと私は心配でした。「学術固有の時間軸のもとで」というところは、何かやっぱり、私たちは固有なんだから、あなたたち触らないでみたいなふうに取りられるとどうかなという気がして、言い換えるとすれば、多分、学術は人類の過去から未来にわたる長期的な時間軸の下で見通しているんですよというような言い方に変えたら、固有という言い方をしなくて済むのかなと。

それから、また「正当とされる」という見解も、私たちは正しいんだから受け入れなさいというようなスタンスに聞こえるかなという気がしたので、そこをもうちょっとより社会に受け入れてもらいやすいとか、妥当なとか、何かそういう言葉に変えたほうがいいのかなというふうにちょっと思いました。

それで、それとの関連で、一番最後のところの「日本の学術の終わりの始まり」というところも、これは私も非常に共有する考え方で、もう全面的に賛成なんですけれども、これも下手すると、あなたたちは学術界のことだけ考えているのねというふうに言われなかなというのがちょっと心配で、学術だけじゃなくて、日本という国とか、あるいは地球社会とか、そういうものに対する、これは非常に危ない傾向なんですよということを含み込むような言い方がないかなと。ただ、ちょっと今提案ができないんですけども、そういうことを思いながら拝読しました。以上です。よろしくお願いします。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御出席いただいている第一部の和氣会員、お願いできますでしょうか。

○和氣純子会員 第一部の和氣です。短い時間で文章を取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

用語の使い方というところにもあるかと思うんですけども、勧告のほうでは、法案の提出を一旦思いとどまりという表現が使われておりまして、この文章を見たときに、非常に何かちょっと情念的といいますか、あまり公的な文章というちょっと印象を受けなかったんですけども、こちらの声明のほうでは、一旦見合わせというような表現になっております。しかしながら、二つの文章とも、一旦見合わせればいいというふうにも解釈できまして、ほんの一瞬、1分間ほど思いとどまったけれども、やっぱり出しますということにもなりかねませんので、前回は再考してほしいというような文章を使っていたかと思

ますので、そもそも考え直すべきであろうということで「いったん」という表現は、非常に、私どもの真意が伝わらない表現かと思えますので、法案、ちょっと文章が今あれですけども「再考し」というような形で、永久的にこの考え方自体を見直していただきたいという表現に変えていただいたほうがいいのかなというふうに思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

先ほど、ご発言をいただいた先生方に加えて、第二部の磯会員からチャットでご意見をいただいておりますので、読み上げさせてご紹介に代えたいと思います。

声明についてでございますが、2ページ目の3行目の「可能性があります」を「可能性が大きいといえます」といった表現というのはどうでしょうかという具体的なお提案でございます。それから、同じく2ページ目の9から10行目ですけれども、「という」は省いてもよいのではないのでしょうかということでもあります。そして、最後から5行目から2行目にかけての「勧告の記載の整合性の確認が必要かと思えます」。そして、最後——最後というのはご指摘の最後のポイントですけれども——最後の「日本の學術の終わりの始まり」のところ、終わりにのところ、ルビをつけて強調してはどうかというご提案をいただいております。ありがとうございます。

それでは、再び会場に戻ってまいります。第二部の狩野会員、お願いいたします。

○狩野光伸会員 ありがとうございます。複数回で恐縮です。

私が思いましたのは、學術は、今、公費で活動するという性格になっておりまして、その意味では、政治とも、それから、行政とも今後も縁は切れなないと思っています。縁が切れなない中で、どのように學術、上手に活動していくのかという論点が大変ではないかと思っております。その意味で、それらの、これからつながる可能性を全部否定するような表現はちょっと危ないかなということをおもっております。

その意味では、何か共有点があるはずで、そこへ至る道筋が我々が思っているものは違うという展開がよいのではないかと私は思ったんですけれども、例示をいたしまして、その共有点として挙げられることが、先ほどの人類の福利への貢献が期待というところかなと思っております。

その意味では、提案のほうの文章の一番初めに書いてある學術會議法の理念そのものは、もちろんこのとおりなんですけれども、それをどのように読み取るかという書き換えとして、小林先生が入れてくださったこの「17世紀に」というところを活用するのはどうかというのを、一つご提案したいと思えます。つまり、それが先にあって、そうした理念があるからこそ、方法についての議論をしたいということかというふうに理解しております。

つまり、ここで書いてあるのは、「17世紀」という書き出しになっておりますけれども、人類の福利への貢献が期待できる方法として、17世紀以来のヨーロッパ各国でアカデミーが設立されて以来の経験として、時の権力や宗教とは独立した活動があるということが、

その近道であるということを見いだしたゆえに、我々はそこを重視した方法を今回提案したいと思っており、その方法がこちらに書いてあるような拙速な法改正ではなくて、開かれた議論であり、というような展開はいかがかなということをご提案したいと思っており、発言をさせていただきます。

同じ意味で、先ほどの発言につながるんですけども、資料9の勧告のほうですね、こちらでも、そうした共通基盤が政治や行政ともあるはずである中で、でも、この勧告をしたいということが伝わったほうがよろしいかということをおっしゃる次第でございます。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、第二部の小林会員、お願いいたします。その後、第二部の市川会員にお願いしたいと思います。では、お願いいたします。

○小林武彦会員 すみません。第二部の小林武彦です。よろしくお願いします。

このような大変な作業をしていただき、ありがとうございました。

頭の中でシミュレーションして、私たちの今のアクションがこの法案の提出を止めるのは具体的にどういう現象が起こったら止まるのかなというふうにご検討すると、笹川室長が昨日の議論を受けて、政府に学術会議が反対しているから、やっぱり今回やめましょうかと言うとは思えないんですね。それで、多分、止められるとしたら、岸田総理大臣だけかなと思っております。

それで、総理は何を考へるかということ、やっぱり世論の動向だとか、国民の学術会議に対する期待だとか、そういうことを政治家として敏感に感じ取れるかどうかだと思うんですよ。今のままだとそれは多分しないので、この声明とかに僕らはすごく力を入れて懸けるしかないわけですよね。そういったときに、私が総理大臣だとしたら、一番嫌なのは、恐らく声明が国民にすごく訴えるようなものだったら嫌だろうなと思うんですよ。それだと、やっぱりこれを聞いて、このまま通したら、変な話、次の選挙に勝てないかもしれないというふうにご検討するかもしれないし、自分たちのスタンスが国民から支持されないかもしれないと思ってしまうと思います。

今回、すごく品のあるというか、上品な学術会議のフォーマットで書かれているんですけども、もし、ここに本当にこれはラストチャンスだというふうにご懸けて、ちょっといつもと違う様式を取るのであれば、1パラグラフ目の後に、日本学術会議のミッションについて書いた後に、もうちょっと平たい言葉で、直接、誰が読んでも分かるようなことを1パラグラフ入れたらいいのかなと。例えば、日本学術会議というのは、学者の集まりで、学術的な助言を政府や国民に対してするものであると。これはエビデンスに基づいてするので、政府の方針に合わないことがある。でも、それが我々のミッションであって、それは、それをやらないと学術会議の存在意味がないんだというようなことを、それで、こういうことを言っているんだよということが誰が見ても分かるような1パラグラフを加えて、

国民を味方につけるといふか、ピンチはチャンスなので、僕らがすごく今苦しんでいる状況で、こういう言葉を発するという事は、分かる人は分かるんじゃないかなと思います。

そういうような、ちょっといつもの様式とは違うんですけども、何か1パラグラフ、平たい言葉に入れてもいいのかなと。あとは、ずっと一緒に、そこで心を打たれた人は最後まで読んでくださいねということだと思います。我々の心情はそうなんですよね。正直なところ、このまま通っちゃうと、僕らはまともな仕事ができないよと。それは国民にとっても、国にとっても、良いことは一つもありませんよということが分かってもらえれば、この文章は成功だと思うんですよ。その1パラグラフを、可能でしたら入れていただけたらいいんじゃないかと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第二部の市川会員、お願いできますでしょうか。

○市川哲雄会員 二部の市川でございます。

短時間で立派な文書を用意していただきまして、本当に敬服する限りです。

まず、勧告のほうですけれども、勧告はやはり私自身は短いほうが、現在のフォームのほうが分かりやすいのかなと思っております。その中で「学術会議のあり方にとどまらぬ」というところは、少し引かかるような感じがして、以前作成された「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」という文章がありますので、ここは「日本学術会議のより良い役割発揮を含めた」というような文章も可能かなと思いました。

それから、声明のほうですけれども、小林先生のご説明でよく分かり、非常に考えられた文章かなと思いました。一番大事な学問、学術の独立と自立、それから、政治との信頼関係のところをより強調して最後を終えるような文章のレトリックで書いていただけたらなと思っております。最後の「学術の終わりの始まり」は、少しネガティブな感じを受けるので、ポジティブに受けるような感じにしたほうがいいのかなと思っております。

政治は、いろんな社会の課題を実現するためのものであり、そのための解決案を提供するのが、我々学術の役目ですから、その信頼関係がなくなれば、文化国家としての役割を果たせないと思います。その辺のところを最後に分かりやすく書いていただいたほうがいいのかなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、発言ご希望の会員、かなりまだいらっしゃいます。今からこちらでテイクノートしているお方のお名前を申し上げますけれども、ご発言ご希望の会員がいらっしゃいましたら、今の段階でお示しいただければと思います。併せて、できるだけご発言は簡潔にお願いをできると助かります。

今、私の手元に来ていますのが、第一部佐野会員、第一部亀本会員、順不同ですみませ

ん、第一部西田会員、第三部大倉会員、第三部筑本会員、第一部高倉会員、第三部相田会員、第三部伊藤由佳理会員、そして、第一部和田会員でございます。

オンラインでご参加の先生方、もしありましたら、今お知らせいただければ、手挙げ機能でお知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○橋本伸也会員 何時までこの議論をされるかということと、いろんな意見を賜っていくのはいいんですけど、今日まとまらないですよ。

○高村ゆかり副会長 あと、浅間会員でしょうか。今、事務局でテイクノートをさせていただきます。

今、橋本部長からご質問ありましたけれども、皆様、ご存じのとおり、予定では、この議論について、午前中の議論でございます。今、多くのご意見をいただいていると思いますので、これをどうするかというのは少し相談をしないといけないかと思っておりますけれども、スケジュールの点でいきますと12時までの予定でございます。それもありまして、ご発言を簡潔にお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

追加で、第二部熊谷会員、第三部大島会員、第一部原田会員のお名前をいただいておりますが、落ちているところはございますでしょうか。第三部の浅間会員と相澤会員もいただいております。第一部の白波瀬会員、ありがとうございます。

それでは、申し訳ありません、以上とさせていただきたいと思っております。先ほどリマインドいただきましたように、我々、この総会からしっかり明確な意思を出すということが何よりも重要な点だと思います。それをよくするために、今、ご意見いただいていると思っておりますので、ぜひ、有用なインプットを、しかし、できるだけコンサイスに、コンストラクティブにお願いをしたいと思っております。

それでは、第一部の佐野会員、お願いいたします。

○佐野正博会員 すみません。そうですね。では、2点と思うんですが。

一つは、現在、ダイバーシティ、多様性の尊重ということがあって、一般に言われておりますけれども、行政、政治、産業などとともに、学術というのも日本社会及び国際社会を構成する非常に重要な要素である。学術という要素を尊重することが、日本の発展、ひいては、国際的な社会の発展にも重要であるというような、そういう多様性の尊重ということがあっていいのではないのでしょうか。行政、政治、産業、それぞれが固有の問題意識、ここでは時間軸ということは書いてありませんでしたが、笹川室長も言われたように、問題意識とともに、時間軸という単語も入れていいのではないかと思います。行政、政治、産業、学術それぞれが固有の問題意識、時間軸を持っている。それがまさに多様性ということです。

そういう意味で、私は、それぞれが固有の問題意識及び固有の時間軸を持っていること

が日本社会及び国際社会を豊かにする多様性として重要であると考えております。そのように行政、政治、産業、学術それぞれが固有の問題意識及び固有の時間軸を持っていることが多様性と関係しているのではないかと考えております。そのように多様であること、すなわち、行政、政治、産業、学術それぞれが固有の問題意識、時間軸を持っているからこそ、開かれたオープンな社会的議論が必要かつ重要です。多様性を背景としたオープンな社会的議論、それが将来的発展を可能にする。これはイノベーションのより適切な推敲のあり方として、オープンイノベーションとか、あるいは、パテントコモンズとかいうような擁護のもとで論じられていることでもあります。そういう議論では、いわゆるプロプライエタリに対してオープンということが非常に強調されておりますけれども、イノベーションのより速やかな遂行、より優れた遂行のためにも、「一つの要素、あるいは一つの組織に閉じる、あるいは、一国に閉じる」のではなくて、「多種多様な組織、数多くの国と協働する」ことが必要かつ重要です。イノベーションをより豊かなものにするためには多種多様な組織の分断ではなくて、対話と協調が必要かつ重要です。そうした視点、ちょっと文章が長くなってしまいますので、文章はお任せしますが、そうした視点を入れてほしいと私は考えております。

今の話の中にも申し上げておりましたが、ここでは「人類の福利」、あるいは、「人類社会の福祉」ということが強調されておりますけれども、一方で、我々は、「単なる学会会議」ではなくて、「日本学会会議」であるということ、「日本という国に存在する組織である」ということの強調も忘れてはいけないかと考えております。「科学に国境なし」「知は力なり」という、そういう人類性、人類社会の視点の強調ということも非常に重要な点ですけれども、一方で、「科学技術立国」とか、「現在の日本政府における科学技術イノベーション政策の重視」ということもそうですが、「日本の発展のためには、学術、科学技術の発展が重要かつ不可欠である」、「なおかつそうした日本における科学技術の発展というのは、この中にありますように、諸科学コミュニティを束ねるコミュニティとしての日本学会会議という組織の独立と自立がまさにそれを可能にするんだ」という視点が重要です。いわゆる奴隷制社会の……。

○吉村忍会員 すみません。限られた時間で皆さんの意見を聞かなきゃいけないときに、もうちょっと議長のほうも時間をきつく制約してください。我々の意思は、この勧告と声明を今日きちっとまとめたいということだと思っております。

○佐野正博会員 長くなってしまいましたが、じゃあ、以上で。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

私のほうの采配、申し訳ございません。先生方のところ、改めてお願いでございますけれども、この場で明確な意思を出すということが最も重要だという点は、昨日確認をした

ことだと思しますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、第一部、亀本会員、お願いいたします。

○亀本洋会員 どなたかがおっしゃるかと思ったんですが、どなたもおっしゃらないので、言いますけれども、私は、この原案ですね、提案された原案に全く賛成です。異論がいろいろ出ましたが、はっきり言うと、その全てに勝って原案のほうが良いと思います。どなたもおっしゃらないので、申し上げますが。

一つだけ言うと、先ほどの日本学術会議の勧告のほうですが、「あり方にとどまらぬ」とか「見直し」とかという言葉は、日本学術会議は、日本学術会議のことだけを、日本学術会議の利益を考えているんじゃないということなので、そういうことは言ったほうが良いと思います。その他いろいろありますが、恐らくほとんどのことは、既に考えられた上で、この原案はつくられたと思いますので、私はこの原案に全面的に賛成です。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、第三部の大倉会員、お願いいたします。

○大倉典子会員 皆様に敬意を表します。

それで、とてもテクニカルなことなんですが、最初の勧告のほうで、現在というのは何を修飾しているのでしょうか。もし立案中であれば、その後の点は取らないとそうならないと思いました。

それから、2番目では、先ほど、どなたかが声明の長さのことに言及されましたけども、私も同様に思っております。それで、そういう意味で、後ろを読む方は読むとして、先ほど、これもどなたかがおっしゃいましたが、設立の精神の後に、どうして社会に日学が必要なのかということをつかりやすい言葉でも述べるというのは必要ではないかと思います。

それから、これもどなたかがおっしゃったんですが、後ろの2ページ目の一番上の「選考諮問委員会の設置」それから「中期業務運営計画の策定」、ここだけ読むと、これらがなぜ駄目なのかということが分からない状態になっていると思います。下手をすると、その中期業務運営計画って、みんなやっていることなのに、それも嫌なみたいに言われてしまう、要するに今までと同じような話が繰り返される可能性があるんで、ここは非常に重要なところなので、やっぱりどうしてということを少し書き込む必要があると思います。

大きいのは、その2点ですね。

それで、長さという観点からいくと、一番格調が高い部分の17世紀からの部分というのは、ここが本当にこれだけの説明が必要なのかなというのは、私は若干疑問に思っております。ただ、設立の精神の後にわかりやすい言い方を入れて、その後、もう読まなくてもいいというスタンスであればいいのではないかというふうに思いました。以上、この声明、現状ではちょっと格調が高過ぎて一般の国民が読む気にならない点があると思いますので、

設立の精神の後に、繰り返しになりますけど、もうそこだけ読めばいいみたいな、どうして日学が必要なのかということ、それから現状の法改正、問題点というのが簡潔に分かるようになっているといいかなと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の西田会員、その後、第二部の熊谷会員、お願いいたします。

○西田眞也会員 まず、第1点、この「われわれは」という表現が声明のほうに出てくるんですが、この「われわれは」というのが誰なのかというときに、今の日本学術会議がという場合と、あと日本のアカデミー全体の代表としての発言というのが二つあると思うんですけども、そこの部分を明確にしないと、多くのほかの科学者の方々の賛同が得られない。学術会議以外の方につながらないんじゃないかと思いますので、前半のところに関しては、「われわれ日本学術会議は」というのがあって、一番、例えば最後のところの、その「日本の学術の終わりの始まり」というところに関しては、これの問題自体が日本学術会議の問題にとどまらず、学術界全体の問題であるということで日本学術界の代表としてみたいな形で、どの立場で言っているかというところを明確にしたほうが、特に科学者のコミュニティーに対しては賛同が得られるんじゃないかと思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第二部の熊谷会員、その後、第三部の筑本会員、お願いいたします。

○熊谷日登美会員 学術会議法の改正案の提出を見送るということと、それから開かれた議論の場を設けるという一番大事な2点を書いているのはとてもよいと思いますが、現在の政府には多分、何を出しても聞く耳を持っていないのではないかと思います。それで、小林武彦会員がおっしゃったように、この勧告の内容を政府が聞かざるを得ないような状況をつくるためには、国民を味方につける必要がありますが、今の日本人は新聞を取らず、文章を読まない人が多いので、この声明を出しただけでは国民を味方につけるところにはつながらないのではないかということをお慮しております。例えば、テレビ討論会だとか、Youtubeでの討論会を行って、映像で、かつ国民が見てみたいと思うような平たい内容で発信しないと国民を味方につけるところまではいかないのではないかなと思います。

あと、もう一つの方法としては、日本人は海外からどのように見られているのかということに対して非常に敏感ですので、海外の新聞に書いてもらうということも、もしかしたら効果があるのではないかなと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の筑本会員、その後、第三部の大島会員、お願いいたします。

○筑本知子会員 第三部の筑本です。

基本的に、私もこの声明の文章全体としては非常に必要なものが含まれていると思うんですけども、先ほどから何人かの方がおっしゃいましたように、たくさん情報を盛り込んだがために重要なところがちょっと見にくくなっていると、訴えたいところが見にくくなっているのかなというような、読んでいて感じました、格調の高さも含めて。ということで、この基本的な文章は、これはほぼ生かしていただきつつ、先ほどから何人かから御提案がありました最初のところ、最初の1段落目の後の2段落目のところで、まず何を懸念して何を求めたいのかと。今、懸念しているのは、今回の法案が独立性というものを損なうおそれがあるというところを懸念しているということと、それに対して、これまで対話をしたというところを、メッセージを入れつつ、結構、この2段落目、4段落目、5段落目と非常に政府が対応してくれなかったことを、ちょっとだらだらって失礼ですけども、非常にたくさん書いているんですけども、この政府に対する、ちょっとネガティブというか、それは事実なんですけども、そこをちょっとあまりにも分量が多いので、あまりそこは、むしろこれまでの経緯みたいな形で、いわゆるプレスリリースのイメージで言うところ、本当に言いたいことをなるべく本論で、1ページ以内でまとめていただいて、背景となる考えというところをちょっと補足説明というか、これまでの経緯とか、その経緯を1文ぐらいで書いた上で、そこをちょっと外出しにするような形のほうが非常に皆さんにとってメッセージを受け取りやすいものなのかなというふうに感じております。すみません、またいろいろお手数かけることになりましたけれども、その点、配慮して考えていただければと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部の大島会員、お願いいたします。

○大島まり会員 ありがとうございます。取りまとめていただきまして、誠にありがとうございます。

この声明に関して、二つコメントがございます。今までの議論にも出てきてますように、この声明は、やはり国民に向けて、国民にやはり理解していただくということが非常に重要なのかなというふうに思っております。

それで、ちょっと読み進めていきますと、第1パラグラフには人類社会ということが書いてあるんですけども、後半に行くに従って、「より良き」アカデミアであったりとか、学術に向けてのことしか書いてないんですね。なので、やはり最後のパラグラフは、最初のパラグラフとちょっと合わせるように、やはりこれは国民に向けて、よりよい社会のために、やはり私たち、そして学術界だけではなくて、学術の発展がすごい重要であるということを改めて強調するべきなんじゃないかなというふうに思ってます。ところどころ、

日本の未来のためにということが書いてあるんですけども、後半に従ってそれがなくなっていくしますので、やはり社会と学術の在り方、これを最後、改めて述べる必要があるんじゃないかなということを感じました。それが1点目です。

2点目ですね。多分、この声明文を読む方というのは、今までの議論というのを知らない方が大方だと思います。それで、この声明文を読んだときに、ちょっとやはり独り歩きしてしまうところが若干あるのかなというふうに思っています。それが2ページ目の第2段落の、やはり17世紀ですね。こここのところ、幾つか議論もありましたけれども、やはり学術の時間軸のことが書いてありますけれども、これは17世紀から変わらない普遍的なことではあると思うんですけども、やはり今の世の中、かなり変わってきておりますので、こういう普遍的なことと、あと今の社会がちょっと混同されているようなところもありますので、やはり今の社会も踏まえて、ですけれども変わらない学術の在り方として、こういうことを尊重していただきたいということを、ちょっとどこかで述べていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思っています。きちんとした案文があるといいんですけども、ちょっと今の段階では具体的な案文がないんですけども、ちょっとここは非常に誤解を与えるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう意思ではないということを含めて、少しその時間軸が、もう少し現代の時間軸も含めた言い方にしていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第一部の原田会員、その後、第三部の伊藤会員、お願いいたします。

○原田範行会員 第一部の原田です。

案文をおまとめいただきまして、誠にありがとうございます。私は基本的に原案に賛成なんですけれども、文言の提案についてだけ述べさせていただきます。

それで、今、先ほどから議論になっておりますけれども、学問と国家、学術と国家・国民のよりよい関係というのを考えたときに、やはり時の政権と時には異なるものであっても、その学術的眞実を追求し、それを国民に提供するというのが学問の一つの使命だろうと思います。そういう意味では、国民及び国家、そして人類にとっての危機管理というのが学問の一つの役割ではないか。そういうふうに考えていくと、例えば先ほどから問題になっている文明の作法というところですけども、これは、例えば「これは国民の、そして人類の危機管理とも言うべき事柄です」というような表現ではいかがかと思えます。

それから、その2行ほど上の「学術は学術固有の時間軸」、これは「効果を長期的、多角的視点で検証するための学術固有の時間軸」というような、要するに普通の短期的な業務運営計画とは異なるというようなことを表に出されてはいかがか。そういう意味では、この2ページ目の1行目の「中期業務運営計画」6か年というのが出てきましたけれども、

これを例えば「短期的」というふうな表現に置き換えると、一応、コントラストが出てくるかと思います。

あともう一つ、この2ページの3行目の「内外のアカデミア」、アカデミアとアカデミーがちょっと混ざってますので、ここは「アカデミー」がよろしいかと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

それでは、第三部、伊藤由佳理会員、その後、第一部の高倉会員、お願いいたします。

○吉村忍会員 何時までやるのか明確に言ってください。

○高村ゆかり副会長 すみません、先ほど御希望を全てお取りしましたので、あと申し訳ありません、7名の方だと思いましたが、残っております。御発言、簡潔にお願いをできればと思います。

それでは、伊藤由佳理会員、お願いいたします。

○伊藤由佳理会員 第三部の伊藤です。

2点だけお願いがあります。声明文の2ページの3行目のところの「内外」というところは「国内外」にしたほうがクリアになると思います。その「アカデミア」という言葉はあまり一般の人にはなじみがない言葉のような気もするので、もう「国内外の研究者・学術団体から」というふうに書いたほうが、インパクトが強いのではないかと思います。

二つ目は、二つ目というか、2ページ目の第2段落のところはとても格調が高いんですけど、17世紀とか宗教の介入と言われると、何か日本の学術とちょっと離れてしまう感じがするので、学術の独立性の重要性ということは強調したほうがいいと思うんですけど、それだけ言ってアカデミア、海外のアカデミアを並べると、じゃあ、あなたたち、もう独立したらいいんじゃないのかと思われるかもしれないので、学術が独立して発展していくことも大事で、さらに岸田内閣に訴えたとしたら、それが科学技術立国の日本への貢献になるというような言葉を入れると効果があるのではないかと思います。以上です。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

第一部、高倉会員、お願いいたします。

○吉村忍会員 高村先生。動議があるんですが、結局、これはこの後、まとめなきやいけないわけですね。まとめたものをそれなりに、この総会にもう一回諮るということができないときには、きっと幹事会で審議をし、最終的に会長が諮るわけですがけれども、今日のスケジュールを考えると、そのための時間を取るといったら、本当にこの昼の時間しかな

いんですね。ですから、残りの方の御意見は、例えばですけれども、メールか何かで事務局に今出していただいて、それを、もう当然参照しながら最終的に、この処理をどうするかということをご決めていただいて、一旦解散していただいたほうがよりよいものが私はできるんじゃないかというふうに思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

○橋本伸也会員 今回の動議、支持します。と同時に、まずここでお決めいただかないといけないことは、意思の表出、声明及び勧告を出すのか出さないのかということを決めないといけないわけです。全面的な改稿を要求される方が多くおられました。そうであれば、これは次の総会まで持ち越しになります。それでいいのかどうなのか。出すのか出さないのかということをご決めていただき、その上で、どの範囲での文章の変更を行うのか。この文面ではもう納得がいけないということであれば、微修正はありますよ、微修正は。納得がいけないということであれば、これはもう出さないという意思決定をするべきです。その決断を執行部はされるべきです。

○高村ゆかり副会長 申し訳ありません。今、会長ともお話をいたしましたけれども、これだけ、やはり多くの会員の皆様、非常に重要だと思って御発言をいただいているというふうに思っております。私が今、お話を伺う限り、この勧告、あるいはその声明、国民に向けて、社会に向けて発信をする内容をどういうふうによいものにしていくかというところで皆様の御意見が出ているというふうに思っております。どなたも出すべきではないという御意見はなかったと理解をしております。もしそうだとしますと、できるだけ多くの方に御発言をいただきたいという趣旨は私、持っておりますけれども、今、吉村部長、橋本部長からありましたように、この内容をこの総会で確実にやはりしっかり伝えていく、完全なものではないかもしれませんが、それをしっかり出していくということをごまず確認をするということは非常に重要だと思っております。その上で、いずれにしてもこれだけ多くの多様な分野の多様なバックグラウンドを持って、ここに、しかも将来のこの学術・科学をどうしようかというふうに考えての御発言だというふうに思いますので、一つには、頂いた意見について、もう既に出していただいた意見については今、引き取っておりますけれども、御発言を申し訳ありません、御希望の会員、7名ほど残っておりますけれども、そうした会員におかれましては、誠に申し訳ありませんけれども、事務局宛てにその御趣旨を書いたものを急ぎお送りいただくことはできませんでしょうか。そうすることで、この後、頂いた御意見を踏まえて、これだけの意見いただいておりますので、最終的には幹事会の御意見を伺いながら会長に一任をさせていただき、また、しかし、その勧告、そして声明をここでまず出ささせていただくということ、出していくということをご優先したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。（拍手）

ありがとうございます。大変申し訳ありません。私の本当に不徳の致すところでございます。申し訳ないですけれども。

ご発言いただけなかった会員の皆様につきましては、事務局宛てに急ぎお送りいただくことをお願いしたいと思います。これは幹事会で共有をし、できるだけの検討のところに反映をしたいと思います。

いずれにしても、今確認をさせていただきましたけれども、勧告については簡潔にということ、非常に明確に簡潔にということは、共有いただいたと思います。

声明に関して、たくさんの、やはり我々の気持ちを伝えたいというのと同時に、簡潔にという御意見もいただいています。恐らく、これは多久和会員でしたでしょうか、ミーティングチャットに入れていただいているんですが、例えば会長のメッセージとか、ほかの形でそれを補完するような方法を考えていただけないかということもいただいております。

したがって、声明に関しても、できるだけ、やはり分かりやすく簡潔に。しかし、それを補完する、例えば懸念事項の説明ですとか、あるいは別の形で、より分かりやすい形で言葉を伝えていく方法を考えるということを検討させていただくというのも、併せてご提案をしたいと思います。

いずれも、今の点は幹事会でご議論いただきたいと思います。

橋本会員、お願いいたします。

○橋本伸也会員 今、私たちが作ろうとしているのは勧告です。勧告を拍手で決めるんですか。

○高村ゆかり副会長 申し訳ありません。手続を確認いたしますけれども。

○橋本伸也会員 法に基づく行為です。それを文面は会長に一任、拍手、というような軽い決め方でよろしいのでしょうか。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。今は、そういう意味では、それぞれの何らかの形で意思の確認をするということについて、御動議をいただいたというふうに思いますが、そのような形でよろしいのでしょうか。

ちょっとお待ちください。

今、このご動議について、今出た動議について異論がございましたら、お願いしたいと思います。

栗田会員、簡潔にお願いいたします。

○栗田禎子委員 異論ではなくて、橋本先生に全く賛成で、第5条に定められた「科学の

振興」とか、「学術会議の目的の遂行」に関して、政府に本当に厳密な意味の政策提言、政策を勧告するという重いものですので、拍手ではなくて。

昨日、例えば声明について決を採るべきというお話もありましたけれども、場合によっては決を採るような形で。できれば全会一致が望ましいですが、拍手じゃなくて、勧告を出すことについては、しっかり趣旨を御説明いただいて承認するという手続が必要だと思います。ありがとうございました。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

今の橋本部長の動議について、ご異論ございますでしょうか。

○橋本伸也会員 動議ですから、まず、サポートがなければ動議として成立しないですから、それをご確認をいただき、その上で、その動議について認めるかどうかということのご確認をいただかないといけないんじゃないですか。

○高村ゆかり副会長 はい、そういう意味では、セカンドありましたけれども。決を採るかかどうかというのは、橋本部長のご動議だというふうに思いますので、それに対して栗田会員からセカンドがあったと理解をしております。

決の採り方についての動議だと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

○相澤清晴会員 勧告案は、言葉はまだ少し直されるという理解でよろしいですか。

ちょっと手短に、ちょっとだけ申し上げますと、勧告って三つの意味が入っていて、一つは思いとどまると。もう一つは協議の場を設けると。もう一つは学術再生の抜本的な見直しを行うという、これが、三つの意味が入っちゃっているんで、すごくたくさんのことが入っている。

この声明のほうもそうなんですけれども、抜本的な見直しのところは、何もそれをサポートすることが書いていないので、そういう意味では「抜本的な見直し」という部分だけ落とすという形にしたほうが、ずっとすっきりして分かりやすくなると思います。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

この点について、今、相澤会員からご発言いただきましたけれども、先ほど、ご提案を申し上げた趣旨は、ご意見、様々なご意見が今日出ていますので、会員の意見も含めて幹事会の意見を聞いて会長に御一任をいただけないかということをお願いしました。それを前提とした上で、この勧告を、この総会で合意をして出すかどうかについて、お諮りをしたいと思います。

先ほどの決定方法の動議と、私は理解しましたけれども、拍手ではなく、それぞれの各会員の意思を確認する形で、この勧告を承認するかどうかということを確認したいという

ふうに思いますけれども、そのような形で、よろしいでしょうか。

それでは、この勧告について。基本的にはこのご提案をしている概要ですけれども、本日、幾つか修文され、内容についてのご提案をいただいております。

○橋本伸也会員 ただ、ちょっとやっぱり気になるんですが、修正案ですよ、今おっしゃったのは。修正案が出ているのであれば、まず、修正案についての、それを取り上げるかどうかということの確認が必要であり、それに基づいた賛否を問う。そして、原案についての賛否を問うという、そういうやり方になるんじゃないですか。

○高村ゆかり副会長 この点について、それでは議論いたしますか。

○橋本伸也会員 まず、その点についての会長、副会長とか四役のお考えをきちんとお示してください。

○梶田隆章会長 修正案、様々な御意見がございましたけれども、それにつきましては、幹事会での、この後の幹事会での検討、そして最後、会長一任をいただきたいと。

どこまで修正するか含めてです。そういうふうに思っております。いかがでしょうか。

○高村ゆかり副会長 いかがでしょうか。

川嶋会員、お願いします。

○川嶋四郎会員 私は、今の会長のご提案に全面的に賛成でございます。210人いる中で210通りの文章なり、お考えがあるというのは十分承知しております。しかし、私たちは、この期は梶田会長、それから執行部、部長、全てお任せしておりますので、あとは仲裁的なご判断、これをお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。

オンラインで参加の三成会員からご提案に賛成。白波瀬会員からもいただいております。

それでは、すみません。改めてでございますけれども、修文案、あるいは御意見が出ているのを重々承知の上で、今、会長から提案のありました形で、今、提案をされている勧告の原案を基に、その修文については幹事会の意見を聞いて会長に一任をすること、この勧告について承認をいただくということについて、承認をすること、ことに賛成をされる会員、会場におきましては手を挙げて、その意思を表明いただきたいと思います。

それから、オンラインで御出席の皆様、申し訳ありません。手挙げ機能でお示しをいただければというふうに思います。事務局のほうで確認をまいります。

今、事務局で確認をいたします。

〔賛成者挙手〕

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。今、事務局から確認をいたしましたけれども、会場ご出席の皆様全て、そしてオンラインでご出席の皆様全ての承認、賛同をいただいたということでもあります。

そういう意味では、会長一任を条件でありますけれども、今回、この勧告案につきまして、改めて総会で提案が承認をされたということで確認をしたいと思います。

それでは、大変時間の采配がなりません、誠に申し訳ありませんでしたが、声明につきまして、先ほど同じように申し上げました、いただいた意見を踏まえて、会長一任でお願いできないかということですが、こちらについてもよろしいでしょうか。

それでは、改めて申し訳ありません。意思の確認をさせていただければと思います。

事務局のところ、確認をお願いします。併せてオンラインでご出席の皆様も、手挙げ機能でお知らせいただければと思います。

〔賛成者挙手〕

○高村ゆかり副会長 ありがとうございます。今、確認をいたしました。

会場につきまして、1名、お手を挙げていただけていない会員いらっしゃいましたけれども、大半の会員の、大勢の会員、ご承認をいただいております。同じようにオンラインに関しても、6名の方の手が挙がっておりませんが、大半の会員の賛同をいただいております。

様々なご意見がおありとは思いますが、今、この声明に関わりまして、この総会におきまして承認をいただいたということでございます。

〔その他〕

○高村ゆかり副会長 すみません。采配が慣れておりませんが、申し訳ございませんけれども、以上で、本日午前中、予定をしておりました総会の議題、そして、昨日からの予定をしている総会の議題を全て終えております。

もし、よろしければ、こちらで議事を会長に戻したいと思います。

○梶田隆章会長 会員の皆様、昨日、本日で、大変重要なお議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

皆様に危機感を共有していただき、おかげさまで政府向けの勧告と一般向けの声明を、会長一任という形ではありますけれども、お認めいただきました。どうもありがとうございます。

最終の文面はこれからまとめますが、政府におかれましては、我々の強い意志を真摯に受け止めてご検討されるということを期待しております。

さて、令和5年4月の学術会議の総会としては審議を終えようとしておりますが、この機会に、今後のことにつきまして、私の考えをお伝えしておきたいと思っております。

12月の総会のときに、私は会長として、現在検討が進められている学術会議法改正問題については、重大な決意で臨むと発言いたしました。実際、それ以来、12月の声明で書いたように、日本学術会議の在り方についての方針、あるいは学術会法の改正について再考を求めるということを中心に、学術会議の運営をしまいいりました。しかしながら、法案の閣議決定は間近ではないかというような話も聞こえてきております。先ほど述べましたように、今後、政府におかれましては、勧告という形で表明する我々の強い思いを真摯に受け止めてご検討されるということを期待しております。

さて、このような状況で、会長として今後の学術会議の運営ですけれども、以下の2点が極めて重要かと思っております。まず、学術会議法の改正問題について、引き続き再考を求め続けること。それとともに、今回の総会では議論できておりませんが、現在、現行の学術会議法に基づいて進められている会員の選考プロセスをきちんと完了させること。この2点について全力で進めてまいりたいと思っております。つきましては、会員の皆様のご理解、そしてご協力をお願いいたします。以上です。

今回の総会では二日間にわたりまして、日本の学術の、言わば歴史的転換点ともなりかねない重要な課題につきまして、ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから連絡事項のほうをお願いいたします。

○企画課長 事務局でございます。手短かに申し上げます。

この後、学術会議庁舎内で昼食を取られる方は、各部会の会議室でお願いいたします。5階及び6階の会議室を開放しておりますので、ご利用ください。

この後の幹事会、何時からにいたしましょうか。では、この後、すぐ開始ということなので、構成員の皆様、2階大会議室またはオンラインでご参加ください。

席上に残された資料は事務局にて廃棄いたしますので、ご入り用の場合はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。以上です。

○高村ゆかり副会長 すみません。事務局から、部会の時間についてご案内いただけますか。お部屋と。お願いいたします。

○企画課長 部会は1時半からという予定になっておりますので、1時半からということをお願いいたします。

部屋は、第一部会は5 A会議室です。第二部会は6 A会議室、第三部会は6 C会議室です。以上です。

○梶田隆章会長 ありがとうございます。

では、以上で総会を終了いたします。どうもありがとうございました。

[散会 (午後0時29分)]

【オンライン会議システム上で寄せられた御意見】

○佐野正博会員

第一部会員の佐野です。

本日の日本学術会議活動状況報告に関するさらなる質問を受け付ける時間がないとのことですので、私が質問したかった内容をチャットで流します。

他の会員の方にも早急に認識を共有していただきたいため、本チャットで流しました。長文となりますが、どうかよろしく願いいたします。

日本学術会議として重要な社会的課題に応えることが必要と思うのですが、日本学術会議のウェブサイト内で生成系 AI や ChatGPT という単語を検索させても何もヒットしない状況は少し問題ではないかと思われます。本日の日本学術会議活動状況報告の中でも、AI に関して AI 議事録の導入ということしか触れられていないのではないかと思われます。

生成系 AI に関しては、政府や産業界ではすでにかんりの議論がなされていますが、本問題に関しては日本学術会議も政府や産業界と問題意識・時間軸を共有しながら、対応することが必要ではないか思い、発言させていただきます。

もちろん ChatGPT などの生成系 AI の研究開発および社会的利用のあり方に関して、すでに様々な分科会で検討が開始されているのではないかとはい思うのですが、パンデミック問題（パンデミックと社会に関する連絡会議）と同じように、各分科会における審議の有機的連携を深めるとともに、「生成系 AI 研究および生成系 AI 技術の社会的利活用問題」に関する新規分科会を設置するなどして、日本学術会議としても何らかの統一の見解をなるべくすみやかに表明すべきではないか？

画期的な技術イノベーションが大きな社会的問題を引き起こす可能性を持っている場合には、そのことに対する適切な対応がこれまでも求められ、実際になされてきたことです。

例えば、コピー技術の発達にともなって本物とコピーの識別がより困難になる中で、紙幣それ自体における偽造防止技術のさらなる発展が追求されるとともに、カラーコピー機で紙幣のコピーをしようとした場合に警報が鳴ったり、Adobe の Photoshop などの画像ソフトで紙幣画像の編集ができないようにするなどのインプリメンテーションがなされたりしています。

これと同じように、生成系 AI に関してどのようなインプリメンテーションが必要なのかに関して検討することが社会的に求められています。

こうした問題以外にさらにまた、論文作成における生成系 AI の利用問題、AI 生成物に関する著作権問題やオーサーシップ問題

以上